

第五十回 参議院日韓条約等特別委員会會議録第九号

昭和四十年十二月三日(金曜日)
午前十時五十分開会

委員の異動

十二月三日

辭任

曾祿

益君

補欠選任

向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長

寺尾 豊君

理事

大谷 藤之助君

久保 勘一君

草葉 隆圓君

長谷川 仁君

松野 孝一君

龜田 得治君

藤田 進君

森 元治郎君

二宮 文造君

委員

井川 伊平君

植木 光教君

梶原 茂嘉君

木内 四郎君

黒木 利克君

近藤 英一郎君

笹森 順造君

杉原 荒太君

園田 清充君

田村 賢作君

中村 喜四郎君

日高 広為君

廣瀬 久忠君

柳田 桃太郎君

國務大臣

内閣總理大臣

法務大臣

外務大臣

文部大臣

農林大臣

通商産業大臣

國務大臣

政府委員

内閣官房長官

内閣法制局長官

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長

防衛庁教育局長

防衛庁人事局長

防衛庁経理局長

防衛庁整備局長

防衛施設庁長官

法務省民事局長

山本茂一郎君

和田 鶴一君

伊藤 顯道君

稲葉 誠一君

岡田 宗司君

小林 武君

佐多 忠隆君

中村 英男君

羽生 三七君

横川 正市君

渡辺 勘吉君

黒柳 明君

鈴木 一弘君

向井 長年君

岩間 正男君

市川 房枝君

佐藤 榮作君

石井光次郎君

権名悦三郎君

中村 梅吉君

坂田 英一君

三木 武夫君

松野 頼三君

橋本登美三郎君

高辻 正巳君

海原 治君

島田 豊君

穴戸 基男君

堀田 政孝君

大村 筆雄君

國井 眞君

小幡 久男君

新谷 正夫君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○派遣委員の報告

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日曾祿益君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

以上四案件を一括議題とし、質疑を行ないます。中村英男君。

○亀田得治君 ちょっとと資料について。

委員のほうから、いままで再三にわたってこの資料要求をやり、そのつど毎日の理事会におきましても要請をしておるんですが、本日の段階に至っても、なおかつ出さないとはいふものが多々あるわけでございます。こういうことは、ひとつ総理、外務、各責任者としては、十分反省をしてもいいと思います。

たとえば、政府が提出できないと言っているものの中に、韓国から要求された文化財返還の目録

しましても韓国の魚族保護法がそのまま残っておりすが、しかし、専管区域、規制区域、そういう措置の中で解消されておると、こう思われまされども、平和ラインあるいは大陸だの宣言は、きのうの渡辺君の質疑を通してみましても、向こうは廃止する、撤廃するということを宣言してない。そういう意味で非常に安全操業ができるかどうかということ非常に西日本の漁民は心配をしてる。同時に漁業面でいろいろ制限を受けたり、ことに、今日まででも魚族の枯渇はしてあるが、将来韓国の漁業が発展すると漁族の枯渇がなおひどくなつて、実際には漁獲高が減ってくるじゃないか、収入が減るじゃないか、そういういけば希望と心配できわめて複雑な表情をしてるのが現時点における西日本の漁民のように思ふのです。そういうことですから、私はきわめて端的に素朴に質問申し上げたいと思ひます。

○中村英男君 いろいろ問題が国際法上まづきめられる。これが国際法上から見まして、いわゆる李ラインなるものは私どもは違法、不法だと、かように考へて認められないものだから、かように思つておるので、その意味の主張をしておるわけでございます。

○中村英男君 いろいろ不当なラインであるといふことを日本政府もかねがね主張しておるのですが、この不当なラインでたくさん漁船があるいは船員が拿捕されているのです。そういう点について私は今度のこの交渉を通して非常に不満なんです。もつともこれは非常にむづかしいことと思ふのですが、政府が、不当であればやはり拿捕された船、船員、それに対する請求を国内補償にせず、やはり韓国へして、不当性を明快にすべきであつたではないかと思ふのです。これはもつともむづかしいことなんです。むづかしいことですが、それはやはりすべきじゃなかつたかと思ひます。

思ひますが、総理はどうかうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 中村君の言われるとおり、これは当方で請求すべきことだと、かういふ事柄も折衝いたしまして、そして向こう側からもこちらへ請求するものがある、こちらからも請求するものがある、ところが幾つか出てまいりましたものが、いわゆる請求権解決の方法としての外交折衝であつた。外交折衝は外務大臣からしばしばお答えいたしておられます。そういう意味の請求権の確立問題では双方で話がつかない、別な形において、いわゆる経済協力の形で請求権問題も最終的に完全にこれを解消した、かようないきさつになつておるわけでありま。この問題だけを切り離してみれば、中村君のお尋ねのとおり当方で請求して、そして処理すべきものである、いまの補償などのような問題でないというのが本来の筋でございます。

○中村英男君 いろいろことはわからぬではないんですが、そういう処理のしかたが、平和ラインが撤廃されずに安全操業ができるかどうかということ、これは漁民は心配していると思ふんです。そこで、これは藤山さんが外務大臣のときですけれども、やはりかういふ点では総理も処理しにくかつたと思ふんですが、日本国において収容されてる韓国人及び韓国において収容されてる日本人漁夫に対する処置に關する日本国政府と大韓民国政府との間の了解を書きとめるものがあるんです。これによると、大韓民国政府は刑を終つて大韓民国の外国収容所、これは釜山ですが、外国収容所に収容されている日本人漁夫を日本国に送還し、及び第二次世界大戦後の韓国人不法入国者の送還を受け入れる。この了解書は署名の日に効力を発生する、これは一九五七年の十二月三十一日に東京で作成されているんですね。藤山愛一郎・金外相、かうなつておるんですね。これはこのときにすでに外国収容所に収容されている日本の漁夫は刑を終了していることを確認してあるんですね、日本の政府が、日本人から言つた

ら何ら刑を受けるべきものじゃない。これは公海で漁業をしているのを拿捕しているんですから、これはきわめて不当な、不法なことなんです。それをここで刑を終了していると、刑を受けたのが当然だといふことを日本の政府は認知して受け取つておるんです。かういふやり方を過去においてやられておるから、総理としては、引き継がれた総理としては、非常に私はこの問題はやりにくかつたろうと思ふのです。思ふけれども、やはり李ラインがなくなつたといふことを日本政府が言ひなれば、やはりこの不当性を、請求権を相殺せずに、不当性を明快にするためには、やはり請求権といふものはむづかしいことではあるけれども、韓国が私は補償すべきであると、こう思つておるんですね。

○國務大臣(佐藤榮作君) いま私がお答えいたしましたように、この問題だけ切り離していへば、ただ、中村君のお説のとおり議論が正しいと、かように思ひます。日韓間の問題はいろいろ複雑な問題を持っておりますので、政府がいわゆる一括解決といふことをしばしば申し上げてまいりました。かういふような事柄につきましても、日本側の正当性あるいは韓国のこのことについては主張が正しくないとか、あるいはまた、韓国側では他の面においては日本に要求するものもある。この幾つも複雑な関係にありますので、その一つ一つについて裁定を下さないで一括して処理していく、かういふような方法をとつておる。まあこの点において、どうも一括処理といふながら竹島が残つておるじゃないか、これは昨日もお答えいたしましたように、一括処理ができなかつたのはまことに残念で、申しわけなく思つております。かように申してはいる。ただ、これにいたしまして、将来の解決の方向といふものはきめてある、そういうことではございません。ただ、かように申してはいるのであります。ただいま中村委員から御指摘になりますことそれぞれの問題は、理論的には私は異論を申し立てるものではないと思ひますが、しかし、一括処理、全体をどうす

れば親善友好関係を樹立するか、かういふ観点に立つて処理したい、かういふことでございませう。また、他の面で、漁業協定等についていろいろの批判も受け、もつと日本は譲らないではつきりすべきじゃなかつたか、かような激励も受けておりますが、これはしかし、申し上げますように、双方が互譲、互いに譲り合つてそして初めてこのむづかしい交渉ができた。そういう意味では妥協でできた上がつた。そういう意味でも、私も率直に私どもが認めて説明をしているような状況でございますので、ただいまの問題もその一つの問題だ、かように御了承をいただきたいと思ひます。

○中村英男君 いや、それは私もわからぬことではないんです。わからぬことはいくらでも、少なくとも李ラインでどういふことをされたかといふことは、総理も山口県ですから御承知のことと思ふんですが、非常にくだいようですが、私は、これは李ラインを宣言して今日まで漁夫が四千名拿捕を受けている。漁船にして二千三百二隻です。か、この中で沈没された船も三隻あるんです。また、未帰還の漁船も百七十三隻、死亡した人も五名ある。非常に抑留中に乱暴されて今日病床にある乗組員や、このために漁業ができずに転落して、生活の保護を受けている漁家もあるんです。これらのことについては、後ほど国内補償の問題で農林大臣なり、大蔵大臣に質問したいと思ひますが、かういふいわばこれは涙金なんです。かういふ涙金で処理されることを一体かういふ被害を受けた人たちは金高の多い少ないじゃないんです。かういふ涙金で処理されることは私は本意ではないと思ひます。そういう点をひとつ、私はいまの総理の答弁はわからぬことではないですけれども、本意でないのだ、かういふことはひとつ御留意をいただきたい思ふのです。かういふひとつやう方をされますから、国民感情としては、御承知のように、この李ラインを引いたためにたくさん拿捕されている、昭和二十七年ごろには西日本の漁民ははち巻きを締めて東京へ出てき

て非常にやかましかった、デモをしてやかましかったんです。そういう前後の日本の国民感情としてはどういふ感情になったかという、韓国にばかりにされているんだ、これは軍備を持たなきゃいかぬじゃないかという、そういう軍備の増強しなきゃならぬじゃないかという熱をあふたんです。私もアメリカ大使館に行つたんです、アメリカは居中調停ができる立場にあるじゃないか、韓国と日本の間にあってアメリカはなぜそれを放任するか、居中調停をしてこいという不法なことをしないようにあなたの方から、アメリカから言つたらどうかというのを、私もアメリカ大使館へ行つて申し入れたことがあるんです。こういう居中調停ができるアメリカが、今までほつておくという事は、これはほかに目的があるんじゃないか、日本をして軍備を持たなかつたらいかぬじゃないかという事を刺激することにそれを利用しておるんじゃないかとさえ日本の国民は誤解したんです。ですからこういう重大な経過があることですから、私は総理の処理されたことはわからぬことではないですけれども、あまりに私は簡単過ぎる、こう思つておりますから、そういう点を総理に質問したような次第であります。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの点は私簡単に説明をいたしましたけれども、その簡単な結論が出るまでにはいふん複雑な交渉をいたしておるのであります。歴代農林大臣は漁民あるいは漁業家の損害賠償について強い請求をし、しばしば交渉も持った。このことは中村君も経過は十分御承知だと、かように思つてございしますが、しかし、これらの事柄をいろいろ説明し、いろいろ要求もし、話し、交渉も続けたが、とにかくなかなか受け入れてくれない。そして最終的にたまたま申す結論的な一括処理と、こういうことで、やむを得ずそういう処理にいたしました、かようなことを実は申しておるのであります。ただいま言われる事情をよく御理解をいただいておるが、歴代の農林大臣が、わが国の漁民、漁業家等の保護の

ために正しい主張を何度も繰り返しておること、これまたこれも御承知願えておると思います。私は簡単な結論だけ申しましたので、非常にあつさりしているようにおとろかと思ひますけれども、そういうものではありませぬ。また、今回も補償、見舞い金等を出すにいたしました。私は特に気の毒に思ひますのは、零細な漁民、そういう方がただいまあげられませんでした。日常の生活にも非常な苦痛を感じておられる、こういうようなことを特に勘案いたしまして、そしてこれらの方々に十分手厚い処置のとれるような方法で、いま予算を要求しておるような次第であります。これらの事柄も、大企業ももちろん多大の損害をこうむるわけでありますが、しかし、これらについては救済の方法が、別途また保険その他の問題があるようございしますが、零細な漁民についてはそういう救済の道もないのでありますから、政府が十分めんどうを見るということではなければならぬ、かように思つて、こまかな注意もしておるような次第であります。

○中村英男君 権名外務大臣にお伺いしたいのですが、これ竹島の問題なんです、いままでの質疑を通じて見ますと、大臣は、占領しておることを実力で排除しようとは考えていない、こういう御答弁でしたが、そうすると、大臣のおこぼを信用しても、なかなかこの竹島の最終的な結論というものは相当の時間を要すると思ひます。これは、そうすると、一体、この地域における漁業の補償の問題も出てくるんじゃないか。これは外務大臣よりは農林大臣の所管かと思ひますが、それじゃ最初に農林大臣にお伺ひしますが、相当長い時間、結論が出るのかと思ひます。竹島周辺における漁業は政府も世間もきわめて簡単に考えておるようですが、これはもうたくさんあるんですね。ですから、こういう補償をどうするか、こういう点をひとつお伺ひしたい。○国務大臣(坂田英一君) 竹島の問題については、いまのような関係に相なつておりますので、私もとしまして、やはり理論的には、どうしても

向こうへ漁業水域十二海里を設けなければならぬと、こう思つてございします、理論的には、しかし、それがいまのような実態にありましますので、かえつてそれは紛糾を助長するようなことに相なつてもなりませぬというようにも考えております。それで、そういう方向はとらずに進んでいきたいと、こう考えておるんですが、補償等の問題については、いまそういう問題について検討中ございします。したがつて、その問題もまだもちろん考えておらぬわけでございます。

○中村英男君 漁業の問題は検討中ではまだ考えていないという事は、ちよつと私も了解しにくいんですが、これは農林大臣、あそこはサバやアジの漁場なんです。これはまき網二十統で四月から八月までにやれば二万八千三百トンぐらいとれるんですね。これを数字ではじてみると、大体十五万トンぐらいが水揚げが可能だと、こう言われます。いま規制水域内において規制されておる漁獲量なんです。ですからたいへんなこれは漁場の放棄という事、専管水域を設けぬという事は、占領されたままでもと漁場に行けませんから、検討中ではあるが、まだ考えていないという事では困ると思ひます。もう少し具体的に補償しなければいかぬとなれば。

○国務大臣(坂田英一君) お答えしますが、中村委員も御存じのとおりであると思ひますが、あすろに共同許可線がございします。で、しかし、いろいろいまのような実態にありましますので、それがいま許可されただけで、現在何もやらずに残つておると、こういう実態でございします。したがつて、現在それらの問題についてもまだ活動しておらぬわけなんです。そこで私もどうして、どうしても理論的には漁業水域を設定すべき筋合いのものであつて、ただこへ賠償というものを、漁業水域を設定しない前に、賠償という問題が出るということ、これは非常に私どもとしても領有権を放棄したやうなことに相なつても困ります。やうな関係

がございしますし、いま許可したやつも動いていない、長い間動いていないという実態でありますので、それらの問題を検討しておるということでございます。

○中村英男君 これは大臣間違えておいでになるのです。これは竹島の周辺は規制区域になつてゐる。平和ラインの中には入つておつたけれども、今度のこれでは、新漁業協定は、これは豊後島のところは規制区域に入つていておる。竹島のところは規制区域からうんと離れておるのです。関係ないんですよ。それから、いま言つておるわけではないが、これは当然占領しておるのですから、私もが視察に行きたくても行けない。こういうことですから漁業には行けないんです。現実には、どうあらうとも。ですから、これは形は何も金で補償するということじゃないのです。形はその他の統数を考えるとか、以東底びき、まき網のことを考えるとか、あるいはこれは豊後の五個村の久見に所屬しておるのです。ですから、豊後島の施設についてどう考えたら、漁民をどうするとかいろいろ具体的な問題があらうと思ひますけれども、少なくとも占領して専管区域をいまのところは引かないということになれば、当然補償の問題が起つてくるのです。これは具体的にやはり考えなければいかぬです。

○国務大臣(坂田英一君) いまお答えしたやうなことではありますので、いま検討中ではあります。ただ、補償するということにきめてしまひますと、どうも領有権の問題に関連する。共同規制水域でなしに、いわゆる十二海里の漁業水域のことを先ほど申したのでありますから、そういう問題がいま現在それじゃ漁業水域を設定したらどうかというお話もあらうかと思ひます。けれども、それは現在の実態の状態のもとにおいてそれをやりましますことは、かえつて紛糾を困らすやうなことになるのじゃないかという事も考えております。その漁業水域、いわゆる十二海里の沿岸水域というこの設定についても、権利は持つておるつもりでおるわけですが、その竹島

の現状から見まして、それでもない。それから捕獲という問題にしまして、領有権を放棄したようなことにもなるようなことも考えなければなりません。そういうこともむずかしいというので、それでもない。しかし、その竹島のほうに漁業をいたしておりましたる者も、最近はおいてないわけでございますけれども、その地帯においての漁業者の問題を、別の意味でここに働く場所があるかといったような問題については十分考えていきたいと、こういうふうに思っております。

○中村英男君 せっかく専管水域の話が出ましたから、もう一つお伺いしますが、これは韓国のほうも韓国の領土だと、こういうことで専管区域を設けると、この韓国の国会では言っておるのです、日本の国会ではあなたのおっしゃる通りに、これはなかなか日本の領土だから、専管区域を設けようと思つておるが、紛糾のたねになるからどうしようか、こういう御意見のようですが、私はこの際韓国のほうで専管水域を設定すると言え、日本も日本の領土であるということになれば、専管水域を設定したらいいじゃないですか、そうしますと、これはもちろん紛糾になります。漁業協定の九条に引つかかるものですね、九条に九条に引つかかるということは、いまのような事態には引つかかる、これはなかなか近い将来に解決のめどはつかないということは予想されるのですから、九条に引つかけたら私は紛糾になつて、処理が早いんじゃないかと思つておるが、どうでしょう。

○国務大臣(坂田英一君) その点については、私も非常に検討を加えておるのでございます。そこで今度の条約に基づく日本沿岸における漁業水域の設定に関する法律をお願いしておるわけですが、そのときには個所を指定しないので、政令でその地域を決定するといふふうにいたしましたのでございます。これはまあ御質問とは離れておりますが、対馬の近海をやるということと、これはまあそういうことでは準備中であ

ります。竹島の問題につきましては、いまだうしたほうが一番いいかという問題もあろうかと思ひます。それらについて、先ほども申しましたように、検討中なものでございます。

○中村英男君 これは検討中でなくして、私の言うように、韓国も設定するといふのですから、設定してしまつたらこれはやはり占領しておる、専管区域を設定したということになれば、竹島が韓国のものだということを認めるようなものではないですか、これは日本のほうでやはり対馬以外にもこれを設定すれば、漁業協定の九条にひつかかるから、紛糾になつて、紛争の場面にひつて竹島の処理が早いではないかということをお伺いして進言してはどうか。

○国務大臣(坂田英一君) いまの御進言については、つづしんで拝聴いたします。

○中村英男君 つづしんで進言を聞かれるということですから、私は大いに期待をいたしております。そうして早くこれを処理していただきたいものだと思つております。

これは権名外務大臣にお伺いしたいのですが、竹島が占領されておる。いろいろ施設をされております。これを武力で排除するつもりはない、この言われるのですが、そうなるにつれて、なかなか近い将来に調停にかかりそうにもない、非常に長い時間がかかるかと思つておるが、私は、外務省はどうか勉強が足りないかと思つたのじゃないかと思つて、この処理の問題で、それはどういふことかといふと、竹島は韓国の領土であるという宣言を韓国がしてこの方、十数回の口上書で日本の外務省は強い抗議をされておるわけですね。されておりますが、その過程において、この長い年月の間話し合ひの場面が数回あつたわけですね、韓国の外務省と日本の外務省が。したがつて、そういう単なる口上書でなくして、竹島の問題は話し合ひの場面にすべきだつた。しかも出して——私のこれは考えでは、外務省が勉強が足りないといふのは、これは歴史的に見て、鬱陵島を昔は竹島と稱しておつたんですね、磯竹島あるいは竹島と

そうすると、いまの竹島が竹島に名称を棄えたのは明治三十八年である、それまではほかの名前だつたんですね。ですから、これは日本の外務省も韓国のほうも、鬱陵島の竹島をすりかへた、意識的か、作作的か、無意識的かは別としてすりかへられて、こういう間違ひから、私はこれは日本のもので、韓国のものではない、そういう争ひが出てきたと思つておる。したがつて、この歴史的なそういう経過についての私は外務省の勉強が足りなくて、そういう場面にひつて、これはどうも名前の取り違ひじゃないかといふ話はされなかつたんじゃないかと思つておるが、外務大臣はどうですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 私その経過についてよく勉強しております。アジア局長から……

○政府委員(後宮虎郎君) 御指摘のとおり、この鬱陵島と、それからいまの竹島の名前が途中から変わったことが混乱を起し、特に韓国側にはいまの竹島を韓国領であるがごとく思わせる一つの原因になつたことは確かであるとおりでございまして、この間、衆議院段階におきまして参考人の御陳述の中にも、林子平先生も竹島を韓国領と認めておるといふような御発言がございましたが、これもやはり鬱陵島のことでございまして、日本人の中にもそういうふうな昔から間違ひした觀念があつたわけでございますが、この点は竹島問題が起つてからでございます。この点は竹島問題が起つてから、韓国側に出しましたこのメモと申ししますか、抗議書にもその歴史的事実ははつきり指摘しておる次第でございまして。

○渡辺勸吉君 関連。農林大臣に伺いますが、問題処理の前進の手段の方法として、竹島を専管水域に設定するといふたいたいまの中村委員の質問に対して、あなたはつづしんでその意を休まずに意味の答弁があつたのですが、その関連する水域の設定、法律に基づく政令が準備されていると思つておるが、現在ではどういふ構想がこの政令の案になつてゐるか、まず、それを伺います。

問題が取り上げられていないとしたならば、この問題を積極的に解決する手段の大きな手がかりとして、いまの意見のように、今回の政令にもこれを盛る意思があつての御発言のように、前向きに理解したのですが、第一点と第二点をひとつお尋ねいたします。

○国務大臣(坂田英一君) この、今度の漁業水域の設定に関する法律におきましては、御説明を以前申し上げたとおり、その設定はこの条約によつて、日本の沿岸にすべて設定する権利を持っているのでありますけれども、現在のところは対馬の沿岸に設定する考えを持っておるのでありますが、なお、それは法律にそれを書かずに、政令をもつて定めるといふふうにいたしております。その政令としては、第一に対馬を考慮しておるわけでございます。しかし、政令といたしましては、それは、その後におけるいろいろの情勢に基づいて、それに即応して設定の必要となるには設定をしてまいる、そういう情勢に即応してやつていける意味合いからして政令でこれを定めるといふふうになつたわけでございます。

それから、竹島の問題については、先ほど中村委員にお答えしたとおりでありまして、つづしんで御意見を拝聴いたしておる次第であります。

○渡辺勸吉君 つづしんで拝聴したという答弁に基づいて私は第二点の質問をしてゐるのです。つづしんで、きのうの総理の答弁では、やがて訪韓される外務大臣にこの問題を提起させるという発言がありました。それを単に、発言という場を強力に持たせ、しかもわが国の当然の主張であるものを一そう当然づけるために、この問題に対しては私はやはり政令に基づいて、その態度でござんとしてこの問題のすみやかな解決のために前進する手段をとる必要があると思つておる。その意味で、大臣のつづしんで拝聴するという内容を前向きに理解したいのでお尋ねをしたのですが、その点はどうなんですか。もう少し質問に対して具体的に御答弁を願ひたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまの渡辺君の関連質問で私の名前が出ましたが、私はたまたま言われるように、訪韓の際に取り上げるとはつきりは言っておらないように思いますが、いずれこれは速記をよく取り調べて申し上げる。これもいいチャンスだろう、そういう際に話したいことがいろいろある、十分検討さす、かように私は申したいように思うのです。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまの御質問であります、日本の領有でありますから、こういう問題に対してははっきりと漁業水域を設定しないかというお話を、解決する一番大きな道ではないかというお話でありまして、それに対しては私もその御意見を拝聴しておるわけでありますが、反面において先進国と申すか、イギリスが北欧諸国といろいろの問題を、漁業問題の紛糾を解決する際においても、どういふ方向にいったら實際に解決においてよく解決されるかどうかという問題もあわせて考究すべきものであると、こう存じますのであります。しかし、中村委員の先ほどの御質問に対しては、なお重ねて十分検討したい、こう申したいわけであります。その点で御了承を願います。

○渡辺勲吉君 いまの私と大臣との質疑は、当然これは韓国側も何らかの手段でその内容はキャッチすると思つてあります。再度触れるわけでありまして、韓国側の国会では車農林部長官は、竹島に対しては専管水域を設定するということを明らかに説明をいたしておるのであります。そういう韓国側の態度に対して、いまのようなきわめて潮り切れないような答弁では一そうこの問題をよりしる向きになることにはなるけれども、前向きになる手段とは考えられないのであります。もう一ぺんこれはさらに外務大臣からお答えを願いたいと思つてあります。

○国務大臣(椎名悦三郎君) よく所管の農林大臣と協議をいたしまして、善処したいと思つてあります。○岡田宗司君 関連して、この竹島の問題は領土問題として非常に重大な問題であるし、同時に、

いま中村君が指摘されましたように、あの竹島周辺の漁獲高というものは相当ある、開発すれば相当な量の魚のぼるといふことが言えると思つてあります。これは経済問題としても重要だと思つてあります。

そこで、この問題について、いままでの御答弁を聞いておりますと、この条約が発効してから後にどういふ経路で交渉を始めるかといふことがあまりはっきりと答弁されておられません。私も、もしこの条約が発効したとしても、この問題については長いことかかるから、あとでゆくりやれといふのではなくて、やはりこれは早急に取り上げるべき問題であらうと思つてあります。そのことは国民として、もしこのことを將來すつと交渉までも延ばすといふことになりますれば、国民は竹島をいよいよ放棄したのではなからうか、こういう疑惑を持つわけですから、したがって、そういう疑惑を国民に生ぜしめないためには、先ほど総理もお考えになつておられるように言われた、外務大臣が批准の際に、韓国を訪問されたときに、その問題を持ち出すかどうかということがやはり重大な問題になると思つておりますが、その点は外務大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 今後あらゆるチャンスを活用してこの問題の解決のために努力したいとこう考えております。

○中村英男君 これも椎名外務大臣にお伺いしますが、これは歴代の、歴代といふか、佐藤総理も国会において、やはり紛糾を処理するのが交渉だ、こういう言明をされておるのです。やはりこういう一番扱いにくい問題ではあるけれども、こういう形で竹島の問題が次に残されたということとは、国民が非常に不満なんです。ですから、これは友好関係が醸成されたら、自然にこの問題の糸口ができて、調停ができるだろうという希望的な解をされておられますが、韓国はきわめてきびしい態度をかまえているのです。占領もし、しかも専管区域を設けるのだといふかまへ、こちらのはうは、中村君のお話を、まあ善処しまし

う、誠意をもつてしましう。外務大臣に聞いてみても、外務大臣も、まあ所管大臣と相談してやりましよう。こういうことでは、いま渡辺君が指摘しましたように、積極的な処理は非常にむずかしいと思つてあります。ですからこの際、国民はあまりやかましく言つておられませんけれども、腹の中では釈然としないものがあるのです。こういう問題をどういふ形でたな上げたいか、こういうことは、これはあなたも任期がいつまで続くかわからぬが、任期中に少なくともそういう雰囲気は醸成されて、そして先ほど言つたように、これは名前のすりかえがあるのです。島根県の田村清三郎君がきわめて緻密な資料を作製して、本を作製してまずから、ひとつ外務省も勉強して、まず、これは穏やかに話をすればできると思つて、何も実力でも排除しなくても、そういう点で早くこの問題を処理しないと、占領したまま残しておくと、何かに、何かやはり既成事実をつくつていくといふことになりまして、そういう点を前向きに、積極的に外務大臣は処理をいたしたいと思つております。これは議論をしたらいつまでも二時間も三時間もかかりまして、これは私はおきますけれども、非常に強い国民の内在した不満があるわけですから、ちよつと御答弁をいただきたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 専管水域の問題に関連しての御質問と思つて、所管大臣と協議して、こう申しましたが、竹島それ自身の所属の問題は、これは所管は外務省でございます。この問題は、ただいま申し上げたように、あらゆる機会を活用いたしまして、問題の解決に努力したいと考えております。

○国務大臣(佐藤榮作君) 特に名ざしはされなかつたのですが、ただいま外務大臣、農林大臣等から政府の意のあるところを十分お答えしたと、かように思つております。御了承いただいたと思つてありますが、事柄が事柄でありますだけに、私、取りまとして政府が責任を持つて、あらゆるチャンスに

私どもの要望を達するように最善の努力をするといふことをお答えしたいと思つてあります。ことに中村君は土地柄、たまたま田村君がしがしのお話を引用されましたが、こういう意味でも何かと御協力を願うという、そういうことも必要だと思つてあります。で、同じ目的を達するために、そのとるべき方向はあるいは違ふかわかりませんが、その目的を達成さす、こういうことで最善の努力をいたしますから、どうか御協力のほどをお願いしておきます。

○中村英男君 これは同僚議員のまだ質問がたつさんありましようから、この辺におきまして、農林大臣にお伺いしますが、今度の条約では魚族の保護処置が不十分ではないかと、こうまあ思われ考へておる。いざば魚族の保護第一主義なんですから、そういう立場です。これは未発達ですから当然然りな立場です。それから先進国は漁獲第一主義といふんですか、略奪主義といふか、そういう点では魚族の保護はどういうところか、そういう点では漁獲高を上げていくという、これは世界的にそういう立場に立つ。そこで今度の協定の中で魚族の保護と漁獲高を高めるというこの調整といふものは、どういふ形でするかといふことが、非常に御苦心があると思つてあります。むずかしいところと思つておられますか、一体魚族の保護といふものはさされていくか、されていないか、そういう点をまずお伺いいたします。

○国務大臣(坂田英一君) お答えしますが、魚族の保護そのものは、やはり先進国においても非常に重要であると思つてあります。今度の漁業協定における共同規制水域のごときは、やはり一つは魚族の保護という意味が加わつておると思つてますが、しかし非常に不完全なものであり、不十分なのであることは御説のとおりでございます。もちろん、これらについては実は科学的調査も全部ございませぬし、また李ラインの間は特に調査もございませぬ。そこで科学的調査をやる、これは相当やはり時日を要しますので、共同規制水域においては暫定的規制をやつてまいらう、こういうこ

とが一つ、そういうわけでございしますから、やはり日本漁業の実態をあまりそこのなない範囲において、そこなわないということ、それと同時に、将来における漁業資源に大きな圧力を加えないということも考えまして、暫定的に現在その規制を加えていく、こういういき方についておるわけでございます。将来の科学的調査を待つて、この問題はやはり相当合理的に進めていくべきものであるということを、御同感でございますから申し上げておきます。

○中村英男君 これはまあ最初は韓国側が魚族の保護区域を主張して、途中で折半主義に変わったというところは、そこら辺の事情を物語っておるものですが、なるほど規制区域で日本十五万トン、上下一万五千人から十六万五千トンですか、いまは韓国のほうは、政府の説明によれば、漁業が発達してないから割り当ては五対五の比率ですけれども、これは魚族の保護規制にはいまは幾らかなるでしょう。しかし従来の経過から見ると、大体あの地域で、李ライン付近で三十万トンくらい取っておたのです。ですからちやうど五対五になると三十二、三万トンですから、そういう意味合いでは従来よりはあまり変わらぬと、こう私も思っておるのです。思っておりますけれども、大臣も御承知のように、まああなたはあまり知らぬかも知れぬが、水産問題は、これは戦後、日本の漁業が沿岸漁業から沖合い漁業、沖合いから遠洋へと、こう日本は指導したのですね。そういう中で沿岸漁業は、日本の機械化した沖合い漁業の圧迫を受けて非常に混乱をしたと、非常に困つてきたと、そこで二、三年前に、沿岸漁業振興対策その他の法律を出しまして、沿岸漁業の体質改善をはかつて今日まできておるのです。漁家の数も少なくなり、漁業をやらながら豚を飼ったり、鶏を飼ったりしなければいけんような漁民が出てきた。これは何を物語るかという、魚族が出てきた。これは何を物語るかという、魚族がつまり枯渇してきたのです。魚族そのものが枯渇しただけでなくして、沖合い漁業が機械化して、電波探知器もあれば、光力も大きいのを使ってお

る。こういうことですから魚は、回遊魚は、もう魚道を断つのですから、網をおろしてから、海岸へ入ってこないのです。ですから沿岸漁業は魚が取れないのです。魚族の枯渇と同時に、沖合い漁業が資本化して、機械化して、そういう形で日本の沿岸漁業を圧迫してきたのです。今日ではあなた御承知のように中小企業は、そういうことをしてこの数年戦後発達したけれども、すでに魚族は枯渇して、一そり当たりの漁獲量というものは非常にこの数年落ちてしまつて、そうしてみんな、中小企業の漁業も全部赤字経営になつていて、底引きもまき網も。今日でさえ枯渇してきたのです。だから、そういう意味では私は、李ラインは不当なラインではあつたけれども、軍事的な側面があつてけしからぬけれども、魚族の保護には結果的にはなつた。なりましたけれども、日本の発達した、機械化したこの沖合い漁業のためにこれが枯渇して、沿岸漁業は困るし、魚も枯渇してきたという現状が、今日の時点の現状なんです。この時点で漁業交渉がされているのです。ですから私はこの際、そういう事情ですから、非常に国内における調整はむずかしいでしょう。むずかしいでしょうけれども、やはりこの際魚族の保護というものをもう少し強くべきじゃないか。政府は、魚族というものはどこにおるかを、どこで産卵をして、どこで生まれて、どこで冬眠をして、どう回遊しておるか知らぬ、だからこれは資源調査をするのだ、三、四年はかかる。ごもつともです。しかし、これは逃げ口上なんです。そういうことは必要なんです。必要なんですけれども、今日すでに枯渇して、たくさん漁家が水揚げが少なく赤字経営になつていて、こういう事態ですから、これは共同規制区域で規制はされまされども困る、これが一つ。

それから、もう一つは専管水域なんです。専管水域十二海里と、こう、朝鮮の沿岸は十二海里、対馬は、おもに日本は対馬だけをいま考えておる。竹島も考えておるか知らぬけれども、と

りあえず対馬を考慮するというのがいままでの答弁なんです。そうすると、朝鮮の沿岸十二海里におけるこれは魚族の保護になるかどうか、そういう点をちよつとお伺いしたい。

○国務大臣(坂田英一君) 中村委員の御質問もつともでございますが、今度のこの漁業協定によつて、日本の沿岸漁業が非常に困るという問題は、将来の問題としてごもつともだと思つて、それは、将来の問題として考えていきたいと思つて、その漁業協定がなくても、その漁業協定というものと離れて、現在の日本の沿岸漁業そのものはどうかという問題については、御同感でございます。そういう意味からいたしまして、構造改善事業あるいは岩礁を置いて魚のよく住むような類のものをつくつたり、いろいろまあやっておるのでございますが、なおその沿岸漁業に関連しての漁港の問題とか、そういういろいろの点、さらに流通の問題ですね、水産物の流通の問題という問題、それらの点も考え、また、その漁船の問題にしても、やはり沿岸漁業に対していろいろ考へていく点がたくさんありますし、そういうことを総合的にいろいろ考へて、振興審議会でもいろいろ考へる法律ができて、振興審議会でもいろいろ考へる問題もまあ審議を願うことになつておるわけでございますが、

【委員長退席、理事草葉隆園君着席】

そういうわけで、沿岸漁業は確かにお説のとおり相当困つておる実情であると思つて、この本協定によつてどうという問題よりも、現実がさようなことにならう。今度さらに協定によりまして李ラインがなくなる。そして共同規制地域等もできてまいるといふことになりまして、さらに沿岸漁業としても、いままで入ることのできなかつた、まあ入らうとしても非常に困難な、警護の上に立つて入らなければならなかつた、いわゆる侵犯して入らなければならなかつたところへも入漁できるということにもなりますので、したがって、沿岸漁業に対してこの協定は、当然悪い影響はない。

好影響はあつても悪い影響はないと、私はかように考へております。しかし、将来韓国の漁業の発展という問題がどういふふうに進むかという問題もお説のとおり、いろいろ考へなきやならぬわけでございます。それらに即応して、さらに日本の沿岸漁業その他の漁業も関連いたしましたから、両方合わせてこれらの問題をよく検討を加えていかなきやならぬことは言うまでもございせん。それからこの漁業水域を設定する、いわゆる沿岸十二海里の設定をするのは、これはいま自分のさしあたり対馬ということにいたしておるけれども、それは、いま現在の韓国の漁船の状況と、能率の悪い漁船の状況その他を見まして、まずその必要は自分なからうと、こう考へてはおるのではありません。だんだんいま言つたように、日本としてもこの韓国の漁業振興に協力するのであります。また、その方向に進むことは当然でございます。必ずそれは、やはり日本の沿岸にも錯綜すること、それはどの程度かは別として、そういうことも考へられます。それで、それに即応して、日本の沿岸にもこの漁業水域を設定していくつもりでございます。いまのところ、それをやる必要はなからうと、こういうふうに見ておるのでございします。必要があれば、いつでも設定してまいりたいと、こう考へておるわけでございます。

○中村英男君 専管水域の問題は、後ほどこれはいろいろ詳しく質問しますが、私が言ふのは、魚族の保護を第一主義に考へてないじゃないか、こういう立場からいろいろ質問をしておるんです。

そこで、そういう意味で、規制区域で規制はしておるけれども、十分な規制にならぬ。規制区域でほんとに規制するには……きのうの質問でも、零細漁家の千七百を日本は制限したんですね。しかし零細漁家のことは、あそこで幾ら一本釣り漁業しても延べなわをやつても、小さな船で、あんなものは乱獲にはならぬのです。乱獲には。政府はものをあべこべに考へている。第一

に魚族の保護を考へて規制するならば、零細漁業は三千そうでも五千そうでも、韓国は五千そうあれば五千そう、長崎だけでも三千そうあるのです。それを西日本で一千七百そうに制限した、制限された。一体これはどういうことなのかというの、私は、私はきょうの閣連質問しなかつたのですが、きょう後はど触れまされども、これは魚族の保護の立場から規制区域を考へるならば、こんな小さい船で少量とつたって、乱獲にはならぬのです。ここを考へるなら、大資本の企業、底びきです。まき網、以西底びき、この大きな乱獲する船を制限すべきなんです。それを十分制限をせずに、小さな漁家の船を制限をしたということ、は、魚族の保護ということを第一に、一つも念頭にない交渉しているから、私はそういう不満を一点、たくさん言つておきますから。

○國務大臣(坂田英一) どうもいろいろなことがあるもので、何でございませう、もちろん共同規制水域において、中村委員はよく存じておられるものだから、簡単に話しておるわけではございませう。また詳しくは必要はなからうと思つてあります。つまり共同規制水域における規制というものは、御存じのとおり、まき網、さば釣り、それから底びき漁業、これだけに規制を加えておるのであります。これは御了承のとおり。そういうわけではございまして、これらについては隻数、それから網目と、いろいろございませうから、そういうことで規制を加えておるといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○中村英男君 これは水産庁長官でもないのです、いまの問題もそうだし、私が心配するのは、朝鮮の沿岸に十二海里の排他的な水域をつくつて、これは、従来朝鮮の沿岸は、政府の管弁によると、漁業が発達してない、こういうことですから、これは魚族の保護には、発達してないからなつてゐるでしょう、乱獲してないから。しかし、今度は、日本が九千ドルの中で、五千ドルを零細漁民に援助をしよう、こういうことを答弁をされましたが、これは朝鮮の、韓国の漁業が発達することはもちろん、私は、日本の資本がどういふ形で朝鮮の漁業に寄与するか、こういう点から考へてみると、一つの形は、いろいろありませうけれども、一つの形は、船長は韓国人、船も韓国の船で、技術者、労働者も韓国人の人で、技術の提供と資本の提供があるという形の漁業が一つ想像されるのです。そうすると、朝鮮の海域の十二海里の中には日本の漁船はいれないけれども、朝鮮の船籍の船はいれる、操業できるのです。そうすると、朝鮮の船籍、朝鮮の船長で、日本の技術と金を提供した形の漁船というものは、十二海里の中に入つていけるのです。……

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。いまのあたの問題でございませう、たいへん法律的にはむづかしい御質問なのでございませう、韓国の現在の魚族資源保護法は、押え方が「漁業を営む者」で押えておられます。したがつて、漁業を営む者が日本人である場合には、韓国の船を使つて、韓国の人間を使つて、当然韓国の法制では、許可なしに入れば取り締まられるはずで、そこで先生のいまおっしゃいましたケースは、技術提携、資本供与という形でございませうので、考へられる方法としては、合弁会社をつくつて、その合弁会社が韓国法制による漁業許可をとつて、船は韓国籍の船を使い、労働者は韓国人を使つて、この形が一つ予想されるわけでありませう。その場合につきましては、海外投資に相なりませうので、合弁事業につきましては、現在、大蔵、農林、通産各省で審査を個別にやつておられます、その合弁の態様が不適当なものはないかといふ処理を在来やつておられます。こういう立場で本件を処理するふうに目下考へておられます。

は、それは日本の漁業とみなされる。○中村英男君 そこで魚族の保護の問題ですが、これはいまでも底びきの底ものの魚は枯渇してきて、昭和二十年以前は、日本海では乗つて歩けるようなサバやアジがいたのですが、このごろはこんなサバやアジがいないのです。これは乱獲しておる証拠なんですね。特にあつた回遊魚はどこの一体育つかつたことですか。これはおそろく沿岸だろつと思つたのです。資源調査をしなくても、魚の生育はこれは沿岸です。産卵もそうなんです。そうすると、沿岸における乱獲というものが魚族の保護に非常に影響するから、私は十二海里という排他的な水域をつくられたが、いままで韓国の漁業は未発達だから、乱獲にならなくて、日本が相当乱獲したけれども、まだ——こんな魚は枯渇してきつたといつておるが、これは日本の資本が入つてきて韓国の漁業も発達する、日本の漁業も発達するといふことになれば、そういう形で合弁会社もできて漁業をやるといふことになる、沖合い漁業はもちろんだ、沿岸におけるこの十二海里内における乱獲あるいは西のほうはあつた七十里、四十海里の支那がある韓国の西側の領域ですね、海域です。これにおける乱獲が起つてきて、私は、いまの漁業協定をこのまま進めていけば、いまでさえ困つてゐる沿岸中小企業が二、三年で、この魚族の調査をする時期にはもう魚はいなくなるのじゃないか、こういう心配が漁民の中にもあるし、私も心配してゐる。こゝに、三年したら、調査もへつたけれどもない。日本海広しといふも魚がいなくなるのじゃないか。これは瀬戸内海を考へてみたらわかります。あの海が広いといつても、瀬戸内海で日本の沖合い漁業でやるよりなことをしたら一たまりもないですから、制限したのである。日本海広しといふも、いまの魚族の保護というものを考へずにやつたら、私は三、四年したら、もう日本海の漁業というものは、魚族といふものは枯渇するのじゃないかといふ心配があるから、この

びき禁止区域は、日本も入らない、韓国も入らない、大型底びきとトロールでございませう。それはほとんど沿岸の部分がその禁止区域に包摂されますから、いま先生御説明の、日本の大資本が合弁という形で沿岸に入つて大々的にとらうと思ひましても、底びきとかトロールとかいふ形では、沿岸の魚族資源をとることは、その意味において不可能である、かように考へておられます。

○中村英男君 これは後ほど伺ひしてもいいのですが、長官の答弁のしまいのほうに、日本のトロールの規制はしてある。なるほど、西海岸のほうで、日本の以西底びきを、禁止区域がありますね、あれの四十マイルの中で、ありますけれども、そこでは韓国の船は、漁業は操業できるので、そうすると、この合弁会社という明快な形ではなくても、私はその他の地域においても、船長は韓国人、船も韓国、労働者も韓国人、技術の提供と資本は日本が出しておる。これは合弁会社ともわからぬけれども、しかし形はそういうすっきりした合弁会社でなくして、そういうふうな形で漁業をやるといふケースは将来予想されるのです。

際、私はこういう条約を結ぶ際に、魚族を保護する立場、主張というものを、そういう立場に立つて私は協定なり、いろいろなことをすべきじゃなかったかという点を御質問しているわけ

です。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします

が、ごもっともなお話でございます。そのとおり考えております。ただ、今回の協定においてその点が全く無関係であったかという点につきましては、わざわざ光力とか綱目とか、そういうものを詳細附属書でまできめたということ、それから両者の交換公文でお互いの禁止区域というものを尊重しようとして、この禁止区域というものは、西海岸等におきましては、朝鮮總督府時代に、やはり稚魚を沿岸でとることが、資源保護上問題がございますので、底びきというものは禁止するということで、韓国政府も引き継いでおるわけでございます。その魚族資源の保護を韓国でやっている立場は、日本も尊重して、日本の船は入らないように行政的に措置をしよう。向こう側も日本の北九州に引いておる日本の底びきの禁止区域には入らないようにしよう。こういうふうに話し合いをいたしましたのは、両国とも、あの海域におきまして資源を長い間にわたってできるだけ活用したいという基本的な考え方については意見の一致を見ているからでございます。

○速辺勘吉君 委員長、関連。きのうの私の質問に対する冒頭の大臣の答弁と、ただいまの水産庁長官の答弁との中に、はっきりしなければならぬことが出ておりますので、魚族資源保護に関するただいまの質問に関連してお伺いをいたしたいのであります。共通して政府の答弁されたのは、トロール禁漁線あるいは機船底びきの禁漁線には韓国側も入らないし、日本側はもちろん入らない。日本で設定しておる同様のトロール、機船底びきの禁漁線には、日本ももちろん入らないし、韓国側も入っていない、こういう意味の統一的な見解が述べられたのであります。これも国会議事録を見ますと、韓国の車農林部長官は次のように

言うておるのです。「次に、その前にひいたのがいわゆる機船底引網という線でございます。」こういう説明を会議録で見ても、きのう政府が張ったようなああいう地図ではなくて、トロール禁漁線、機船底びき禁漁線というものを引いた地図をもつて――本会議です、これは、韓国の本会議で農

林部長官が説明をしておる。そういう背景を踏まえて聞いてもらいたい。そういうので、機船底びき網という線があります。機船底びき網阻止線は、それが十二マイル専管水域の外側にあるけれども、日本の機船底びき網はその中に入れない、このようになっております。ただ、その機船底びき網の禁止線を引きますが、わが国にはいま一つの特典があります。わが国の機船底びき網の中には五十トン以上のものと以下のものがあります。わが国の機船底びき網は、五十トン以下のものは西海岸において機船底びき網線の中でも操業できる特典があります。しかし、日本の人はこれをするのができないようになっております。そうしてなお外務省から国会に提出した資料の、韓国政府の「大韓民国と日本国間の条約および協定の解説」の中で、この機船底びき禁止線に次のようなことを言うておるのであります。「一方、わが国の漁業制度上では、大型機船底びき網漁業禁止区域内の黄海の部分において、五十トン未満三十トン以上の中型機船底びき網漁業を許可しており、また東海のトロール漁業禁止区域内においては、六十トン未満三十トン以上のエビトロール漁業の操業を許可している。これに対して、日本側は当初同一の種類の規模の日本漁船だけが、一方的に当該水域から排除されるのは不公平であるとして、強力に反対したが、韓国側は、これは沿岸国の特殊漁業実態に合致するものであり、かつ、沿岸漁民の権益保護のためのものであることを、日本側をしてわれわれの制度をそのまま尊重せしめ、例外としてこれを認めることとした。」

合意議事録八項の(四)をそのように解説しておるのではありません。したがって、真に両国が魚族資源の保護ということにもっと割り切るならば、なぜ日本が譲歩して韓国のこれらのエビ・トロールの入漁を認めたか、ここに私は大局的に魚族資源の保護に対する日本政府の軟弱さが見えつきりと指摘をしているように、遺憾ながらこれを指摘せざるを得ない。この点は一体どうなっておるのですか。

○国務大臣(坂田英一君) これは昨日も申しましたのでありますが、また、いまお答え申し上げておるのとおり、お互いにその国の禁止地域は尊重するということになっております。西海岸の面におきましては、この現状どおりそれを認めたのでございまして、つまり五十トン以下の底びき網が韓国の場合は入るようになっておる、その現状を認め、ところが日本の場合は、元来が以西底びきについては許可をしないのでありますから、そういうのは以西底びきのほうへ、以西のほうには行けないということに相なっておりますのでござい

ます。それを現状のままつまり尊重して、この各国の漁業の規制地域を尊重していったということになっておるのでございます。もちろん、いま中村委員等からお話のように、さらに進んで沿岸における稚魚をどう保護するかというような問題からどうするかという、こういう問題については、いろいろ検討すべきものがあると思うけれども、この両国とも禁漁区をお互いに尊重して、現状を尊重していかうということについては、いま申しましたようなことでありまして、その点については、別に甲乙をつけたわけではないのであります。

○理事(草葉隆國君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(草葉隆國君) 速記を始めて。

○中村英男君 一つは規制区域の問題ですが、これは北朝鮮人民共和国のほうに専管区域は及んでいないという答弁、それはさうだろ。規制区域は及んでいるのです。中国とソ連のあそこです。規制区域ができています。規制区域内における規制は、これは韓国と日本だけです。そうすると、一昨々年、北朝鮮に社会党代表が行きまして、

金日成に会った際に、金日成がこう言うておるのです。船もほしい、それから日本の漁師の方もど

んどん、私のところは三海里ですから、あの李承晩ラインみたいな不当なラインは考えておりませんから、どうぞ操業してください、こういうふうを言うておるのです。あそこは昔、清津を中心としてイワシの産地で、魚がたくさんとれていたところ、いまメンタイにしても、カレイにしても、マスもたくさんおるのです。非常に漁場が豊富なんです。そういうところへ日本の漁船が規制区域で許可されて行った場合に、北朝鮮人民共和国との摩擦競合が起こった場合にどうするかという問題が一つと、それから――何せ早くやれということだから……。沖合い底びき、以西底びき、まき網、合わせて十五万トン、上下十六万五千トンですね。船が制限され、漁獲量が一応制限されたわけですね。ところが、従来、李ライン付近で三十万トンぐらい操業しておったんですから、ですから、船はまあいま数字は言いませんが、以西が幾ら、以東が幾ら、まき網が幾らと、期間と統数が制限されたわけですね。この制限された統数の数と、十六万五千トン、この数字とのバランスですね、これは一そう当たらに割ってみると、非常に漁獲高が少なくなるんですね、一そう当たりの。そういう点で、従来の赤字経営――これは大企業は別ですよ。中小企業は非常に経営が困っておるのに、こういう規制ができたために、こういう申し合わせができたために、一統当たりの漁獲量が非常に減って困るという問題が一つ出たが、それに対して、時間がなかったら、資料で答弁。

それからもう一つは、そういう事情ですから、国内の以西、沖合い、まき網の調整が非常にむずかしいと思うのです。もしそういうことがわかれば、異別、業種別に、ひとつどういう国内調整をしようとしておるかということを知らしてもらいたい。それから、まだあります。それから、これは一つの例ですが、沖合い漁業つまり以東底びきは、三百メートルより浅いところでは五十トン未満の

船です。三百メートルより浅いところでは操業してはいかぬということなんです。これは操業禁止なんです。その上に、以東底びきの、済州島の何度ですか、向こうに以東底びきの区域がありすね。あの区域の北のほうをちよん切られておるんです。今度の規制区域の中へ入っているんですね。ここで操業しておった以東底びきは、実はラインの中に入って操業しておったんですね。ですから、操業の区域というものが以東底びきは非常に制限されて狭まってきたんです。狭まってきた、正午を通知しなければならぬような規定になつておるんですね。これはもう手や足をくくって走れみたいなもので、以東底びきは非常に困ると思つておるんですね。ですから、以東底びきの主張としては、かねがね以西底びきの地域であつた以東の続きのほうへ入り会い漁業として認めるべきじゃないかという主張が出てくると思つておるんですね。すでに出てきておると思つておるんです。以西底びきは資本漁業ですから、力が強いんです。力が強いから、私は政府が困れると思つておるんです。当然な主張ではあるけれども、大きな企業ですから、大資本ですから、なかなか入れてくれぬ。しかし、これは、理論としてはそこに入り会い漁業を許すべきじゃないかという主張は当然な主張なんです。これは一つの例ですけれども、これらの国内調整というのには非常に困難ですから、そういうことを間違いないように私はつばな処置をすべきではないかと思つておる。これが一つ。

かえる政策に成功しておるんですね。そうして貿易も競合しない。私は、数年前に、小坂さんが外務大臣をしておるときに、松本君と私と伊國君と四人で、北鮮貿易を踏み切りなさいと。これに対する日韓會議の反対の抵抗は違つたやないかというところで踏み切つたはずですね、外務省は。ところが、韓国との貿易というものは競合するものですね。坂田さんは、農林大臣として、そういう点は、水産はふえてでしよ、農業の問題はえてですが、あなたになつて、米といふものをばかにしないで、米の増産をしなさいかんとする主張をされて、私は非常にけつこうだと思つて。歴代の自民党の内閣は米をばかにした政策をとつて、去年からことしの端境期には非常に困ると思つておる。米の問題では、日本が経済援助をすれば、韓国で生産されるものは、電気、地下資源が少なくて、基幹産業でなくして、農業、水産業、雑貨が発達すると思つておる。そうすると、一番端的に言へば、雑貨が逆輸入された場合に、日本の中小企業者は、向こうは低賃金ですから、コストが低い。それで逆輸入されてきて日本の企業を圧迫せぬかという問題が一つあります。米の問題は通産大臣の三木さんの所管でしよ。米の問題についても、米が逆輸入されてきて、日本の農民がそういう形で、これは合理化してコスト・ダウンするのはいいが、そういう外国から入れてきて、そういう形で日本の米価を圧迫するといふことは忍びないことですね、増産しなきゃならぬといふ農民にとつては、非常に社会的に寄与してゐる。

社があつて、そうして日本に入れて、去年はよかった。ことしは五十四億ぐらい日本は生産するでしよ。官房長きよりおいでにならぬが、ノリを食う政策をやらなさいかぬといふやうなことを、しろうとでそれからそんなことを言つたけれども、日本人は韓国へノリを生産することを教えて、そうしてこれを今度持つて歸つて有明海その他でもノリを増産して、どんどん増産して、五十億でござるんですね。これに日本の技術なり金が入つてくると、朝鮮のノリも五億から十億になるでしよ。日本が買つてやらのと韓国の人は困るでしよ。買つてやると日本の生産業者を抑えるという結果。そうして、近ごろ漁業の体質改善だといつて、エビをつくれ、タイをつくれ、やれハチを養殖しろといつて、せつかくそういう体質改善をしかけたところへ、向こうのブリがキロ百三十円ぐらいで入るでしよ。二百円のブリの小型のものが、百三十円。あふらの乗つたブリですから、日本のそういう生産者はたえまですね。こういう問題が起つてゐる。サバやアジ、大衆魚が入つてくると、日本の魚価を圧迫する、こういう問題。これはもちろん流通機構を整備すると言われればそれまでですけれども、ノリの例を見て、流通機構が整備されないんです。みんな中間マージンというかほかに逃げて、非常に生産者も消費者も困るという現実が出てゐるんですから、魚でも私はそういう点は混乱が起きると思つておる。

もう一つ一番心配な点は、これは基地が変動すると思つておる。少なくとも朝鮮海峡、日本海に於ける漁業の主導権といふものは、地場資本は逐次減りますよ、この協定以後においては。地場資本つまり中小企業の沖合い漁業といふものは無力化してくるでしよ。そして、大手筋が日本海、朝鮮海峡の主導権を握るでしよ、資本力が強いんですから。そうすると、漁業の基地はどこに行くかといふと、福岡、下関に集約されます。福岡の七十億が百二十億になり、下関の百億が百五十億になるけれども、浜田や境やその他の今日までの基地は三十億の漁獲高。浜田のごときはおそらく十億になるでしよ。つまり、一、二の漁業基地は発展するけれども、その他の基地はこれは基地として無力化して、漁獲高が減つて、経済の傾斜が起きて、非常に企業は困るという、こういう結果が出てくるのが予想されますから、そういうことに対する将来の手当てといふもの、措置といふものを非常に緻密にやらないと、たいへんな混乱が起きると思つておる。

私はたぶん二、三時間あるんですけれども、党のほうから五分でやめろといふことですから、一括してやりましたから……。

○国務大臣(坂田英一君) それじゃお答えしますから、一番初めのやつをちよつと聞き落としたから、あとから補充してなします。

それからその次のやつは、隻数で規制しておるのに、そこでまた數量で行政的措置でやつておると。それは十六万五千。それはもちろんそうで、行政的には十五万。十五万貫。いや、貫でない、トンです。(笑)十五万トン、それに一割を加えてそこまではアローアンスをみようとつておるから、十六万五千トン。ところが、沿岸漁業にはこれは及ばないわけでございます。それは御了承であらうと思つて。つまり、対象漁業つまりまき網、底びき、それらに対しての規制數量として考へていこう。これも、どちらかといふと、何も義務はないわけです。ただ、行政的にできるだけそういうところに押えていきたいといふことからきておるわけでございます。

それで、その結果としてはどうかと申しますと、まき網にしても——これはこまかい点を申し上げる時間ありませんが、まき網にしても、以西にいたしましても、また以東にいたしましても、いわゆる配分についてはそんなに心配はございませぬ。というのは、(あなた知らぬからだ)とつぶやきあり、いや、それは実態によく入つておりますから、その心配はございませぬ。これはこまかい事情はまたありますけれども……。

それから數量の問題になりますと、これは義務ではありませんけれども、やっぱり尊重していききたいと私も思っておりますが、これはやはりある程度は規制するのが必要な場合が多い。これは先ほども一昨日もどなたかにお答えしたのであります。二十万トンとれるというときには、非常に豊漁貧乏というのもつて、おそらく中村委員もよく存じておられるだろうと思ふ。そこで、どうしてもそれは規制しにやいかぬというので、いままでのこの漁業協定のない以前から生産規制事業をやっておるという問題をお聞きしておるのであります。大体において十二万トンぐらいならば最も適當ではないかという御意見も聞いております。そういう点からいきますと、ちょうどまき網についてはそういうところへきておりますから、大体そういうところでもいいのじゃないかと、こう思います。

を適當にやれるかという問題でございませうが、それはでき得る限り自主的にやっていきたい、こう思うのでございます。しかし、全体の隻数がきまつておりますから、一応は県に対してやはり幾ら幾らというふうに、いままでの実績と、それからしてその他のいろいろの実態なりその他のものをしんじやくいたしまして、そしてよく御相談をして、そして各県に対する隻数ぐらひはやはりきめておいたほうがいいのじやないかと、その範圍内においてそれぞれの業種が自主的にでき得る限り見てまいると、こういう方向に進んでいこうというので準備中でございます。いまだ結論は出ておりませんが、準備中で、事務当局ではもうしよつちゆうそれを真剣にいまやっておる次第でございませう。

それからノリの問題でございますが、ノリにつきましては、今年の三月でしたか、貿易のいろいろの会議がありましたときにおいても……

○中村英男君　ちよつと……。そういうことは、時間がかかりますから、ノリについても流通機構

をうまくしてちゃんとすると言ったら

いい。
(笑声)

○国務大臣(坂田英一君)　だから、ノリの問題、
 するめの問題、その他の漁業の問題については、
 中村委員のおっしゃった御意見によく沿うように
 して考えていきたいと、こう考えておりますから、
 御了承を願います。(笑聲)

それから米の問題ですか。これは、韓国は自給できたりできなかったり、年によって違いますから、これらはよくそういうことの困るようなことにならぬように考えながら進むということでございます。

それから北鮮貿易でございますが、これは北鮮の……

○中村英男君 規制区域内における紛争はないか
という問題……。

○国務大臣(坂田英一君)　そういふ問題についても、いまお聞きしたことに即応して十分考えていきたいと、こう考えております。(笑聲)なお、これは外務大臣ともよく打ち合わせをしながら進めてまいりたい、こう考えております。

大体、そんなことでございます。

○国務大臣(三木武夫君) 韓国の安い労働力でつくられたものが日本の中小企業を圧迫しないように、うまくやる所存でございます。

○中村英男君　それじゃ、私けっころです。

最後に、質問すると長くなりますから、要望を二点ほどしておきたいと思いますが、佐藤総理に最初李ラインの問題を質問したときにちよつと禽捕のことが出ましたが、これは同僚委員もあるいは衆議院の田口委員が質問されておりましたが、拿捕の問題は、どうも大蔵省は大蔵大臣がおいでにならぬが、これは一そう当たり計算してみると二百万円ぐらいいんです。なかなか再起にならないですからね。ですから、そういう人たちが再起するよりな金高をはじいてあたたい措置をすべきである、こう思っております。これは希望です。

それからもう一つは、いま遠洋漁業へ農林省は

切りかえを考えて、二十二統ぐらい考えておいて、はしませんでした。が、これはいま私はこまかい質問は、魚族が枯渇してそうして赤字が累積すること、が予想されますので、こういう割り当てについて、はやはりそういう事情を勘案して遠洋漁業の切りかえはすべきであるという考えを持っておりますから、そういう点も十分考慮して、やはり零細漁民、中小企業、大企業も日本の漁業は漁獲量が高まるような、そういう万全な措置を水産庁は緻密にすべきであるという希望を持っておりますから、これは私の希望でございますから、答弁は要りませんから、どうぞひとつ……。

○理事(章葉隆國君) 中村英男君の質疑は終了いたしました。

午前の質疑はこの程度とし、午後は一時二十分に再開いたします。

○理事(草葉隆圓君) 中村英男君の質疑は終了い

午前の質疑はこの程度とし、午後は一時二十分
 たしました。

に再開いたします。
これにて休憩いたします。
午後零時四十八分休憩

午後一時二十九分開會

○理事(草葉隆圓君) これより特別委員会を開会いたします。

派遣委員の報告に關する件を議題としたしま
す。

去る十一月二十九日、当特別委員会が行ないました日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件外三關係国内法案についての大阪、福岡における意見聴取のための委員派遣について、それぞれ派遣委員から御報告を願います。

まず、大阪に派遣の第一班の御報告を願います。大谷藤之助君

○大谷藤之助君 第一班の報告を申し上げます。

第一班は、日韓基本条約等諸案件に關する公聴会を大阪において開催するため、私のほか松野理事、亀田理事、森川理事、井川委員、黒柳委員の

計六名が現地に派遣されました。

大阪公聴会は、十一月二十九日午前十時十五分より大阪府議会議場において開会、私が座長としてあいさつ、公述人及び委員の紹介、議事運営について説明を行なったあと、大阪市立大学教授黒田了一君、大阪スタジアム株式会社社長浅田敏章君、総評大阪地方評議会事務局長帖佐義行君、京都大学教授大石義雄君、京都学芸大学助教授関順也君、大阪地域婦人団体協議会会長辻元八重君、以上六名の公述人の意見を聴取し、次いで、各委員より熱心な質疑を行ない、午後三時四十二分に散会いたしました。

詳細の報告につき

員長においてお取り計らいくださるようお願いいたしたいと存じますが、とりあえず以上のとおり御報告いたします。（拍手）

○理事(草葉隆置君) 次に 福岡に派遣の第一班の御報告を願います。久保勘一君。

○久保勘一君 第二班の報告を申し上げます。
派遣委員は、草葉班長及び私のほか、日高、稲葉、中村、鈴木の各委員の六名でありました。

福岡公聴会は、十一月二十九日午前十時十二分
から福岡市内の県学校給食会館講堂で開かれ、班
長のあいさつ及び紹介ののち、日本社会党福岡県

本郡委員長緒方孝男君、弁護士山本彦助君、福岡
県労働組合総評議会議長安永英雄君、福岡韓国貿

易促進協議会専務理事中澤豊君、九州大学助教授中植興君、長崎県漁業協同組合連合会副会長秋山秀雄君、以上六名の公述人から意見を聴取し、次いで各委員から質疑が行なわれ、午後三時八分に閉会したのでありますが、詳細の報告につきます。

くださるようお願いいたしますと存じます。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○理事(草葉隆圓君) ただいまの所

対し、御質疑はございませんか。――別に御発言もなければ、派遣委員の報告はこれをもって終了いたします。

なお、御要望がございました派遣報告書につきましては、これを會議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○理事(草葉隆國君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○理事(草葉隆國君) 日韓基本關係条約等承認を求むる案件及び關係国内法案の四案件を一括して議題とし、午前に引き続き質疑を行ないます。伊藤道君。

○伊藤道君 私は、衆議院の段階で自民党の多数勢力のためにわが社会党委員の審議がきわめて短時間に寸断されたためにほとんど触れることができなかった日韓關係に伴う軍事問題、この一点に問題の焦点をしばって、佐藤總理をはじめとして、防衛、外務等の各關係大臣に御質問申し上げたいと存じます。

まず、最初に、順序としてお伺いしたいのは、パッジ・システムに關してでございますが、このパッジ・システムは、日本の自衛隊が第二次防衛の計画でこれを採用決定して今日に至っておるわけですが、この日韓條約がもし成立いたしますと、日韓のいわゆる國交の正常化という段階になるわけですが、その際には、このパッジ・システムを韓國あるいは台灣のそれに連結することによって、兩國のいわゆる軍事的つながりの一環として防空共同体制がとられると当然に考えられるわけですが、この点に關する長官のお考えをまずお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(松野賴三君) パッジ・システムは、すでに計画決定いたしましたから五年ばかりたつております。大体、四十一年完成が実は一年おくれまして、四十二年完成の予定で、まだ一部着工しながら完成は四十二年度でございます。さて、それが完成したあとでどうなるのかと。伊藤委員御承知のように、防空体制というのは、自衛隊を中心にして防空網というものを張るべきである。ただし、領海、領空というだけでは防空の機能は達

成いたしません。どこの国も相当広範囲な防空体制というものが公海、公空まで当然達しなければならぬということだけでありまして、これが關連する關連しないは、それは想定の上において關連することもありましようし、關連しないこともある。日本海などは兩方の岸が近いんですから、兩方の防空体制がここに網の目のようになるといふことはございます。ただし、日韓とかあるいは台灣とか、そういうものを中心にこのパッジ制度というものを考えたわけではございません。あくまで日本の領空、領海を守るためのパッジ・システム。しかし、電波で距離というものは相当遠くまで参りますので、それがどこへ行くか、これは別な話だと私は思ひます。

○伊藤道君 長官のお答えでは、このパッジ・システムは韓國とか台灣とかこれを結びつけて第二次防衛計画で考えたのではない、こういう御答弁ですが、こういうものを裏づける以下数点にわたつて私が御指摘申し上げることに、防空共同作戦がとられつつあるし、また今後とられるであろうと、そういう結論的のことが考えられるわけですが、そういう意味で、最初にまず個々の問題についてお伺いするわけですが、

一九五一年の九月に、トルーマン大統領は、サンフランシスコの講和會議における歡迎式でこういふことを言つておられるわけですが、「太平洋地域の防空諸條約が發展すれば、日本防衛軍が生まれて、同地域の他の諸國の防衛軍と連携を持つことになる」と、こういうふうな指摘しておるわけですが、日韓會議の第一次の予備交渉が連合軍司令部のあつて開かれたのは、それから一カ月後であつたわけですが、こういうふうなことからあわせて考えても、米軍の意圖が察せられるし、これを受けて立つ日本の考え方が、こういう防空共同作戦がとられるのではなからうかと、こういうふうな考えられるわけですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(松野賴三君) 御承知のようにアメリカの発言でございますが、アメリカの今日の日

台、日韓、日本との安保條約、個々の実は條約がございまして、その意味から見れば、そういうことばがあるいは理解できるかも知れません。しかし、日本から見れば、日本の安保條約だけでございます、その相手方は、したがって、私たちは安保條約ということに限定さういふふうな理にかうか。また、そのこともさういふふうな理解していいんじゃないか。アメリカはまた別な條約がありまして、別な國のほうから見れば、一見さう見られます。しかし、われわれは日本だけの問題である。アメリカは日本を含めた國の話をしておられる。われわれは日本の一つの國であるといふことは言えませんが、日本がその網の結び目になるという意味では私はないと思ひます。

○伊藤道君 また一つの事実を長官に申し上げたいと思ひますが、最近では、元韓國の陸軍參謀であつた義議員が、韓國の國會で、いわゆる軍事専門家としての立場から次のようなことを発言しておられるわけですが、これは議事録に出ておるわけですが、「一九六二年十月に日米安全保障會議で採択されたといわれる書類が現在日本外務省に通過されているが、いわゆる日韓軍事協定に關する案件、日韓間の軍事協定といわれるものは、極東の對共防衛のための政策においてアメリカがその責任をはたして、日本にとりあえず代置させる」といふことがその骨子となつております、こういう意味の指摘がされておるわけですが、これはきわめて重大な問題だと思つておるわけですが、こういうことから先ほどのことがうなずけると思ふのですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(松野賴三君) いろいろアメリカのほうの構想はそれは御自由でございますが、日本の今日私が端的に申し上げられるのは、いまの自衛隊法そのものをよく——伊藤委員も内閣委員會で常にお会いしていただけます、自衛隊法そのものの以外には一歩も出られない、こう考えますと、いまの話は、アメリカの発表は御自由であります、が、われわれ日本としては、それより一歩も出ら

れない、また出る意思もない、そう限定します、自衛隊法というものはそんなに外國と共同といふことはあり得ないと私は思ひます。日本だけを守るというものが自衛隊法でございます。したがって、相手方は別として、日本が外國と共同といふことは立てないのじゃないか。したがって、共同のなといふのは、それは相手方がどういふ諸外國の方がおっしゃるか、これは御自由ですが、共同といふことは実は出てこられない。そこにそのことは現実の今日の私たちの立場としては少し現実性から離れているのじゃないか。あえて私は批判する必要はないと思ひます。しかし、現実には、じゃそれが実現できるかといふ、自衛隊法にはそれはできません。したがって、そういうことは私は考えられませんといふことが一番の結論じゃないかと私は思ひます。

○伊藤道君 そういふ御答弁でございますが、以下具体的な事例がたくさんあるわけですが、そこで、いま一々長官の言うことに私は反駁いたしませんけれども、最終的にどうしてもそのつながりができるであろうといふことを總括的に申し上げたいと思ひます。したがって、個々の問題について一応明らかに最初いたしたいと、そういう意味で引き続きお尋ねしたいと思ひます。

この義議員は、引き続いて次のように韓國國會で発言しておられるわけですが、「その第一の内容は、日韓共同防空網の設置であるといわれたい。私は現在の超音速飛行の速度が防空網を友邦國家と形成するに際し、おのづと日本、韓國、沖繩、台灣を連結する線上において早期に警戒網が設置されねばならず、これに対する防空体制が確立されねばならないとするその必要性を切実に感じております」と、こういうふうな発言をなさつておられるわけですが、したがって、パッジ・システムいわゆる防空警戒体制、こういうものが韓國とまだなければ、今後連結されるであろうといふことがこういう点からも考えられるわけですが、この発言に対する長官のお考えはどうですか。

○國務大臣(松野頼三君) 今回パッジ・システム

を設定いたしますのは、九州をかりに韓国に近いところを設定いたします。あるいは裏日本を設定いたします。その範囲はどこかと、じゃそのパッジ・システムの及ぶ能力はどこかと、これをお考えいただけますか。その回答が出るのじゃないかと私は思います。したがって、その限度というものは、最大能力と申しまして、大体三十八度線前後のところまでしか及ばない。したがって、韓国の必要な限度というものは、三十八度線より北のほうがおそらく防空というならば常識じゃないか。したがって、そのことは一部は言えないとは言いませんけれども、現実から言いますと、日本の国防空網ですから、韓国に使えるものというものは私はないんじゃないかと思えます。したがって、それはどういふ御発表が国内でされたか、それは御自由ですけれども、今日私の考えている防空能力、防空のパッジの及ぶ範囲というものはそういう方向を目標にしたのじゃないと思いません。あくまで日本だけの防空ということでございます。

○伊藤頼道君 いまお伺いしたことに関連して、これを裏書きする一つの例証として、三十八度線近くのレーダー基地では、これはお伺いするわけですが、すでに日本人の技師がそこで働いておる、あるいは今後働こうとしておるのかその点は明確でございせんか、とにかくそういう体制がもうすでにでき上がっておる、こういうことを聞いておるわけですが、その点はいかがですか。

○國務大臣(松野頼三君) 防衛庁の關係としては一つもございせん、一つもございせん。それからもう一つ、パッジ・システムとか、いろいろの制度がございまして、日本でたゞいま今日設定しようというパッジの会社、設備というものは、実は日本だけの新たな制度でございまして、諸外国にはまだございせん。日本だけのパッジ・システムは日本だけの制度、機械、会社、能力というものは日本だけで、実は相当開発と改造を国内でしております。はたして諸外国にこれが通用するかどうか、私はそれはわかりません。そういうこ

とを念頭に置かず、日本だけの一番日本に似合うパッジ・システムをつくっておりますので、これが韓国とどういふ関係があるのか、私ども研究したこともございせん。同じ機械でないということだけは私は申し上げられると思ひます。

○伊藤頼道君 なお、引き続きお伺いいたしますが、韓国では、いわゆる日米の安保条約が改定された翌年の八月、これはちょうど韓国のクーデターのあつた直後に当たるわけですが、いわゆる標準時間を三十分繰り上げて日本の標準時間とこれを合わせておるというこれは一体何を意味するものか、これは前からこういうことを想定して標準時を日本に合わせたのではなからうか、こういうことが当然考えられるわけですか。その点はいかがですか。

○國務大臣(松野頼三君) 三十分繰り上げたという話、実は私もまことにあれでして初めて実はお聞きしたわけ、繰り上げられたのか、繰り上げられなかったのか、それは私初めてお聞きいたしますというくらい実は私も防衛庁と軍事問題で話し合ったこともなければ、話す準備もなければ、私も何にも実はそのことさへ知らないわけです。また、今後打ち合わせる予定もございせん。したがって、その事実は私どものほうからはお答えする自信がないので、繰り上げたのか繰り上げなかったのか、それも私は知りません。したがって、そういう関連がないことだけはここで証明できると私は思ひます。

○伊藤頼道君 衆議院で防衛庁長官は日韓の共同防衛はあり得るという意味のような発言をされたその防衛庁長官としては、きわめてこの点については怠慢というほかないと思ひます。こういう關係のある標準時がいつどのくらい繰り上げて日本に合わせられたのかということが、いま全然知りませんという御答弁であつたわけですから、これは日韓台と、台湾にも關係がございまして、その際に関連あることでお伺いしておきますが、關係の防衛局長などおいでですか。——台湾が、やはりこの防空共同体制の一環として台湾がこの標準時を

日本に合わせておるわけです。そのことについて、いつどういふ要領で合わせたのかということ、関連があるもので、この際お伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(松野頼三君) ただいま伊藤委員のおことばの中に、私が衆議院で日韓の共同防衛があり得るというふうなお話でございまして、そのうり答弁は一切いたしておりません。一ぺんもございせん。前の長官の話は昨日總理から釈明されて、私はそのようなことを考えてもおりませんし、答えたことももちろんございせん。なお、ちやうどたまたまパッジ・システムの日米交換公文がございまして、その交換公文を明らかにすることのほうに御質問に答へやすいかと思ひます。日米の交換公文には、三十九年の十二月に、日本の効果的な防空防衛設置としてという交換公文に「日本の防空のため」ということが明記してございまして、それ以外のことはわれわれは考えておりません。

○稲葉誠一君 いまお話を聞いてまして、これは関連です。それから短くしますけれども、たとえば衆議院の内閣委員会、三十九年の十二月十八日に、これは海原防衛局長ですが、こういうふうにご答へておるわけですね。これは日米の安保協議委員会に閣連してですが、日米の問題に関連してすけれども、こういう答へがあるのです。いろいろ日本とアメリカとの作戦的なことを言っていて、「ただ、私どもとしては、あしたいかなることとが起ころうとも、この場合にはどうする」という計画は持つております。」「こう言っているわけですね。そうすると、「あしたいかなることとが起ころうとも」というのですから、その「いかなること」との中に、当然三十八度線のところを火を吹くというか、そういう場合のことと当然想定されて、その場合にどう対処するかという計画があるはずだというふうに考えられるわけですね。これはそうじゃなければ論理的におかしいわけですよ。「あしたいかなることとが起ころうとも」というのですからね。日本の近辺で「いかなることとが」

ということになれば、これは三つ、四つ考えられるとして、その一つが三十八度線なり、いわゆる韓半島における問題であるということにはつきりしてゐるわけですね。これはだれが見たつてどうです。常識ですよ。その場合にどうするかという計画は持つてゐるのだとはつきり答へてゐるのですから、だから、その場合、日本は安保条約で日米の間は共同防衛するが、それは日韓の間で直ちに共同防衛するというわけではありませんけれども、日本とアメリカとの間で共同防衛があるということならば、こういう形になつてくれば、アメリカを媒介として、当然日韓の間で何らかの話し合いなり、あるいは話し合いが行われなければならない、アメリカを媒介としての共同防衛に近いものなり何なりが当然考えられなくちゃならない。こういうふうに私は思ひます。これは常識だと思ひます、一つの、これが一つの質問です。

それから第二は、いま言つたように、「あしたいかなることとが起ころうとも」というのは、一体具体的にどういふこととどういふことを想定して「あしたいかなることとが起ころうとも」と、こう言っているのか、それに対処する計画がある、持つてゐるのか、その言ひから、その計画は何だ、これをやっぱり明らかにしていくことが必要だと、こう思ひます。

○國務大臣(松野頼三君) 防衛庁設置法第四条、自衛隊法第三条に對する、あしたいかなることがあろうともというところをございまして。内容の条文は、御承知のように直接侵略、間接侵略、国内の治安維持、このことについて、あしたいかなることとがあろうとも常時即応の体制をとつてゐる。これは自衛隊の今日の姿でございまして。三十八度線とか、さういふ話は自衛隊法の範囲ではございせんし、また、そんなことを念頭に置くには、それは注意はいたします、世界の情勢については、しかし、自衛隊の体制にはさういふものはございせん。なお、台湾の話は、台湾まではおそろくパッジ・システムの網の電波は、そんな遠距離ま

では、実は防空体制はまだそれほどの性能はございません。

○稲葉誠一君 あしたいかなることがあろうともというの、間接侵略だけでなく、直接侵略も当然含むわけでしょう。それは三十八度線だけの問題というふうには言つたから、まああなたのはうはそういうことをとらえたのかも少しませんが、それが拡大してきて、日本に対する攻撃と考えられる場合があるわけです。その場合のことを想定して、それに対する計画も当然持つていくと、こういうふうには考えられるんじゃないですか。小泉さんの答弁はそれを裏書きするようなものとして、それは受け取るのが普通じゃないかと思うのです。三十八度線の中だけの問題なら、それは日本に關係ないですよ。わかりました。そうではない。それが発展してきて、日本に対する攻撃という侵略といふことになるということも、あしたいかなることがあろうともという中には当然入ってくるんじゃないですか。それでなくてはおかしいんじゃないですか。

○国務大臣(松野頼三君) 日本の領空、領海に限ります。いかなることがあろうとも、範圍は日本の領空、領海においていかなることがあろうとも有事即応の体制をとっている、これでありま

す。

○伊藤顯道君 なお引き続き伺いたします。が、七月四日と八月十日のいわゆる東京発のAP電によりますと、こういうことが報道されておるわけですね。「日本、韓国、沖縄、台湾にある五百有数の空軍基地」、この中には米軍基地も含まれておられます。「この基地はマイクロ線と結合され、レーダー情報でネットワークするようになつた」と、これはなほうでではなく、なつたと断定しているわけですね。こういう意味の報道があるわけですね。こういうことにも関連して、くると思ふのです。このことはいかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) 日米間の連絡は密にしておりますが、韓国と直接私のほうでマイクロ線をつないだということはいまありませんし、今日の

計画も軍事用にはございません。一般の民間用、これは私の所管ではございません。私が計画も作業もしたことはございません。

○伊藤顯道君 一九六二年の十月一日の東京新聞によりますと、ここに実物がございますが、「防衛庁が日韓国防正常化後の純軍事的問題点として考えているのはパージ・システムの連結による防空共同作戦」、それから以下幾つかをあげていますが、いまここに關係ございせんから三つほど省略して、「などである。」そこで、この記事に対して、防衛庁は韓国と無關係に日本の防衛が成り立つと判断しておるのかどうかという点が一点、それからこういう点からも日韓の防空共同体制が当然に考えられるではないかと、こういう二つの問題についてお答えいただきたい。

○国務大臣(松野頼三君) 日本の平和を守る自衛隊の今日の任務としては、韓国のみならずソ連、中共、北朝鮮、近隣諸国において不安の起こらないこと、これが第一の目標でございます。したがって、韓国だけが日本の防空の窓口だという意思は毛頭ございません。北海道から九州まで、それに隣接するところに戦乱が起こらないこと、またその状況を常に把握すること、これが私の任務であると思ひます。したがって、韓国とどういふことはわれわれは考へておりません。日本の周辺諸国が平和であること、戦乱がないこと、これに對し、情報を持ち、それに対して対応する、これが私の任務でありますので、特に韓国と固定して私たちがどうだということはありません。もちろん、韓国も隣接の国でありますから、平和であること、これは当然なことでありまして、また、それが戦況が緊迫すること、これに關心を持つこと、これは当然であります。しかし、直ちにわれわれが行動するとか、態勢をとるとかいうのはあくまで日本の国内に対する直接侵略、間接侵略あるいは治安の問題、これだけでありまして。

○伊藤顯道君 そういう御意見であつても、いま直ちにこれに反論しようとは思はないわけですね。先ほども繰り返して申し上げたように、個々の幾つかの問題がたたくさんあるわけですから、その最終的段階でそれに反論を申し上げたい。そういう意味合いでさらに続いております。十月二十七日の衆議院における特別委員会では、これは外務省に關係するので、外務省の藤崎条約局長がこういう説明をされておるわけですね。今年三月十七日の国連軍から韓国軍の領空権の移管に關して説明しておられるわけですが、「国連軍側から韓国軍のほうに航空管制の技術的なことを移譲された」とことではないか、こういう意味のお答えがあるわけですね。そこで伺ひするわけですが、どういふ理由で、それからいかなるものか、移管されたのかということ、それから韓国空軍は航空警戒管制を握つたことになったのかどうかという点、レーダーサイトについては一体どうなのか、こういう具体的な、大事な問題が不明確でございますので、この点を具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(崎崎高里君) ただいま御引用になりました私の答弁は、領空権といふものが国連軍から韓国軍に移つたかのような新聞報道についての御質問に對してのお答えでございましたが、これは領空権といふようなことじゃなくて、飛行場発着の航空管制に關する仕事が韓国側に渡されたといふのが事実、その詳細については私存じません。○伊藤顯道君 次に、海原防衛局長おいでですか。

○国務大臣(松野頼三君) かわりました。転動しました。

○伊藤顯道君 官房長でもけっこうですが、前の国会で、当時の海原防衛局長はこういう意味の御答弁をなさつておるわけですね。自衛隊と米軍との共同作戦について重大な発言をしておるわけですが、その内容の一節は、自衛隊として米軍と共同作戦するといふことになると、これは實際問題として米空軍だけになる。具体的な協力關係は空軍だけでやるという意味です。新しいレーダーサイトによる情報で逐次個々の飛行機にそれぞれの諸

元が通報されてくるので、空域を分けてその目標を与えることで双方共同の行動ができる。双方の司令官が同じ建物に、同じところにいる云々というところで、これは衆議院の予算委員会における三矢研究小委員会での御答弁があつたわけですね。この内容を見てわかるように、航空自衛隊と在日米空軍とは一体に行動しておるわけですね。それから在日米空軍司令官が兼ねておる第五戦術空軍の指揮下に在韓米空軍があるわけですね。そしてさらにそれと一体となつて韓国空軍がある。これは現実の姿であらうと思ひます。こういう点から考へられるわけですが、日米間のいわゆる空軍が一体である、少なくとも航空警戒体制がこの間にとられておるのではなからうか、こういうことが考へられるわけですね。この点はいかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) 在日米空軍は在日米空軍、名のごとく日本だけでございまして。その中に第五空軍といふのが少しダブつておるかもしれませんが、まず大體体制はそうなつております。海原防衛局長が答へた當時とはだいぶ日本の情勢も変わつて、わが自衛隊も成長いたしました。大體、在日米空軍は非常に減少しております。したがって、わが自衛隊が日本の防空管制あるいはスクランプリングを、ほとんどいま全部今日の場合には日本がやつております。その答へましたのは、おそろく非常の場合、非常の場合に日本空軍だけでやるか、安保条約の規定によつて米軍と共同作戦するのではないかと、想定した答弁であつたと私も記憶いたしております。そのときに指揮命令権がどつちかという話から、指揮権は日本でございます。日本は日本でございます。米軍は米軍でございます。ではどつちが指揮をとるのかという点です。米軍機については同じ管制によつて米軍の司令官が米軍機に指揮命令する、同じ管制によつて日本は日本の自衛隊、これが指揮管理をいたします。そのときに同じ場所におつていふことが出たわけでありまして。それは韓国の、もちろん當時ですから日韓問題もまだこんな

に出ておらないときですから、日米間の問題で私
はお答えしたと記憶いたしております。

○伊藤道雄君 この問題もそのまゝにしておいて
次の問題をお伺いいたしますが、アメリカの原子
力潜水艦の極東における大事な使命というのは一
体どういふものですか、関連があるのですか、お伺
いたします。

○国務大臣(松野三三) 米軍の作戦行動につい
ては詳細に私たちが知るよしもございません。た
だ知り得るのは、編成において第七艦隊に所属し
ておる。第七艦隊というのはハワイから以西です
か。ハワイの途中のところから線を引きまし
て以西である、そうして第七艦隊に所属してお
るということだけで、行動、目的、内容について
は、これは軍の行動について知るよしもございま
せん。われわれが知っておりますのはそれだけで
ございます。

○伊藤道雄君 まあその米原子力潜水艦の極東に
おける重要な任務の一環として、あるいは対馬、
津軽、宗谷、こういう三海峡の通峡阻止作戦です
ね、こういうことが非常に大事な任務の一つに
なっておりますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(松野三三) 私もそれは正確にはわ
かりませんが、われわれが承知しておる能力と範
囲から申しますと、原子力潜水艦は長期遠洋作戦
がこの主目的であるとわれわれは性能上判断して
おります。どこにおるかまではわかりませんが、
長期遠洋航海のために原子力潜水艦が開発され
た、したがって、相当長い距離、遠洋におるの
じやなかろうかと私は想像いたします。しかし、
今日どこで行動しておるかそれはわかりません。
しかし、その作戦計画と一緒にやったことはあ
りませんので、日本の防衛範囲内にはこれは入
らない問題じやないかと私は思います。

○伊藤道雄君 明答を避けて、遠洋航海が目標だ
というふうな意味のことを言っておりますが、あ
らゆる角度から見ても、われわれしろうとでもう
なすけることは、対馬とか、津軽、宗谷、こうい

う海峡の阻止作戦を連日頭において訓練をしてお
ると、こういうことは容易に想像できるわけ
です。そこでなお伺いいたしますが、日本のい
ゆる海上自衛隊の中で、日本の潜水艦の使命は一
体どういふことか、そういうことをお伺いしたい
と思います。

○国務大臣(松野三三) 日本の潜水艦の性能
は、必ずしもまだ最高な性能でございせん。の
で、遠洋と申しまして、そんなに長期遠洋に
潜水行動はできません。したがって、重要地点に
おける交差点、交通の要路の交差点に対する保護
あるいは警戒ということになります。したがっ
て、日本の場合は、重要地点といえは東京湾と
か、あるいは関西の大阪湾の入り口とか、あるいは
九州の一番狭い海峡とかいうところに対する安
全な航海に対する保護、これ以上まだ日本の潜水
艦の性能としては不可能でございします。

○伊藤道雄君 今後この条約がもし批准されて、
日韓の国交が正常化した場合ですね、日本のい
ゆる海上自衛隊がその作戦行動の一つとして、計
画の一つとしてですね、対馬海峡のいわゆる通峡
阻止という計画を全然考えないのか、そういうこ
とを考へるのか、現在はどうなのか、現在並びに
将来にわたってのお考えをお聞かせいたした
い。

○国務大臣(松野三三) 朝鮮海峡、対馬の海域
を守るというところは、われわれ自衛隊の使命であ
ると存じます。しかし、そこだけを焦点にして
るわけじやございません。北海道のほうもあれ
ば、九州の豊後水道もあれば、太平洋、日本海、
あるいは日本周辺全部に対して、われわれはど
から攻撃を受けても日本の安全が守れるという作
戦でありまして、どこという、きめてこのとおり
やっていけるわけじやございません。ある年はこの
地域で海上の訓練をする、ある地域は、太平洋で
する、ある場合には日本海でする。日本中どこ
も毎年場所を変えまして海上訓練をしている理由
は、日本どこでも、その防衛の任務に当たれると
いう意味でやっておりますので、どこだという、

そこだけをやっているわけじやございません。も
ちろん日本の周辺ですから、そこも含まれてお
ることはこれは事実でございます。

○伊藤道雄君 私がお伺いしたかったのは、一つ
の特定の地域、いわゆる対馬海峡についても通峡
阻止作戦を考えておるかどうか。もちろんそれだ
けをやってほかの訓練はやらないのだ、そういう
ことをお伺いしておるわけではないわけですか。そ
ういたしますと、対馬海峡の通峡阻止作戦とい
うことも考へておると、こういうことであつた思
うのですが、そう理解してよろしいですか。

○国務大臣(松野三三) 通峡阻止作戦という目
的が少し私のことばの中に足らなかつたかもしれ
ません。日本の船の安全を保護する、外国から侵
略があつた場合にその安全を保護するのであつ
て、日本の自衛隊はあくまでその阻止作戦が主目
的じやありません。日本の船の安全航海に対する
警戒を、私たちは潜水艦もその一つの作戦として
やっていると申すわけ、その阻止というよりも
日本の安全と日本の船の航行の保護ということが
主目的であつて、ことばはどちらでも似たような
ものでございしますけれども、目的とすると、私は
もつちに実は目的の焦点を置いておるわけであ
ります。

○伊藤道雄君 そういたしますと、米原子力潜水
艦の極東における使命については、長官は明確な
お答えなかつたわけですが、これは諸般の
あらゆる角度から検討してみても、われわれし
るうとでも、当然、対馬とか津軽、宗谷、この海峡
のいわゆる通峡阻止というのを訓練の一つの大
きな目標にしておるであらうということが考へら
れるわけですか。そして日本の海上自衛隊の使命の
一つに、対馬海峡についても考へ、あるいは計画は
あるということ、そういうことを結びつけ、さら
にそれに加えて、先ほど申し上げました軍事専門
家であり韓国国会の議員である姜議員が、このこ
とに関連してこういう発言を国会でなさつてお
るわけですか。「第二に問題となつてゐるのは、前
に挙げた第一は防空共同作戦のことだが、この第二

はいわゆる韓・日共同探知網の設置であります。」、
この点も私は同様の意味から正しい政策だと考へ
ます。詳細にあるわけですが、ここでは省略いた
します。こういうふうに韓国自体もいわゆる潜水
艦の探知網の共同作戦ということも韓国の軍事專
門家は考へておるわけですか。そこで、こういうこ
とからあわせ考へても、また日本の海上自衛隊の
使命、極東における米潜水艦の使命、こういうこ
とをあわせ考へると、いまでもないとしても、今
後、日韓の国交正常化に伴つてこういう通峡共同
作戦が生まれてくるのではないか、こういうこと
が考へられるわけですか。この点はいかがですか。

○国務大臣(松野三三) 朝鮮海峡は必ずしもそ
う広くないので、伊藤委員のおっしゃるような御
質問のようになるかもしれませんが、あくまで対
馬、日本の領土、領海、領空を守るためにわれ
われの任務があるものでありまして、朝鮮い
ゆる韓国側の海域水面についてはわれわれは演習も
しておりませんし、またその作戦計画もございま
せん。あくまで日本の——同じ朝鮮海峡にありま
しても日本の島嶼——島における領土、領空の実は
保護ということが作戦でありまして、向こう
対岸のほうにわれわれはその作戦計画とか研究と
かしてはおりませんので、必ずしもそこで共同とい
うことは私は出てこないじやないか。私は私
のほうの目的、訓練はそのようなことはしており
ません。したがって、その向こう側の対岸のほう
までには及ばない。そうなる、いまのことば
が、この向こうの軍事専門家の御発表も、向こう
の考へは御自由ですけれども、日本にはまだそ
のことばは通用しない、私は思います。

○伊藤道雄君 私が申し上げるまでもなく、日米
は安保条約によつて共同作戦がとられる、米韓は
米韓相互防衛条約によつて共同作戦がとられる、
これは明確であらうと思ふ。で、共産侵略から韓
国を防衛する場合があると仮定すれば、その場合
には、国連軍司令官は全韓国軍のいわゆる陸海空
全軍の作戦指揮権を持つてゐるわけですか。それ
と、それに加えて在朝鮮の国連軍の実体はいわゆ

る米軍である、現実の問題はですね。そして、なお連軍司令官は米軍司令官である。こういうことをあわせ考えた場合、この海峡の阻止作戦が日米韓三国によって共同の体制がとられるであらうことは容易に想像できるわけですが、考えられるわけですね。この点はいかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) 国連軍は在韓米軍といふものを指揮してござりまして、日本には今日ほとんど国連軍の所在はわずかの連絡員程度しかおりません。したがって、韓国に今日はもうほとんど全部はばられております。

〔理事草葉隆園君退席、委員長着席〕

そこで、その朝鮮海峡の話が、非常に最近な近いところですからそういうお話もありますが、その作戦は、私はいまの状況で過去にも今日もございせん。また、将来にも今日の自衛隊法の範囲を出ることはありせんので、私たちは日米安保の範囲を越えて今後進めるといふ考えは毛頭ございせん。また、そういう装備も訓練もしてございせん。したがって、その韓国といふことは米韓間にはありますけれども、日韓間には直接これを結びつき得ない問題じゃないか。もちろん海ですから、どこの海か、そういうふうな流れは近いのですから、いろいろその御意見もそれはもう十分わかります。しかし、作戦計画といふものが日韓に結びつくといふことは今日われわれは考えられなせん。また、自衛隊法が厳然としてある間は私は考えられなせん、私はこう思います。

○伊藤道雄君 今お個々の問題はたくさんございせんので、具体的な問題に入っていきますが、一九六二年十月一日の東京新聞の報道によりますと、こういう意味の記事があるわけですね。現物がここにございせんが、韓国軍の機銃士などの委託養成が現在も日本の自衛隊において実施されているようにあるが、詳しいことは省略いたしますが、こういう意味の記事があるわけですね。そこで、お伺いしたいわけですが、こういう前提に立てば、一体現在でも、いわゆる自衛隊とか学校で外国軍人の委託養成を受けておる現実はあるかと思

うのです。これは自衛隊法の百条の二によつて合法的にやることはできるわけですね。そこで、お伺いしたいわけですが、三十七年にこれが指摘されておりますから、その三十七年以後、現在まで養成部隊とか人員等について、これを年度別、国別、陸海空軍別に、ひとつその概要についてここで御説明いただいて、なお詳細な資料については、ひとつ資料として御提出いただきたい。

○国務大臣(松野頼三君) 外国の軍人を日本で委託教育したという例はございせん。しかし、その韓国の者は今日はもうほとんどございせん。それもタイから一名とか、留学生程度の一名という程度であつて、部隊として訓練したことは私の記憶ではございせん。なお、せっかくの御要求ですから、人数は教育局長からお答えいたさせます。そんなに大部隊を教育したことはございせん。今日韓国は一名ももちろんございせん。ただ、お互い交換学生というので、一名ぐらいつつのお互い交換したという例はございせん。しかし、人数は、せっかくの御要求でございせん。それから、教育局長からお答えいたさせます。

○政府委員(室戸基男君) 外国の留学生を日本の教育課、自衛隊の教育課で受託して教育したということはございせんが、韓国の人を受託したことはございせん。タイ及びフィリピンと記憶しております。現在も、タイの留学生が日本に留学しております。

○伊藤道雄君 今お伺いいたしますが、愛知県の小牧空港には韓国軍のマークをつけた戦闘機が並んでおるといふこと、これは確かめるわけですが、そういう事実があるかどうか。もしあるとすれば、具体的にそのことを御説明いただきたい。なければならぬでございせん。

○国務大臣(松野頼三君) 防衛局長からお答えいたしますが、私の知っている範囲では、ございせん。なお、政府委員のほうからお答えいたします。

○政府委員(島田豊君) 防衛局長でございせんが、私もこの事実は承知しております。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、韓国軍兵器の修理とか補給の問題に關係してお伺いいたします。その前に、一九六二年十月一日の、先ほど申し上げた東京新聞の記事によりますと、こういう内容があるわけですね。防衛庁は、韓国軍兵器の修理、補給などの計画を具体的に検討しておる。これはそういうことをきめたとは決して報道してないわけですね。検討しておるといふことであります。それから、検討して三カ年たつてゐるわけですが、そこで、お伺いするわけですね。その検討の結果、どういふことになつておるのか、まずそのことからお伺いします。

○国務大臣(松野頼三君) そういう報道は私も拝見したことはありますが、現実にはそういうことは防衛庁の仕事ではございせん。また、私が防衛庁で検討しても、できないのじゃないか。ということは、韓国の戦闘機と日本の戦闘機とは非常に違つております。したがって、その機種の違いものが直ちに修繕できるとは私は思ひません。したがって、それはもしあれば、一般民需で研究されたかどうかそれは知りませんけれども、防衛庁で研究すべき問題ではございせん。私の今日の常識では、非常に機種の違つておる飛行機の修繕は、その簡単に三年や五年でできるものじゃないと、私は私の知る範囲の能力では思ひます。ただ、もしも検討されるならば、民需の研究はこれは私の所管ではございせんが、防衛庁でやるという仕事ではこれは毛頭ない。また、今日そういう検討は何も残つておりません。したがって、私の前任者もおそらく、検討された書類が残つておりませんので、私はおそらく検討されなかつたのじゃないか、こう思つております。

○伊藤道雄君 先ほどたびたび申し上げておる軍事専門家である韓国の国会議員が、前に引き続きいて、こういう意味のことを発言されておるわけですね。〔第三に、韓国軍装備は日本から修理、補給すると言われている。つまり、これはアメリカの対共防衛の責任を日本の軍需省にとりあへず肩がわりさせるということですね。〕云々と、こういう

意味の発言を国会でされておるわけですね。こういうことから、韓国が全然日本との話し合いなしに、こういうことを考えておることではなからうと思ひます。もちろんこの主体は米軍の考えを韓国国会で述べておるわけですから、アメリカがそういうことを考えておることはこれはもう明確なわけですね。そういう関連から、どういふふうにか考えられるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(松野頼三君) いまの御質問は実は防衛庁といふことが、通産省の実は所管の事項に当たるんじゃないかと思ひます。ということは、航空機の修繕あるいは補給といふのは、防衛庁の実は所管事項から離れまして、通産省のほうの所管になつております。したがって、製造は通産省、使用は防衛庁と、同じ品物が所管が変わつております。それで、修繕と補給といふのは通産省の所管で、防衛庁の所管では実はない。したがって、あるいは通産省のほうに御質問いただくほうが適當かと思ひます。

○伊藤道雄君 今、本年の三月十七日に外務部の長官である李東元さんがマクナマラ国防長官と会談された際、韓国がすでに送つた二千人のほかに一個師団を南ベトナムに派遣する際、装備その他については日本が担当することに同意したと、こういう意味の報道があるわけですね。このことは一体どうなのか、そのとおりなのかどうかといふことを含めて、伺いたい。

○国務大臣(松野頼三君) 装備を日本から補給するといふ、いままではやつたことはまだございせん。したがって、それは一方的なお話であつて、日本からまだ兵器輸出といふものは、私、やつた記憶もございせん。また、それを認可した記憶もございせん。したがって、それは現実にはまだそういう構想も私どもは何もございせん。

○伊藤道雄君 現在、韓国人の貿易商が日比谷の三信ビルの中に事務所を置いておりますが、この軍需物資が南ベトナムに送られておることに

では、これはまあ直接日本の、日韓の軍事的提携であると考えられるわけだ。日本の兵器、装備が送られていることは、この韓国人の貿易商を通してベトナムに日本のいろいろな兵器類、品物が送られているというところ、ここにいろいろ問題があるわけだが、問題をばつてお伺いいたしますと、このように韓国貿易商を通して日本から軍需品などが南ベトナムに、韓国の軍人に送られているというところが、いわゆる韓の軍事的提携とも考えられるし、また日本から日本の品がベトナムに送られているというところは、ベトナム戦争に日本が協力しているということにも考えられると思うのです。このことに対する総理の考えは何かですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまお尋ねになりましたような事実は、私は知りません。ないと思っております。

○伊藤道雄君 この問題は私が実際扱ったわけでもございませんので、なお今後私のほうでも確かめて、その上あらためてお伺いすることにしまして、質疑を保留にさせていただきます。

次に伺いたいと思いますが、アメリカの有力新聞で有名なクリスチャン・サイエンス・モニター、これが本年の八月二十四日に「極東の焦点」という見出しで論説をあげておられるわけだ。その内容は、日本の世論は米国のベトナム介入を批判しているが、幾つかの日本の会社は黙々と利益をあげておる、米機がベトナムで投下しているナパーム弾の少なくとも九〇％が日本の二つの商社から送られたものである、こういう記事が出ておるわけだ。このことに対して一体どういふふうにお考えになるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) いまのナパーム弾のことは、私も政府委員も関知しておりません。

○伊藤道雄君 関知していないということは、防衛庁長官としてそういうことは全然聞いていないということですか。私は知らないがあるかもしれないとか、十分調べたがそういうことは全然ないとか、その辺を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(松野頼三君) そういう事実があるというところは知りません。したがって、ないということでございます。

○伊藤道雄君 ただ、このことはいずれ時間が解決すること、防衛庁長官が国会の場でうそを言ったか正直な答弁をされたかというところは、今後時間が解決するわけで、あえて深追いたしません。そこで、次の問題をお伺いいたします。

自衛隊が学校とかあるいは部隊で朝鮮語の学習をやっているという事実があるかないかということ、なければない、あればあるでまたお伺いしますが、そのことをお伺いします。

○国務大臣(松野頼三君) 日本の自衛隊の中では、御承知のように国際的ないろいろなことばの勉強をされております。その一環として韓国語もあります。

○伊藤道雄君 もしこの条約が批准されるということになりますと、日韓の国交が正常化され、経済も文化も、いろいろ盛んに交流されることになるかと思う。そうなりますと、経済人と文化関係の人が朝鮮語を学習するというところは、当然にこれは最も自然に考えられるわけだ。ところが、自衛隊は国防を担っているわけだ。そこで、理屈はどうでもつきましょうけれども、防衛を担う自衛隊が、目下問題になっている日韓関係のこういう非常にむずかしいところから、その自衛隊が朝鮮語を学習するということは自然には考えられないわけだ。いま長官のおこぼれでは、世界の各国語を研究する必要があるから、そういうことであったわけだけれども、その点をいま少し具体的にお聞かせ願います。

○国務大臣(松野頼三君) いま自衛隊で、自衛隊の語学教育課があります。全部隊にやっていますわけではございません。ロシア語、ドイツ語、フランス語、英語、中国語、韓国語、そのほかに東南アジアのことばをやっております。それはそういう専門科だけの学校でありまして、全部隊でやっておりますということではございません。非常に少数の人がやっております。

○伊藤道雄君 私も全部の部隊で朝鮮語をやっておるという前提に立ってお尋ねしておるわけではないのです。もう少し具体的にお聞かせいただきたい。学校でやっておるということだけでありますけれども、どの学校で一体どの程度の学習の時間とか、そういう具体的な説明をしていただきたいと思っております。

○国務大臣(松野頼三君) 数十人程度であります。それで、内容については教育局長からお答えいたします。

○政府委員(奥戸基男君) 語学を教えておりますのは、主として防衛大学及び部隊の学校の中では調査学校でございます。大部分は英語でございます。あとの中国語、朝鮮語、それからソ連語、そういうものは大体十数名から数十名単位の人数でございます。

○伊藤道雄君 これから総理にお伺いいたしますが、昨日の当委員会でも、アメリカは日韓条約の成立をどういふ意味で喜ぶのか、また、この日韓条約が成立するとアメリカのためにどういふプラスがあるのか、そういう意味の質問がわが党の稲葉委員からあったわけだ。それに対して総理の答えは、日韓がお互いに仲よくすることはたいへんけっこうなことであるからと、そういう意味のきわめて単純な内容のお答えであったと思うのです。そこで、私がいまお伺いしているこの軍事問題に非常に関連をもつ事柄でございますので、昨日伺いましたけれども、私の立場からいまだ一度お伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) 昨日のお尋ねで、アメリカがこれに関心を持っている、それは一体どういふわけであるか、こういうようなお話があったと思っております。それに対して、いずれの国も、隣同士が仲よくしていくということ、これに対してはみんな関心を持っています。ひとりアメリカばかりではなく、ドイツもイギリスも、また自由主義陣営の諸国はみんな関心を寄せている。したがって、これができたということは非常に喜んでおる。ましてアメリカのように、日米安保条約を

結んでいたり、あるいは日韓条約のあるその立場なら、アメリカが関心を寄せるのはあたりまえでしょう。かように私は答えたと思っております。私は、アメリカ自身は、私がこれをさらにアメリカを頂点にして日韓で結んでいく、こういう意味ではございませぬ。これは先ほど防衛庁長官がお答えしたとおりでありまして、アメリカが米韓、あるいは米台、また日米、こういうようなそれぞれの国と同盟を結んでいる、こういうことでございまして、またアメリカ自身の立場からいろいろ考えるのは、これは当然のことだと思っております。しかし、日本が日本の独自の立場から考えても、そこまで発展はいたしておりません。アメリカについていくような発展までしておられない、こういうような関係にありますから、アメリカがこの事柄に当然関心を示す、喜んでおる、かように私は思います。

○伊藤道雄君 いまの御答弁は、もちろん、私から考えますとそのほんの一端にすぎないので、アメリカはただ、日韓の関係が正常化する、もちろんそういうことを喜ぶでもありません。けれども、そういう単純なことだけでアメリカが喜んでおるものではないか、ほかにもっと大きなねらいがあるんじゃないか、かように点についてお伺いしておるわけなんです。そういうことについてひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私、別にアメリカが単純な意味でと、かようにには申しません。アメリカが多大な関心を寄せるのはこれは当然でしょう。これはアメリカと日本との関係、またアメリカと韓国との関係、それぞれ密接な関係を持つのですから、その自分たちが仲よくし、あるいはアメリカ自身が防衛の一翼をになつておるこの日本と韓国が仲よくなつていく、これは当然のことです。か、みずからそれを進めていく、かように私は思います。したがって、私もがこの日韓の条約を締結することについてどういふ反応を示しているか、かようにお尋ねがありまして、すでに御紹

介をしたと思いますが、自由主義の諸国はみんなこれを心で喜んで迎えております。ただ、どうも共產主義の国はこれに反対を示している。これはもうすでに御承知のとおりであります。

○伊藤頼道君 まあそういう御答弁ですが、私はこう思うわけです。アメリカが日韓間の条約が成立して国交が正常化すれば、そのことによって中国に対して日本、アメリカ、韓国、台湾、フィリピン、こういう一連のつながりをつけることによって政治的、軍事的な包囲体制を強化する、これがアメリカの本当のねらいではなからうかと私もそう考えるわけです。もちろん、総理には総理のお考えがございまして、私にはいま申し上げたような考えがあるわけです。そういう考え方について総理はどういうふうにお考えになるのですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) しばしば社会党の方々から、これはNEATOの思想に通ずるものではないか、特別な軍事同盟を形成するものではないか、こういうお尋ねがしばしばございましたが、しかし、私どもが一貫して申し上げておるのは、これは日韓だけの問題で、ただいま申すような多数国間の話し合い、あるいはまたその同盟、こういうようなものではございません。また、そういうものを背景にしてこの条約が結ばれたものでもございませぬ。どこまでも日韓間の善隣友好の関係を樹立する、そういう立場のものでございまして、これを何度もし繰り返して御説明をいたしたはずでございます。もう、たゞいまお尋ねのようないわゆる多数国による防共同盟あるいは反共軍事同盟、かような意味のものではございません。はつきり申し上げておきます。これはいままで何らの交渉を受けなかったばかりでなく、さらにこれを説明いたしましたのに、わが国の憲法ではつきりしているじゃありませんか、またその憲法を具体化するような自衛隊法もあるじゃございませんか、これでわかるでしょう、かように私はしばしば申し上げておるのであります。かりに伊藤君がどういうふうにお考えになられようと、それは御自由と申し

上げたいのであります。しかし、私は、日本の国民として、国民全体が平和に徹し、そして平和憲法をつくっておる、その考えから申しまして、社会党の方も、やはり国民の期待に沿うように、その考え方は直されたほうがいいんじゃないかと、私はかように思います。

○稲葉誠一君 関連。総理にお尋ねするんですが、きのう委員会に要求して、いまの点に関連していただいた資料があるわけですが、それは一九六四年の十月三日に李東元韓国外務部長官とバンディ・アメリカの國務省極東担当次官補との間の共同コミュニケがあるわけですが、いま配られたものですが、きのう私三つアメリカと韓国との間の共同声明を出してくれと要求したんですが、その中のいまの李東元とバンディの共同コミュニケの(四)のところにあるわけですが、ちょっと読んでみますと、(三)のところは、「李東元長官は、日韓両国の関係について最近の事態を説明し、李東元長官とバンディ次官補は、日韓両国の国交正常化がアジアの平和に重要な貢献をする点に合意し、また、この問題に關する韓国の世論が、超党的立場に立脚した国家利益を認識するようになるだろうとの希望を表明した。李東元長官とバンディ次官補は、また、日韓国交正常化のための交渉が、早急な時日内に再開することができるとを希望すると表明した。」、これから後になると思いますが、「バンディ次官補は、永らく続いてきたこの日韓問題を成功裡に妥結させ得るよう米國が適切な方法で支援する用意がある」とすでに表明したところを再確認した。」と、(四)のところですが、こういうふうにはつきり米韓の共同コミュニケ一つをとつてもあるわけですね。これはバンディが日本に来て、韓国に行つて、この共同コミュニケを出して後にまた日本に来て、これは外務大臣に会つたわけですね。権名さんと会つて、権名さんはバンディとの間では日韓のこの字も出なかったと言つておるんですが、これはまあ別として、はつきり出ておるようになりますに、「永らく続いてきたこの日韓問題を成功裡に妥結させ得るよう米國が適切な方法で支援する用意がある」とすでに表明したところを再確認した。」と、こうはつきり出ておるわけですね。

だから、私はアメリカが直接日本に対して干渉をしたとか何とかというのをいまここで言うのではなくて、少なくとも韓国に対して日韓問題を成功させるためにいろいろな方法で支援をしてきたと。支援ですね。単に希望の意思の表明ではなくて、共同コミュニケまで出しているのですから、韓国に対して日韓問題成功のためにこういうふういろいろな形で支援をしてきたということ、これは明らかではないかと、こう思うわけですね。このことは私は日本の政府としてもこれは認めなきゃならないんじゃないかと、こう思うのです。が、この点はいかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、この日韓の問題で日本が直接出していることについては、もちろん責任がございまして、しかし、韓国と米國とが声明を出したからって、それに縛られる、かような状態は私は承いたしません。

また、先ほど来この軍事協定云々のお話としては、先ほど来この軍事協定の調印を終了した後に、韓国筋のほうのこの軍事同盟について意見として、東亜日報でしたかあるいは京城日報でしたか、報道しているところのものに、どうも自分たちは軍事的な協力が得られるように思つたけれども、日本ではこれを夢にも考えていないやうだ、こういうことをはつきり申し上げております。私が先ほど来説明をする日本政府の立場も、ただいま韓国の李東元その他の意向として私が紹介するこの新聞記事なども、ただいまのようなお尋ねのよう軍事同盟などでは全然ないという、それを裏書きしておることをひとつ御了承いただきたい。

ただ、いまお引きになりましたバンディとあるいは李東元と、そういう者が過去においてどういう声明をしたか、あるいは交渉を持つか、そういうこととはいまは変わっておりますから、調印をしたこの段階において、どういうふうにこれから

ら動き出すか、またその期待がはずれたかというやうなことを、十分御理解をいただきたいと思つてます。

○稲葉誠一君 もう一つ関連。私が言っているのは米韓でこういう共同声明をしたから、それが何も日韓が軍事同盟であるということに結びつくとは、こういうことを質問しているのではないわけですね。こういうふうに声明を現実に出しておるではないか、だから、アメリカは韓国に対して日韓問題を成功させるためにいろいろな形で支援をしてきたじゃないか、このことは事実だとして認めざるを得ないのではないかと、こういうことを言っているわけですね。そのことが直ちに日本にどうこうというのを言っているわけじゃないかと、これを聞かれます。これは問題とは別だと思つて、あなたの言われるところによればですよ。それが一つですね。こういうふうな結果でやつて、その帰りにバンディは日本に来て外務大臣に会つておるわけですね。権名さんに会つておるわけですね。権名さんは、そのことを聞かれても、バンディと会つたことは会つたけれども、日韓のこの字も出なかったと言つておるのです。ここで権名さんをつかまえて、ではその結果として話が出たろうと言つても、権名さんは例によつて適当にごまかすだけの話ですから、私はそれはそれとして、いま言つたやうな形が一つです。

それから、もう一つは、一九六五年の五月十八日、これはことしですが、朴正熙韓国大統領とジョンソン大統領との間の共同コミュニケがあるわけですね。資料の三番目のものです。これは大統領と大統領との共同コミュニケですから、私は大きな権威があるものだといふふうに考えます。その中の(四)というところにありますが、こういうふう言っているわけですね。「朴大統領はすでにその内容について仮調印され、条約形式に起草中である国交正常化のための合意に關する日韓両国間の交渉を再検討した。ジョンソン大統領は、この成果を歓迎、賛成し、この日韓間の合意が完結されるときには、直接関連する両当事国の相互利益を増

進すると同時に、アジアの自由国家群を強化する然るの期待を表明した。「アジアの自由国家群を強化する」ということが、それが私は日韓の軍事同盟だということに直ちに言っているのではありませぬから、誤解をされると答弁がこんがらかりますが、そういう意味ではなくて、日韓間の合意が完結され締結されることはアジアの自由国家群を強化することになると、このことは総理は当認めになりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 二つお尋ねがございしますが、アメリカが韓国に對しましてこれを支援する用意あり、これはまあ韓国と米國との問題でございしますから、どういふような用意をアメリカ側でしたか、それは私も知らない。また、歸りに日本に寄つてまいつたバンディが外務大臣と會つたということですが、これも外務大臣が答へたように、日本に來てはそういう点には全然触れておられないということですから、この米韓の問題は問題としてそのままにしておいた方がいいだらう。これはまあ、アメリカが反對したというわけじゃないので、日韓交渉を心から喜んでおると、まあこういう意味なんだと思ひます。

それから、その次の第七の問題、朴大統領とジョンソン大統領、これはもう確かに機威のある問題です。いまお話にありましたように、これは軍事的協力を強化したと、かように私は考へませんが、とにかく自由主義陣營の強化と自由国家群を強化するとの期待を表明した、これはそのことばどおりそのまま承認していい、あなた御自身が、稲葉君自身がこれで軍事同盟を強化したと、こういう意味には私も考へておりませんが、少なくとも自由主義陣營の強化になったと、かように私は思ひます。

○稲葉誠一君 自由国家群を強化するということは、直ちに私は、そのことばが日韓の軍事同盟を意味するのではないということを言つてゐるわけですから、しかし、アジアの日韓が、自由国家群の強化になるということであれば、その中から問題として軍事的な提携というか、そういうふう

なものが出てきたとしても、これは、私は論理の歸結として決して導き出さるべき筋合いのものではないと、こういうことを考へるわけですが、(「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) いや、これは私の意見ですから、あなた答弁を求めているわけじゃないで、ぼくはぼくの意見を言つて、これは終りにして、あとは伊藤君の質問に譲りたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは、私が別にお答へするわけじゃありませんが、こういう機会にこれははつきりしておきたいと、かように私は思ひます。この自由主義国家群の強化、これはただいま、軍事的な方法ばかりじゃないと、おつしやると思ひます。経済的協力、あるいは技術的強化、あるいは相互援助、これなどは確かに自由国家群を強化するものだ、かように私は思ひます。

○伊藤道雄君 次に、総理にお伺ひいたしますが、佐藤総理は、しばしば當委員會で、特に、最初は二十五日の羽生委員の質問に對しまして、日韓條約は軍事的な同盟を背景にしたものでない、と、そういう意味の答弁をなさつておるわけですが、なるほど條約の条文を見ましても、軍事同盟という文字は使つてない、それは事實です。しかしながら、こゝで見のがしてならない重要なことがあるわけですが、それは先ほど一たん申し上げましたが、日米安保條約と、そして米韓相互防衛條約の二つの條約体制を通して、日韓間の軍事的つながりが、アメリカを媒介とし、アメリカを頂点として形成されつたところ、こういうこととです。しかし、このためには、条件が要るわけですが、その条件というのは、そのささとなる基盤が必要です。その条件というのは、ささとなる基盤が、日韓の國交の正常化ということ、そういう基盤があつて、初めて日韓の軍事的つながりが形成される、そこで、この批准が通つて、日韓兩國の國交が正常化されれば、必然的に軍事的なつながりができる、そして、その具体的な一つ一つの事例については、先ほど来、防衛庁長官を主体にお伺

ひしてきたわけですが、パッシブシステムの連結による防空共同体制とか、あるいは對島海峡の中共阻止作戦とか、あるいは韓國軍パイロットなどの委託養成等々の幾つかの事例をあげてきたわけですが、しかしながら、防衛庁長官は、やはり日本の防衛庁長官の立場で、將來はいえることでも、いまはいえないことがあるわけですが、そういうようなことを考慮して、立場を考慮して答弁をにぎししておりますけれども、いろいろな現実を通して考へられることは、この一連の問題が、日韓間のいづゆる軍事的つながり——しかも、現在すでに進んでおるものもありましようし、今後いづゆる國交正常化後に進展するものもありましよう。いろいろ個々の問題によつて違ひましようけれども、そういう機運にあるといふことはいえると思ひます。そういうことは、賢明なる総理もおわかりになると思ひますが、この点はいかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) お答へいたします。なかなかうまい論理を展開されまされけれども、確かに日韓間が友好親善關係を樹立してないといふに、一足飛びに軍事同盟などは考へられない。まず、善隣友好關係を樹立した、これから発展していくんだと、必然的に軍事同盟に発展するのだ、こういう論理でございしますが、しかし、國民の皆さんから、これをお聞き取りになるほうからいへば、必然的に軍事同盟へ発展するといふ、これは非常な論理の飛躍だと、かように私思ひますが、いかがでしようか。これは確かに何も交渉持たないものが軍事同盟などする、これはないでしよう。しかしながら、これに善隣友好關係を樹立した。それからさらに必然的に軍事同盟へ発展するんだ。これは私はどうも論理の飛躍だと思ひます。どうしても私が疑問に思つていたのですが、ただいまのような論理の飛躍をなさると日韓條約も不安だ、これは心配だ。こういうことに國民に呼びかけることにもなると思ひます。論理の飛躍はなさらないように、ただいまみずからおつしやるように、この日韓條約を読んで見るとどこにも軍事的なものはない。これは書いてな

い。しかしながら、これを結んだら、この次に必然的に軍事的同盟に発展するんだ。これは論理の飛躍だと思ひます。私はそのために、私も政府だけじゃないのだ、國民とともに約束をしておる。ちゃんと憲法があるのです。その憲法の精神を守つて行ましよう。だからこういう論理的な飛躍は、これはひとつ願ひ下げをお願いいたしまして、そしてただいまの條約に書いてあるその範圍でこのよしあしを御判斷願ひたい。

○伊藤道雄君 いま総理は私の質問に對して非常に飛躍しておるとおつしやる、総理自身が非常に飛躍しておるとおつしやるのは、私は本條約を通して、いづゆる日韓間に軍事的な同盟といふことは言つていないのです。軍事的同盟ができるなんて一言半句も申し上げていない。それを、言わなことを私は軍事同盟だといふふうにして、一國の総理ともあろうものが、そういう飛躍した解釈をされることはきわめて遺憾です。私は軍事同盟などとは一言も言つていないのです。これは軍事的なつながりが云々と言つてゐるわけですが、軍事的なつながりと軍事同盟とは、これは全然異質なものです。こゝで混同して解釈されるから結論として総理のやることが飛躍された答弁になるのだ。今後そういうところに十分心していただきたいと思ひます。(拍手)

そこで、私は重ねて申し上げますが、アメリカを頂点として日本、韓国、アメリカと韓國の間には米韓相互防衛條約がある、日本との間には安保條約、これは言うまでもない。こういう關係があつて、しかも、今度は日韓のこの關係が、今度は軍事同盟とは申しませんが、よく聞いてください。軍事同盟でなくして、日韓條約が批准されるかもしれない、まだわからぬ、批准されるかもしれない。そういうつながりができてきたときに、自然に、この日本の置かれた地位から考へて、また米國の意圖は、何とかして日本と韓國を結びつけて、ただ単に仲よくするといふことだけではなくて、中共に對する一連のいづゆる政治的な、軍事的ないづゆる包圍體制を形づくるために、アメ

リ力はそういうことを強く願望しておるわけですが、そういう情勢の中で、アメリカ一辺倒の日本の政府として、アメリカの言うことを無視はできないと思う。いい悪いは別として、そういう観点から、この二つの条約を通して、アメリカを頂点とした、アメリカを媒介として、日韓の關係が国交正常化、その間に軍事的結びつきがでないなどという立場から言えまじょうか。これは当然にできる。これが自然の成り行きです。そういう観点から、いま一度飛躍のない總理のお考えを伺いたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 飛躍のないお話をいたしまししょう。どうか飛躍のないような論理の展開も願いたい。

ただいま米國を頂点としてというお話です。米國人として米國を頂点としてものを考えるのは、これは米國人の当然のことだと思ひます。私も日本人は米國を頂点としてものを考えない。これは日本を頂点として考えています。ここが大事なことです。そしてたゞいま米國に從屬的だとかいうような、從屬とはおっしゃらなかったですか、一辺倒とおっしゃられたか、どう言われたか、とにかく、非常にアメリカの言うことを聞くんだというように言われましたが、ここらにも私は總理としての認識がございまして、私はさようなものじゃない。アメリカの事柄も、いいことはいい、しかし、私どもが賛成できないことは賛成できない。これはもうきつぱり言う。これは私は總理としてその考え方でございまして、どうか、そのこの点はアメリカを頂点として考えないで日本を頂点としてものを考えていただきたい。そうすればおのずから結論が出てまいると、かように思ひます。

○羽生三七君 関連して。ただいまの伊藤さんと昨日の稲葉君の質問に関連してですが、昨日、總理の御答弁の中で一つ確認しておきたいことがあります。それは、いまお話しのような、軍事同盟を日韓で結ぶ考えは毛頭ないと、ただ、しかし、その他の新しい条約を結ぶかどうかと言われれば、それはあえて拒否するともいまだ申し上げられないと、こう言われました。そのことは、これは速記録にもはつきりあると思ひます。そのことは、たとえは日韓通商航海条約とか、あるいは領事条約のような通常のことを意味するものか、あるいはその中間的の何らかの相互防衛援助条約ではないか、何かそれを意味するものがあるというところを意味されておるのか、その点はひとつ明白にしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 誤解はないと思つたのですが、私も憲法を、これを守るといふその立場でございまして、憲法違反のようないふことは考へない。先ほど来申し上げておる通りに、日韓間の問題にしても、経済協力あるいは技術援助、漁業協約等々の問題ならこれは問題ない。また、通商条約にしても、たゞいま言われるように、あるいは領事条約にしても、とにかく私どもの行動するその基本になりますとか、その基盤といふことが、あるいは方向といふことが、これはもう憲法で示されておりますから、その点は誤解のないように願つておきます。

○伊藤道雄君 次に、防衛庁長官を主体に幾つかの具体的な問題をお伺いいたしますが、これは朝鮮に最も近い北九州に、もう長官もよく御存じのように、さまざまな新しい動きが見受けられるわけですが、その一つに、例をとりますと、戦前東の羽田と並び称されておつた、西の空の玄関といわれた例の雁ノ巣の空港は、朝鮮戦争後米軍に接収されておつたと思つたのですが、その後、福岡県警のヘリコプターとか、あるいは西日本航空、こういう会社がこれまで使つておつたわけですが、ところが、今年九月になって、米軍の要請で日本の滑走路もつづされてしまつて、これが米軍に接収されようとしておる、こういう問題についてひとつ具体的に詳細に実情をまずお聞かせいただきたい。

○國務大臣(松野頼三君) 外務省のほうから答弁いたさせます。

○政府委員(安川壯君) ただいま御指摘の雁ノ巣は、ずっと引き続いて米軍の施設でございましたけれども、たまたまそこに土地があつておりまして、米軍の使用に差しつかえがないということ、たゞいま御指摘のように、民間のヘリコプター会社がこれを一時的に使用しておつたことは事実でございまして。ただし、これを使用します場合も、米軍に必要が生じた場合には使用許可を取り消すという条件で使用しておつたものでございまして、本年の九月だったかと思ひますが、新たにあそこをたしか米軍が通信施設を建設するということになりまして、どうしても民間のヘリコプターの使用はその通信施設に支障を来たすということ、従来の使用許可が取り消されたという経緯でございまして。

○伊藤道雄君 私が伺ひしておるのは、この雁ノ巣の空港について、日本の滑走路がつぶされてしまつて、今後空港としての使命を果たせない、そういう事実はあるのかないかということ、あなたのお答では、たまたま雁ノ巣空港に空地があつて、使わないところがあるのか、それを空地利用の程度に米軍が云々という御答弁であつたけれども、そういうことであるのか。日本の滑走路がつぶされてしまつて、空港としての使命が果たせないということとはだいいふんかけ離れがあるわけですが、その実情をありのままお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(安川壯君) 私もその土地の使用の具体的な事情がどうであつたかというところの詳細は承知しておりませんので、これは防衛庁の施設庁のほうに具体的なことを聞きますとわかりませんので、さっそく調べてから御返事申し上げます。

○國務大臣(松野頼三君) なお、私のほうの施設庁の關係もございまして、お答えしますが、もともこれは日本の旧軍時代の滑走路でありまして、近代的な滑走路というわけではございませんで、一時的、便宜的にヘリコプター程度が使えるというところで民間使用を許可しておつた、そこに通信施設をつくるということでありまして、その滑走路は実は通信施設のために必要でないといふよりも、滑走路そのものが近代的な滑走路としては使用不能である、これが現状でございまして。

○伊藤道雄君 それではその滑走路がもう旧軍時代のではほとんど使用にたえないものだと、しかし、現実に福岡の県警とか、あるいは全日空とか、西日本航空、これがいままでよく使つておつたわけですね、しかし、その滑走路をつぶされてしまふば空港としての使命はもうなくなつてしまふわけですが、そのところがまだ明確でないのですが、空港として引き続き使える程度のものかどうかといふ点……

○國務大臣(松野頼三君) 米軍の施設として、あつておつたからそこにはしばらくその使用を許しておつた、今回使用するから、そのものはどいてくれ、これが第一義的。第二義的に、滑走路と申しまして、おそろく小さな二三人乗りの、三人乗りの連絡機くらいで、ヘリコプターくらいの使用であつて、そんなに民間機、旅客機が使えるような施設というものは今日ございせん。おそろく西日本航空には小さな三人乗りの、四人乗りのほんの小さな軽飛行機の使用をしておつたのではなからうか、したがつて、ここに通信施設をするという条件でお貸ししておつたのですから、米軍が使用するからこれの使用を取り消すという、こういういきさつでございまして。

○伊藤道雄君 いずれにしても西日本航空がこれを使つておつたということは事実なんです。さて、そういう論議は別として、そういう飛行場をアメリカは何の目的で接収したのか、そこには一体何の施設が建つのか、そういうことについてひとつ具体的に聞かせていただきたい。

○國務大臣(松野頼三君) 当初は米軍の通信施設と住宅でございまして。その通信施設を今度改良する。そのためにはいまの飛行場使用は困るというわけでございます。

○伊藤道雄君 次にお伺ひいたしますが、次は、博多港の埠頭については、これを専用にしたい。それから兵器、弾薬の荷揚げが非常に激増するの

で、この博多港をひとつ自由に使わしてほしい、
こういう二つの要求を米軍が福岡市当局に対して
出してきた。これに対して福岡市当局は超党派で
これに絶対反対を続けてきておる。で、これは
前のことですから、現在どのように措置されてお
るかということ、そしてまた、何のために米軍
は兵器、弾薬をどんどん埠頭を専用しなければ
ならない事ほどきょうに大量なものをこの際荷揚げ
しなければならぬのか、そういう点にまでひと
つ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三) そういふいきさつもご
ざいました。しかし、地元の博多市だと私は思ひ
ますが、博多市の市長からもそういうお話がござ
いまして、専用埠頭に貸すことはできないという
お話でございましたので、今日ではそのまま、米
軍の希望はありましたが、それは実現してありま
せん。主として今日までは雑貨類というものを
は荷揚げしてありまして、小倉のほうにも、両方
に荷揚げしてありましたものを福岡市のほうに一
本化した、その意味でこれを専用としてお貸し
願ひえんか。いままではコーミナル・ベースで埠
頭料を払って今日までやってまいりました。しか
し、円満にまいりませんので、現実には相変わらず
コーミナル・ベースでお払いをして、荷役賃を
払って今日使用しております。

○伊藤道雄君 そうしますと、この博多港の埠頭
の問題については未解決のまま現在に及んでお
る、まあこういふことですが、大体博多港につ
いては朝鮮戦争時に米軍が接収しておるわけ
で、朝鮮戦争時に米軍が接収しておるわけ
で、市当局がこれを整備して今日に至ってあるわ
けです。そこで、米軍がそういう要求を出したと
いうことをいま長官はお認めになったわけですが、
そこで何いしておるわけですか。埠頭を専用し
なければならぬということになると、これは相当
の荷揚げになるわけですか。しかもその内容は、申
し上げておるよう兵器弾薬だ、とすると、何の
ために米軍はそういう大量の兵器、弾薬を博多港
の埠頭を専用して荷揚げしなければならぬのか、

か、これは非常に疑問が持たれるわけなので、こ
の点を明らかにしていただきたいということでは
ないか。

○国務大臣(松野三三) 博多港にいままで揚
げておりましたもの、また、今日いただいたところ
は、兵器、弾薬にあらずして、雑貨類でございま
す。したがって、小倉と両方に揚げておりました
ものを、福岡港ですか、博多港に一本にしたい、
こういふいきさつでありまして、先ほど目下保留
中と申しましたが、もうこの問題はお断りいた
しましたので、もう継続しておりません。米軍の
ほうも要求を引込めました。日本からはお断り
いたしました。今日ではその問題は一応解決が
してあるようであります。揚げておりますものは
今日雑貨類であります。そういういきさつであ
ります。

○伊藤道雄君 まあいづれにしても、これがいま
長官の説明のように解決したとしても、ここで考
えらることは、たとえこれが成立しようとな
かろうと、米軍からそういう要求があつたことは
事実ですね。そこにわれわれは疑問を持たざるを
得ないわけですね。博多港のりっぱな埠頭を専用
してまで盛んに兵器、弾薬を荷揚げするんですよ、
荷揚げ。そのために必要だから専用にしてほし
いという要求があつたわけですね。

な、この問題に関連して、具体的な問題とし
ては板付基地についても、夜間それをいままでは
活用されておつたわけですね。たとえば、これは後
ほど申し上げますが、日航のムーンプライツとい
う夜間飛行機、あるいは全日空、これも深夜発着し
ておつたわけですね。この板付基地で、ところが最
近、深夜業によって滑走路の拡張工事がなされた
ために、この二つのいづれかの飛行機は全然いま
操業できないという結果になっておるわけですね。
そこで何いしたいのは、何のための滑走路の拡
張なのかということ、それからこれは別に、板
付基地それ自体について考えても、これは長
い間の地元の相当根強い反対があるわけですね。非
常にやかましいいわけの騒音と危険性から周辺の

人はあけて反対を続けてきておるわけですね。そ
ういふ情勢の中であつてその滑走路を拡張するとい
うのは、一体何のためののか。この問題を切り離
して考えても、縮小するのなら話は別です
が、そういう反対の情勢の中で滑走路をさらに拡
張しなければならぬ、何の一体理由なのかと、
こういふ点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三) 深夜の営業を取りやめ
たというの、これは航空会社の問題だと思ひま
す。なお、その滑走路の延長という事実はござい
ません。滑走路の延長という事実はございま
せん。今日もございせん。したがって、その深夜
の営業をとめたのは民間上の問題だと私は思ひま
す。今日滑走路の延長工事計画も板付港にはご
ざいせん。

○伊藤道雄君 そうしますと、この板付基地に關
して最近そういう工事は全然ない、そういう意味
に解していいわけですか。

○国務大臣(松野三三) 今日滑走路の改修工事
というものは計画にもございせん。なお関連と
して、エプロンの修繕はやつておるようでありま
す。エプロン、これは民間航空のほうのエプロン
ですから、滑走路とかいふのじゃありません。エ
プロンのほうの修繕をやつておるというように、
まあ詳細に調べてみると、これはエプロンのほう
の工事、これは民間航空のほうの使用のほう。そ
れを少しやつておるようですね。

○伊藤道雄君 なお伺ひたいしますが、特に北
九州にある地対空ミサイルの基地ですね、ナイキ
アジャックスの、この基地が久留米とか築城、芦
屋、こういふところの防衛庁として計画を持つて
おるわけですが、これは現状は一体どうなつてお
るかというのをまず伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三) 日本の防空上必要でござ
いますから、設置する予定にしておりますが、
まだ設置の完了までは至っておりません。

○伊藤道雄君 現在こういふ計画があるわけが
すが、もちろんこれは後ほど核兵器の関連がござ
いますので、そのほうで伺ひたいと思ひますが、い

ゆる非核弾頭のアジャックスをいま防衛庁として
は第二次防衛の限界では考えておるわけですが、こ
こではほんの一言だけ伺ひたいと思ひますが、こ
れは第三次防衛でこのナイキアジャックスをナイ
キハークエリーズにかえようとする計画があるの
かないのか、その詳細は後ほどの関連で伺ひし
ますから、ここではイエスカノーかだけでけつこ
うです。

○国務大臣(松野三三) まだ目下検討中でござ
います。なお、今日設置しようとするのは、もち
ろん御承知のように、非核でございせん。今後と
も核武装するものを設置する考えはございせん。

○伊藤道雄君 陸上自衛隊がいま佐世保で敵前上
陸を含むそういう演習をやつておる事実はある
かないか、そういうことに関連しての具体的なこ
とをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(松野三三) 敵前上陸と言われると
実は困るのですが、島を守るために、その島を守
る演習というの過去にしておいたことがござ
います。吉岐、対馬に対する守り、佐渡島に対
する守り、島に対するその守りというものの演習
はいたしておるが、敵前というものがどうい
う条件のときに敵前になるか知りませんが、ことば
が少し刺激的だといけませんから、島を守るため
に、その島を守る訓練はいたしております。佐世
保でやつたかどうか、そこまでは記憶いたして
おりませんが、過去にやつたことはたまたま
ございせん。

○伊藤道雄君 これは敵前上陸演習などという表
現を使うとやつかい問題にならうと思つて、防
衛庁長官の立場でそういう島を守るということば
を使つておるわけでしょうけれども、それはこと
ばをかえれば上陸戦の演習、そういうことにもと
れるわけですね。そういうことはあつて、な
お伺ひたいと思ひますが、北九州市の小倉区
に米空軍の倉庫があるわけですね。この倉庫は在日
米空軍の倉庫としては有数のものだといわれて
おるわけですね。そこで問題なのは、これも北九州

に要求して、その途中のコース、通過コースの道路の舗装ということをお願いしたということを受けております。そういうことに関連して、このいわゆる米空軍の倉庫は、荷物、兵器、弾薬、特に弾薬が多いようですが、弾薬をいわゆる積みおろすのではなくて、陸揚げしておる。ここにも数字が調べてあるわけですが、その量が非常に激増しております。驚くべき数字がここにあげられておるわけですね。時間の関係がございましてから一々読み上げませんが、こういうふうに陸揚げして、これを備蓄するというのがいま盛んに行なわれておるわけです。

そこでお伺いいたしますが、まず、そういう事実がないということになると、これは話になりませんから、そういう事実があるのかないのかという点をまずお伺いして、そしてそういう事実がありとするならば、それは一体どういふ目的で弾薬をどんどん備蓄しておるのか、こういう点を具体的に御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 小倉のおそらく山田弾薬庫という名称のものだと思います。これは門司から荷揚げして、小倉の弾薬庫ですから、弾薬を運ぶことはあります。ただ、しかし、激増したとか急にふえたというものはありません。大体平常のものの備蓄しか私たちはわかりません。弾薬庫ですから、弾薬を運んだ実績はございます。

○伊藤頼道君 その御答弁ならば、せっかくこちらが調べた数字を申し上げますから、それをメモいたして、そういう事実があるのかないかということをお答えいただきたい。

私の調べによりますと、一九六一年は九百八十四トンであつたわけです。六二年は千二百一十一トン、六三年千六百九十三トン、六四年二千六百十八トン、六五年は、一月から三月までで締め切つておりますが、二千三百二十五トン。もしこの数字が正しいとすれば、非常に飛躍的に増加しております。この数字が正しいとすれば、これはもう間違つておるといふか御訂正いただきたい。これはいますぐ訂

正できないでしようから、後ほどでもけっこうです。こういうふうには、私はこの数字をあげたのが目的でなくして、何のためにこういう弾薬を、積みおろして、陸揚げしておるか、何のために相当量の弾薬を貯蔵しなければならぬのか、何のために使うのか、こういう点を明らかにしたいという意図からお伺いしておるわけです。

○国務大臣(松野頼三君) 非常に明確な数字をお示しいただきましたが、直ちに私どものほうで数量についてはわかりません。したがって、いずれの機会にかこの数量を調べてお知らせいたしますが、そんなに急激なものではないというのには、御承知のように、門司から運んでまいりますから、みなトラックの数というのは住民の方には御存じです。その道路を舗装しようという問題であります。舗装について賛成、反対がございまして、今日までまだ舗装はできない。しかし、急激に一が十になつたというものでもないようでありまして、それを何に使うか、これは主としてそんなに大きな弾薬の問題じゃありません。米軍がそれをどこに使うか、私にはわかりません。ただ、急激なものじゃない。舗装問題である、その舗装に賛成、反対があるというだけでは私は承知しておりますが、数字はあらためて私どものほうで調べてまいりて御答弁したいと思ひます。

○伊藤頼道君 そこで、数字は問題にするところではございせんけれども、ただ、もしこういう数字の傾向が正しくして、相当増加の傾向にあるということであれば問題も考えられるわけです。そこで、何のためにこういうことは当然出てくるわけですか。そういう意味で、後刻御調査の上で、そういう傾向にあるならば、さつそくお答えいただきたいというところをお願いして、この問題については保留しておきたいと思ひます。

なお、引き続いて、佐世保には、私が説明するまでもなく、米原潜がしばしば入港しているわけですね。八月二十四日にはパーミット号、そしてさらには十一月の二十四日ですか、例のシードラゴン号が入港している。こういうものを通算する

と、もう五回になっている。そこで、このことに関連して、私どもは国民の心を心としてまっとうから反対し続けてきたわけです。そこで、お伺いするわけですが、米原子力の潜水艦の極東の配備は一体どうなつておるのか、このことに関連して承つておきたい。

○国務大臣(松野頼三君) 米軍の配置については、詳細にはわかりません。

○伊藤頼道君 詳細にはわからぬとすれば、大体はわかると、こういうことに通ずるからその大体をお示しいただきたい。

○国務大臣(松野頼三君) 三、四ははおるのじゃないかと思ひます。御承知のように、編入のときの発表はございしますが、これが除隊されたときの発表はなかなか私どもにはわかりませんので、想定でございまして、まことにこれは不正確でございますが、そこまできなかなかに正確にわからないう、われわれは三、四はいくらもおるのじゃないかろうかという以上には答えられる資料がございません。

○伊藤頼道君 それではこちらからお伺いします。極東における米原潜の基地は大体四つほどになつておるということはいろいろな資料で承知しておるわけです。それが正しいのかどうかということの判断はつくだろうと思ひます。そういう意味でお伺いしますが、フィリピン、スピック基地と、それから横須賀、佐世保、そして沖縄、この四つがあげられておるわけですか。これは防衛庁としてはこの点はどうか。これは間違つておるなら間違つておると御指摘いただきたい。

○国務大臣(松野頼三君) いまおあげになつたのは、七艦隊の基地として一応ある程度公表されておりますが、原潜の基地というものは少し違ひますが、七艦隊の基地というならば、伊藤委員のおあげになつたのが大体当たつておるのではなからうかと、私たちがそう思ひます。

○伊藤頼道君 前の米原潜が入港した際に、パーミット号の艦長とか、あるいは水兵、そういう

方々が日本の記者の質問に対して、サブロックを積んでおるかどうかというところは言えない、そういうふうな答えておるのに対し、その当時の国会で政府の御答弁は、絶対に積んでいない、こういうことを言われておるわけですね。そこで、私がここで言いたいのは、米艦長とか水兵が、積んでおるかいなかというところは言えない、それは立場上そうでありまして、そういうふうにはわからないうものを、日本の政府が絶対に積んでいないというのを国会で答へられておる。この答弁についてはまことに遺憾の意を表さざるを得ないわけですね。どういふわけでもつと正直にどうして答へられないかというところをこの際お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 伊藤委員御承知のように、米軍の配置、装備については、アメリカ自身においてもこれは重要な機密事項でございまして、したがって、米軍の将校がその機密事項を、積んでいなくても、いらないと言ふことは、これはその機密事項を漏洩したことになるのではなからうかと思ひます。国際間において安保条約を守つておるか、安保条約の規定どおり守つておるということ、すなわち、核兵器は持ち込んでいないということ、したがって、積んでいないと政府は答へいたしたわけでございます。ことばが三段論法になりますけれども、結論はそこにわれわれは根拠を求めております。

○伊藤頼道君 そのことは、いま私の主題ではございせんので、その論議は別途として、最近の新聞報道によりますと、いま原潜が非常に国民の間で不安感を持たれておるのをおりから、今度はいわゆる空母ですね、ないしは原子力駆逐艦、こういうもののがアメリカの都合によつて、アメリカの都合というものは、大西洋艦隊に所属しておつた空母なり、原子力空母とか、原子力駆逐艦が第七艦隊に編隊がえになる、所屬がえになるということになると、今後原潜のように、日本に寄港することが一応も考えられるわけですね。このことに対して政府としてはどのように考えておるか

ということをご聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(松野頼三君) 政府の代表窓口は外務省でございますので、外務大臣からお答えいたたくのが正しいと思ひますが、私の所管する範囲においては、安保条約の規定、日本の国民に対する危険の問題というものを調査した上で結論を出すべきでなからうか。今日まだ要請があつておりませんので、予想でございますが、私はそういう判断が一つの重要な判断じゃなからうか。今日まで要請はございません。

○伊藤頼道君 以上、まだたくさん事例があるわけですが、時間の関係もございしますから、幾つかの具体的な事例を申し上げてきたわけですが、このように、いま特に朝鮮に近い北九州ではいろいろな動きが見受けられるわけですが、そのことと関連して、ベトナム戦線視察のためにサイゴンに向かう途中、三月二十八日羽田空港に到着した韓国の金国防相は、こう言われておられるわけですが、日韓会談が妥結すれば、韓国軍と日本自衛隊の協力関係も自然に生まれてくるだろう、こういう意味の発言をなさつておられるわけですが、この発言に対して総理としてはどのようにお考えになりますか、お伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど来、たびたび軍事同盟、あるいは軍事協力、そういう事柄は関係がないと、こういうことをはつきり申し上げました。また重ねてお尋ねでございますから、前言とおりのお答えをいたしておきます。

○伊藤頼道君 次に、韓国の丁國務総理は、韓国国会の日韓特別委員会の席上で、野党議員の質問に対して次のようにお答えになつておられるわけですが、日本は国連加盟国である、したがつて、共產主義の侵略が再開されたならば、これに直ちに対応する在韓国連軍の指揮のもとで日本が発動するはずだと信じている、まあこういうふうな韓国の國務総理は言われておられるわけですが、それに対して日本の佐藤総理はどのようにお考えになりますか、一応お伺いしておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの国連協力の

お話をございしますが、私は憲法を守り抜くと、かような考え方でございします、また、その決意でありますから、誤解のないように願ひたい。

○伊藤頼道君 それではお伺ひいたしますが、昭和二十九年六月二日の参議院本会議で次のような決議があげられておられるわけですが、「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議、

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」という厳肅なる決議があげられておられるわけですが、総理はこの決議に対してどういふ心がまえでおられるか。

○國務大臣(佐藤榮作君) この決議もはつきり申しておりますように、一番最後のくくり、「更めて確認する。」「確認」ということばを使つております。これを受けましてわが国の自衛隊もでき上がつておる、かように思ひます、私は、先ほど来しばしば繰り返して申し上げておりますように、憲法を守り抜きます、かように申しております。この決議のあることも、その意味ではよく承知しております。

○伊藤頼道君 なお総理にお伺ひいたしますが、絶対に海外派兵はしないといつていた政府は、最近になつて、この決議で出ておりますように、国連の責任において出した場合は違憲でないとか、武力行使でなければ、たとえば国連協力の名において警察軍とか、そのような形で出すものは違憲でない、こういうことをしばしば繰り返してきておられるわけですが、こういうものは憲法拡大解釈になると私は考へておられるわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(高辻正巳君) この問題につきまして、いままで何へんかお答えしたことがございしますが、ただいま総理の仰せられましたように、日本の憲法九条の問題といたしましては、日本が国連の発動として武力を行使する場合、この場合には自国が単独にやるものであらうと、国連の協力に

してそれに介在するものであらうと、そのどちらであつても憲法九条はそれを許していないといふ考え方でございします。さらに、朝鮮の場合について申せば、朝鮮の国連活動というものは、国連を背景にしてはおりますけれども、それぞれの国がその勧告に応じて、それぞれの立場において武力を行使する立場にございします、そういう場面には日本の憲法の抵触なしに日本の武力をそこで行使するといふことはできない、すなわち、憲法九条に違反する、こういう考へでおられるわけでございます。

○伊藤頼道君 こういう拡大解釈が現実に行なわれておることは事実なんです。で、これを核兵器持ち込みの場合に当てはめて考へてみても同じことが言える。すなわち、拡大解釈が現実に行なわれておる。岸内閣の当時には、最初は核兵器持ち込みは違憲であるという態度を明らかにしておつたわけですが、いつの間にか小型核兵器を自衛隊のために使うならば憲法違反ではない、ただし、政策上持たない、こういう統一見解を出してきておられるわけですが、そこでお伺ひいたしますが、この岸総理の統一見解のそれと、現在の佐藤総理の見解とは全く違ひないものかどうか、その点を一応お伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 憲法上の論議、これはもういろいろあるものです。多数意見、また、少数意見ございしますが、その憲法の議論がいかにあつても、私は核兵器を持たない。政府はそういう核兵器を持たないといふことをしばしば聲明しておりますので、この憲法論議ではなしに、實際問題としてさうなものは持たない、かように御了承をいたしたいと思ひます。また、わが国の科学技術の關係でも、原子力は平和利用、そののみに許される、こういう法律のあることも御承知のとおりでございます。

○伊藤頼道君 ここで私がお伺ひしたいのは、核兵器は憲法違反だから持たないといふことになれば国民は安心しておられるわけですが、ところが、小型の場合なら自衛のために使つても違憲でない

い「しかし」がついてゐる。しかし、政策上持たない。憲法は不変のものと考えられますが、政策は内外の情勢の変移によつて変えられるものです。現に政策はものによつて変えられるおる。そういう面から、いつ変えられるかわからない政策だけが保障されておつては国民は不安だ、そういう不安感があらうと思ひます。この点はいかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま申しましたが、憲法問題というよりな論議もさることながら、政府が持たない、かように申したのであります。ただいま憲法論議ならば国民が安心するけれども、政府が持たないといふだけでは不安心だ、こういうことをおつしやる。これはただいま申ししたように、いろいろ憲法には議論がありま

す。しかし、多数議論、少数意見と、いろいろもののあることも、これも御承知だと思ひます。私も多数派の意見を尊重しておる、こういうことでございします。なお、詳しくは法制局長官にお答えさせます。

○政府委員(高辻正巳君) お答えを申し上げます。

核兵器保有問題につきましては、これまで御承知のとおり、いままで何へんか議論がありまして、御指摘のとおり、岸内閣時代のお答えがございします。その憲法解釈の問題でございしますから、勢い、筋の議論にならざるを得ないわけですが、さういふので、一応私も考へてまいりました見解、それはまた岸内閣の当時に申し上げたことと実は変わりがございません、わが国が国連を發動する武力の行使は、他国から武力攻撃が加えられた場合における自衛防衛の正当な目的と限度にとどまらない限りは、とうてい九条一項が許すとは言えないといふところから実は発してまいりました。ございまして、わが国が保有する兵器につきましても、それが核兵器であらうとなからうと、それはいま申しした基準に照らして判断されなければいけません。二国防

衛の正当な目的と限度をこえるものは、わが憲法がその保持を禁止するものと考えざるべきである。一国防衛の正当な目的と限度をこえることがないものであれば、わが憲法がその保持を禁止しているとは言えない、筋としてはそうなる。ところで、原子爆弾のような核兵器、こういうものになりますと、私も専門家ではございませんけれども、その一般的な事情から申し上げて、わが憲法がその保持を許さない部類に属するものであろうことは明らかであらうと思ひます。しかし、同時に、また、いままで申し上げた理論上の筋から言ひまして、もしかりに核兵器にいま申し上げたような目的と限度をこえるものがないものが、まあ科学技術の発達が何かによりまして出てくる、これは仮定の論で恐縮でございますが、理屈の問題としてはそういうことがあれば、それは純粹に理論的な問題としては、その保有が違憲とされることはないと思ひます。その保有が違憲とされることはないと思ひます。その保有が違憲とされることはないと思ひます。

しかし、先ほど總理が御付言になりましたように、わが国には原子力基本法というものがあつて、原子力の利用は平和の目的に限つて行なうものとする旨の規定があることは御承知のとおりでございます。これはわが国家における政策の表明が法律に固まつておるわけでございます。先ほど總理が仰せになりましたような理論は理論として、一國の政策の問題としては、それを保持することはしないということに相なつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 閣連。
いまの問題、非常に重要だと思ひますが、あなたの言われたのは佐藤内閣の統一見解、確定見解だといふふうに承つてよろしいかどうかということが一つです。まず最初一つ。
ただ、それをお聞きしておりますと、日本が核兵器を持つといふことは、いかにも絶対的にできないのだといふことではなくて、相対的にできないのだ、いろいろな目的とか限度をこえない範囲のものがあればできるということですか、絶対にできないといふことではない、相対的に

にできないといふふうに考へられるのだ、これが政府の憲法解釈である、こういうふうに端的に承つてよろしいかどうかということが一つ。これは二つ目の質問ですね。

三つ目は、アメリカなり何なりからの核兵器の持ち込みといふものを認めるということと日本の憲法との関係ですね、外国の核兵器を認めるか認めないかといふことは、日本の憲法との関係は起きてこないのだ、こういうふうに言われるのか、認めることは憲法違反ではないと、こう言われるのか、端的にひとつお答え願ひたいと、こう思ひます。相談をされて、統一見解、確定見解をひとつ出して下さい。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま私が申し上げた考へ方といふものは、実は佐藤内閣として閣議の了承を得たかといふよりも、内閣に於ける法制局の見解として維持してまいつたものが時の内閣において表明されたことがあるわけでございますが、何しろ現実、具体的な問題として、そこに具体的な課題が発生したわけでございます。そこで、それを政府としていかにか判断するかといふことを切り詰めて、さしあたってどうするかといふような問題が出ておりましたために、いままでは私どもの見解は、同時に、また、政府を法制上の関連における責任者として申してまいりました。また、まいつておる、現にお話をしておるわけでございます。

それから、第二の問題でございますが、相対的と申されますが、これは自衛の目的なり限度なりといふものが、何といひますか、具体的に確定し得ないものである。これもほんとうに私がここで一体その量はこれだけであるといふことが言えないと同じような意味において、中身をばつきりとして申し上げられませんが、その目的と限度との関連においては相対的であるといふことが言えると思ひます。

それから、最後にもう一つお尋ねがありました、米軍がかりに持つ——米軍とは限りませんが

しても、日本国にある特定の外国の部隊が核兵器を持つことについてはどうであるかという御質問でございますが、これもいまお答えするにつきまして、むろん閣議の了承なんか得ておりませんけれども、これは御承知のように、たしかあれば砂川判決であつたかと思ひますが、それと同じような線でございます。つまり日本の憲法の九条一項といふのは、「日本国民」とそこには書いてござい

ますが、日本国が管理支配する戦力について言つてゐるのであつて、したがつて、外国のもの——日本国でないものが管理支配する戦力については憲法九条がものを言う筋合いではない。しかし、同時に、外国の部隊を日本国に入れる以上は、日本国の国権の作用としてそれを制限することはむろん可能であるといふことも、御承知のようになつたとせば安保条約の例をとつていへば、米軍が日本へ核兵器を持つてくるについては事前協議が要するといふようなチェックがしてある、こういう考へ方をとつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 もう一点。今度は總理にお伺ひするんですけれども、いま言ったのをお聞きをしておりまして、日本の憲法で核兵器を持つといふことは、自衛の目的なり限度をこえないといふ範囲では持てるんだ、それは科学の発達なり、あるいは自衛といふ概念の変化といひますか、そういうものとの兼ね合いでですか、絶対に持てない——憲法でですよ、絶対に持てないといふのではないといふふうに聞かせるわけですか。そういうふうにお聞きをしてよろしいのかどうか。私はさういふふうに聞かせるんですが、それが一つと、もう一つは、外国の核兵器の持ち込みといふのは、これは日本の憲法ではできないんだ、できるというのとは、拒否できないと、だけれども、政策の問題として別個にこれは考へるべきなんだ、こういうふうに言われるのか、これをばつきりとした御見解を總理から承りたい、こう思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまのような御議論が出てくるのだらうと思ひます、私は法律論は別として、私が核兵器を保有しようなどとは考へて

おらぬ、保持しようなどとは少しも考へておらぬという、まあ非常にこれは政治的な発言とおつしやれば、私は政治家ですから、政治的にこうするのだといふことを実は申し上げた。ところが、どうもそれだけではお氣に召さないで、いまの法律論に入つてきて、憲法論に入つてこれらたわけ

です。ただいま法制局長官が申しましたが、これはいゝわゆる統一見解かと、こういうふうに言われますと、これはまだ閣議を開いたわけではございませんから、いま答えたとおり、統一見解ではございません。憲法自身でいま禁止してゐるものは、攻撃的なものはもちろん、とにかく国際紛争を武力によつて解決しない、こういうことでは

ございまして、攻撃的な武器はこれは許せない、こういうところから、ただいまのこまかな議論になつて、そこらにいろいろの議論が出てくる。攻撃的でないものならいいのではないかと、こういうことも言えるやうであります。しかしながら、憲法の問題とはまた別に、お互ひに国会におきまして国民とともに誓つたものもある。核兵器、核武装はしないことにしよう、これはもうどんな理由があつても持たないことにしよう。これは非常に

はつきりした考へ方でございますから、それらいろいろの問題もあつたので、私は、理論の問題よりも、一番安心なのは、政治家として公約しておる、また、政府自身が、この際、ただいま核兵器を持つとどういふようなことは少しも考へておらない、これが非常にばつきりした答へではないか、かように私は考へております。

○稲葉誠一君 閣連です。これで終わりますけれども、總理のお話を聞いておりますと、憲法に對するしつかりした解釈といひますか、さういふうようなものを意識的にずらすやうな動きとして、いまの憲法を改正しようとする動きが現実

いろいろ言っておりますけれども、憲法を要えようというところから、非常に疑義があるわけですね。だから、それを憲法の解釈をしつかりさせないであやふやにしている。どっちにでもとれるように言っていくところに私は問題があると思うのです。ですから、それはあとで——いまこゝで論議すべきことではないでしょうか、十分な時間をとって別の機会に論議をしますけれども、最終的に開きをするのは、法制局長官がいまこゝで答弁をされたことは、佐藤総理の、佐藤内閣の御見解として承つてよろしいかどうか、これを私は承つておきます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 法制局長官がこゝで発言いたしましたことは、いわゆる佐藤内閣の統一見解と、こういう意味の閣議決定はいたしておりませんから、そういう形は困るかわかりませんが、総理大臣の私自身が聞き取られて、これを訂正する、あるいはこれにつけ加える、そういうようなことは何にもございせん。

○伊藤道雄君 ところで、歴代の保守党内閣が、いままでいわゆる憲法の拡大解釈によって憲法の空洞化をねらつてきた、現実の問題として。そこで閣連があるから一言申し上げることは、憲法調査会の結果を見ると、大体結論は三つに分けられると思うのです。その一つは、一つだけ申し上げれば、こゝで関係があるわけですが、一つは憲法改正する必要はない、改正不要論です。しかしながら、うっかりそれが改正不要論かと思うと、そうではなくて、多少のニュアンスの違いはございませうけれども、最終的には憲法のいわゆる拡大解釈論なんです。この最も徹底して意見を述べられたのは高柳会長さんです。高柳会長の意見によると、核兵器の持ち込みも、そうして例の外派兵も、拡大解釈すればできる。だから、この際、憲法はこゝで何にも変える必要はない、そういう意味の改正不要論です。ちよつと考えると改正論者じゃないようですが、実質的にはこれは一つの憲法改正論者、いや、改正ではない、改悪論者ということが言えるわけでありませう。このよう

に、過去の保守党内閣は、過去から現在、そして将来にわたつて、この憲法の拡大解釈を続けていく限りにおいては、根本的にここに危険性が含まれるわけですね。憲法改正しないでも、現実に拡大解釈することによって、改悪と同じ事態が積み重ねてきたわけですね。こういう事態に対して、総理としてはどのようにお考えになるか。

○国務大臣(佐藤榮作君) この憲法九条の問題になりますと、過日、私が大きい声をいたしましたので、もうその、重ねてそれがしたくないのですが、私がしばしば申しますように、九条では、私は平和主義、九条の規定する平和主義、これを守り抜く、こういうことを実は申し上げ、それで、一時議場が混乱して、たいへん御迷惑をかけたのであります。この観点に立ちまして、ただいまの問題につきましても、これははっきりした考え方を持っておるのでございませう。その際にも、第九条の文言どおり、これを守り抜くのか、こういうことでお尋ねになりましたが、私はそれのお約束はいたしません。ことに自由民主党の綱領というものがちゃんとございませうから、その点も十分お話をしたはずでございませう。どうか、それらの点につきまして、まだ、そういうような具体的に改正するという動きを持っているわけではありませう。またそういうものも提案しているわけでもございませう、また提案した際には、どうか十分御審議をいたしたいと、かように思ひますが、ただいまの段階でいろいろこの話を深入りいたしますことは、私は無用の議論とは申しませんが、やや、またこの前と同じように大きい声をするようになりますから、この辺でひとつやめさせていたいただきたいと思ひます。

○伊藤道雄君 次に防衛庁長官にお伺いいたしますが、防衛庁としては、従来、こういう見解であつたわけですね。核弾頭のつけられない誘導弾だからいいではないか、こういう意味の見解が続いたわけですね。ところがいつの間にか核弾頭をつけられるものでも、つけなければいいではないか、こういうふうに変つてきたわけですね。これをこの調子で進んでいくと、今度は核弾頭をつけても使わなければならないではないか、こういうふうな飛躍することが憂慮されるわけですね。さらにこれを最終的に考えると、核弾頭をつけて使つてもいいではないか、こういうふうな最終的には飛躍するのではないか。いままでの過去の推移から、一応も二応もそういうことが憂慮されるわけですね。これに対する防衛庁長官のお考えはどうか。

○国務大臣(松野頼三君) 防衛庁ではその意見が動揺したことはありません。質問が、常にいろいろな質問を受けておりますから、その質問に答えて基本には狂つておりません。われわれは核弾頭を持ち込むとか装備するとか、また攻撃的なものというものは一切持つ気もなければ、計画もいたしておりません。

○伊藤道雄君 ところでお伺いいたしますが、先ほどちょっと触れました地対空ミサイルのナイキアジャックス、これは弾頭が非核用であるから一応問題ないとしても、第二次防ではこの非核の弾頭のナイキアジャックスを採用しておるわけですね。現在これを整備しつつあるわけですね。そのいい悪いは別問題として、第三次防の計画の中にはこの核、非核両用のいわゆるナイキハークリーズを考へておるのではないか、こういうことが考へられるわけですね。またそういう意味のことを計画している気配も感ぜられるわけですね。このことについてどう防衛庁としてはお考えになつておるか。

○国務大臣(松野頼三君) 国防を全うするため、常にわれわれは防衛力を日進月歩研究いたしております。したがつて今日の場合はナイキアジャックスというものが、防衛としては最高であると思ひますけれども、今後はこれだけでは間に合いません。したがつて、より性能のいいものを防衛としては、われわれは装備すべきだということをお今日研究されております。

○伊藤道雄君 こゝしの三月二十六日の参議院の予算委員会の分科会で、当時の海原防衛局長は、私の質問に対して、第三次防とナイキハーク

リースの採用、この問題についてお答えがあつたわけですね。これによりまして、もう長いから省略いたしますが、「実は簡単ではございませう。これは航空幕僚監部の担当部局におきましては、ナイキハークリースをある程度持ちたいという考えはございませう。」云々と、そこでナイキハークリースは持ちたいと、そういう願望の、また計画のあることは感ぜられるわけですね、こういうことからも、そこで、もちろん、第三次防は現在検討中、もちろん、まだ実施には年度的に考へてならぬわけですねけれども、そのことをどの程度考へておるかということも、もう一度はつきりさしていただきたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) ただいまのナイキアジャックス以上に性能のいいものを持ちたいというのが本心でございませう。その中の一例として、ナイキハークリースは今日アメリカにあるが、あれはどうなんだという議論が出たのも事実でございませう。いろいろ今日研究しております。

○伊藤道雄君 この二十五日の当委員会、わが党の羽生委員が佐藤総理に対して、核持ち込みは絶対にせぬといふのであるならば、世界に向かって、社会党の言う非核武装宣言をやつてはどうか、そういう意味のお尋ねがあつたのに際して、総理は、これを繰り返さうとは思ひませんが、非常にはつきりしない御答弁であつたわけですね。そこで、一点だけお伺いしておきますが、将来この核武装をする考えが全くないならば、日本国内に言えると同じことが世界に向かって言えないといふことは考へられない。そこで、逆に考えると、将来核武装をするの魂胆があれば、いまこゝで世界に向かって宣言するのはまずい、支障となる、こういうふうな考へてそこはあいまいなこととなつておるのではなからうかと一応考へられるわけですね。この点を重ねてお伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、羽生君からいろいろ聞かれましたが、人類が不幸になるような兵器はこの地上からなくしたい、そういう意味で

あらゆる努力をいたしたいと思っております。モスコの部分的核爆発実験禁止の協定に入りましたのもそういう意味でございます。そういう意味で、理由のいかんを問わず核兵器を持たないこと、こういうことを実は心に誓っておるのでございます。しかし、一面におきまして、ただいま国際的にもその動きが非常に実を結ぶ方向において各国が努力いたしております。しかし、いわゆる核武装をしない国はどこかの核のかさに入つてその国の安全を確保されるのではないか、こういうような議論も展開されております。いずれにいたしましても、私どもの最も大事なことは、わが国の安全を確保することである、わが国民に幸福をもたらすようなそういう最善の道を歩まなければならぬ。同時に、ただいま申し上げます核兵器とこれを持たない、またその考え方に各国とも徹するようにならざるに最善の努力をいたしたい、かように考へます。

○伊藤道雄君 次に、防衛庁長官にお伺いをいたしますが、長官は本年の十月四日であつたと思いますが、私の所属している内閣委員会で、私の質問に答えて、国防省の設置については、四力年の懸案になつておるんだから、ぜひこの際特に次の通常国会では提案して成立させたい、こういう御意思であつたと思ひますが、このことについてお伺いするわけです。四年間も懸案になつておつて、未解決であつたということ、これは非常ないいことで合法的なことならず、四年もたたないで解決するはずであるのを、四年間もなかなか解決しなかつたということは、不適當であるということの意味するところ、たとえば日韓条約が十四年間に長い間かかつてなかなか結論を得なかつたということは、ことほどさうやうにこの日韓条約はきつめて不適當であつたということの意味する。それと全く同じ解釈になるわけです。こういう意味で、この国防省設置についての松野長官のお考えを、この際一度はつきりさしておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野三三君) 国防省問題は、これは一億同じ同胞の中の話でございますから、日韓条約とはおのずから相手が違ふのじやないか。同時にわれわれ四年間自重しましたのも、やはり防衛といふもの、自衛隊といふものの国民の認識を一日一日固めて、信頼を得た上で、そういうものはやるべきだといふ、四年間という期限をかけたわけでございます。もうほつぽつ国民も、その期待に沿ひ得る自衛隊に成長したから、早く国防省をつくれといふ声も非常に強くなつてまいりました。したがつて私は、適當な時期はいつかというならば、私の在任中にやりたい、じやいつかとおっしゃいますから、まあ次の通常国会が適當な時期、こういう順序でお答えいたしました。いままその気持は変わつておりません。

○伊藤道雄君 昨年臨時行政調査会の佐藤会長が、この問題に關連して、国民のなまの聲の中に昇格を望む声は全くないといふことをはつきり言つておられるわけです。したがつて、こういう臨調の意見が一体尊重されるのか、無視されるのかとなさるのか、これはやはり大事な問題だと思ふのです。その点いかがですか。

○国務大臣(松野三三君) 私のほうには非常に要望の聲が響いておりますが、一方的ではいけませんので、その決定する時期には佐藤会長にお会いして、その臨調の意見といふものを十分そんたくした上で最後の決定をいたしたい。それは十分もちろんそんたくした上で私はきめたい。ただ、今日私のほうにはそういう声は強いという意味で、私はやりたいといふことを先般お答えいたしました。

○伊藤道雄君 なお昨年の四月の中ごろであつたと記憶しておりますが、政府からの要請で臨時行政調査会は政府に対して回答を出しておるわけですが、その結論はですね、防衛庁の省昇格については緊急性を認めたい。こういう回答を出しておるわけですが、これは臨調はですね、政府自体がつくられたきつめて尊重すべき筋合いのものであらうと思ふのです。その回答はこれは尊重しないが無視すべきではないと思ふのです。緊急性を認めたいと断定しておるわけです。この点いかがですか。

○国務大臣(松野三三君) そういう御意見があることは、もちろん尊重いたします。したがつて、緊急に私はやらなければいけないという意味ではございませぬ。時間をかけて、その円満な国民の信頼といふものを得られたその時期にやりたいという意味のことを申し上げたわけで、私としては、もちろん各種の意見といふものは十分尊重した上でこれは提案をすべきである。また国会の皆さん方の御意見も十分そんたくした上でこれはやるべきである。それはもちろんそういうことを含んで、なるべく私は早い時期にできればやりたいといふのを申し上げたわけではございません。

○伊藤道雄君 こういうことから、そこで総理にお伺いいたしますが、いま軍縮とか軍事費の削減、こういうことが世界の趨勢であるわけですが、現に十八カ国軍縮委員会が非常に熱心に検討を進めておる。こういう情勢の中でですね、防衛庁を国防省に昇格することは、いわゆる世界の情勢に逆行するのではないか。こういうふうに当然考えられるわけですが、この点いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私はただいま世界の情勢に逆行すると、こうおっしゃるが、さういふには私は思ひません。ただいま防衛省——何という名前になるのかしれないが、防衛庁長官の申しておりますのは、これは行政機構の問題なんで、どこまでも行政機構の問題で、庁がいいのか、省がいいのか、こういうふうな問題だと思ひます。ただいま言われるのは、軍備拡張、そういう意味で膨大な装備あるのは兵力を持つと、こういうことはいまの行政機構の問題は關係がないのでありますから、それは必ずしも世界の趨勢に逆行する、こうきめつけることは私は賛成いたしません。ただもう一つ申し上げておきたいのは、ただいま片一方で軍縮問題が非常に熱心に要望されおる、片一方ではやはり軍備の拡張もしておる。これが国際的なただいまの情勢である、こう

いうことも判断されることがいいんじゃないか。私どもはどちらかと言へばいまの軍縮のほうの議論でございます。したがつて先ほど来お話のありました、核兵器などはもう人類の敵だ、これはなくしたらいだらう、理由のいかんを問わず、そういうものは持たない、こういうことを申し上げておるのでございますが、ただいまのいま議論されておるものは、私はこれは行政機構の問題である。だからさう直ちに内容の問題として議論することは私は賛成しない。

○伊藤道雄君 これは行政上の問題だから云々といふお答えではございませうけれども、これをいろいろ検討すると、アメリカからは日本の防衛力の増強、自主防衛といふことを強く要請されておるわけですが、これはお認めにならうと思ふ。そういう前提に立つと、結局日本もアメリカの要請にたえて防衛力の増強にはこんなに努力しておる。たとえば防衛庁についても国防省に昇格したと、そういう考え方も確かにあらうと思ふのです。いろいろ都合の悪い点を避けて御答弁なさつておるから、そういうふうには聞き取れませんけれども、正直言つてそういうことにならうかと思ふのです。この点いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) まあ先ほど申しましたように、私がこの国の安全確保、また国民の幸福、こういうことに全責任を持つて日夜苦心しておるわけでございます。ただいままでのところ、わが国は国力、国情に相應した防衛的な軍備を持つといひますか、あるいは防衛力を持つと、こういうことを案は考へておるのでございます。こういう点で見まして、国民の中からは、もつと積極的にみずからの力でみずからを守ると、こういうことにどうしてならないのか、日米安保条約によつておるのは情けないじゃないか、こういう声もあることを私も忘れずにいたしたい。しかし私はどう見ても、総理として見ました場合に、国力、国情に相應する防衛力を持つと、これがただいま国民としてもしんぼうしていただく限

度だと、かように私は思っておりますのでございませう。

まあ先ほど来、省のお話が出ておりますけれども、それは別にアメリカに対しての云々ではございませう。またアメリカがどういふ気持ちでおりますか、ただいままでの安保条約だけにたよっておるのはいやないかと、こういう事柄は、アメリカばかりじゃない、日本の国民の中からもそういう批判のあることに、私どもは耳をかさなければならぬ、傾けなければならぬ、これがいまの実情でございませう。

○伊藤道雄君 いまの御答弁に満足しておるわけではございせんけれども、時間の制約がございませうので、遺憾ながら次の問題に入りたいと思ひますが、そこでお伺いしておきたいのは、朝鮮には南北両政府が現在存立しておる、こういう情勢の中ではやはり両政府に対して公平に接触することが基本的なきわめて大事であらうと思ひます。これはいつどなたにお伺いしても、これは間違ひだとはおっしゃらぬと思ひます。公平に接触する、そういう前提に立つて経済、文化、人事を交流することがきわめて適当だとはお考えになりませんか、総理は、この点を……

○国務大臣(佐藤榮作君) 朝鮮における二つの權威に対して公平に接し、こういうことをいふ言われたのでありますが、この点もいままでたいへんたびたびお答えしたと思ひます。占領当時、GHQ時代から私どもがいつも相手になったというのが大韓民国だ、こういうことで、この国際的な關係がその方向で発展してきた。大韓民国が独立して以来、またサンフランシスコ条約が発効して以来、これが正式な關係に際しての承認というふうな形にまで発展してきた。かような状況でございませうので、いわゆるその、どうも大韓民国に厚くして北に薄くないか、あるいは大韓民国だけを承認して北を承認してはいないか、これは不都合だ、こういう御議論も社会党としてはおありかもしれませんが、私どもは国際信義の立場からまたこれを貫いてまいることがこれは当然のこと

とだ、かように思ひますので、大韓民国を承認している日本は、いわゆる分裂国家の場合に片一方を同等の形においてつき合つていくと、こういうことはしない。これは、今回の条約のできるでなにかからず、もうその大韓民国を承認したときからその基本的態度がきまつておるわけ

で、今回の条約が締結されて、さらにそれが一そうはつきりしたと、こういう状況でございませうから、ただいまの問題は全部同一に、かように言われましても、そのとおりにはできない。たとえば在日朝鮮人の場合は、いわゆる韓国人と朝鮮人とを扱い方に差等がありますし、また、北の部分に對しましては、實際的な問題についてそのときどきに処理していかうと、こういうことを実は申しおるのではありません。がしかし、北の部分と一切交渉を持たない、かような考え方も頭ない。十分北のほうもわが国の独立を尊重し、内政に干渉しない、こういうふうな立場であつてほしいし、またたさういふ意味の實際的な交渉はできるだけするつもりでおること、それも御承知のとおりでございませう。いろいろ立ち入つて議論いたしますと、そこらにもなかなか理屈だけで割り切れないものがあるようでありまして、いつも政治的問題にこれが発展いたしますので、よほどむづかしい状態も生ずるようでありますけれども、ただいまの關係はいま申し上げたとおり、今回は南と条約を結び諸協定を結んでおる。しかし、北の關係については、これによつてプラスもまたマイナスもないのだというのをしばしば申し上げておりますが、さうに御了承をいただきたいと思ひます。

○伊藤道雄君 まあ平時においてもいま私のお伺ひしたようなことが言えるわけで、原則としては總理もそれを認めておられるわけですが、特に朝鮮の場合は、不幸にも休戦協定によつて停戦しておるとはいへ、現実には交戦状態にあると言わなければならぬわけですから、そういう国の一方の国とだけこのやうな条約を結ぶことは、先ほど来私が追及し続けてまいりました、やがて軍事的なつながりも出て非常に危険なことが憂慮される。その

ことに關連して、先日中央のこの公聴会でこの条約に賛否両論の公述人にこの点もお伺ひしてみたわけですが、そのお答えは、はつきりは申しませんでしたけれども、賛否両論の両者から、この危険性はないとは言えないといふことは言われておるわけでありませう。ないとは言えないといふことは、ある場合もあるし、ない場合もある、それはまあ断定していませんから、その危険がないとは言えない。こういう論調であつたわけですが、こ

ういふことをまあ考へて、今後のこの動きについては、われわれは非常に憂慮しておるわけですが、この点について要点だけお答えをいただきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) これはたびたび御注意も受けましたし、ただいまのように真正面からどううこうでなしに、日本の国の安全確保のために、また国民の不安を一掃する意味において、この上とも注意しろと、こういうふうに聞き取れた私はただいまの発言だと思ひます。政府はしばしば申しますように憲法を守り抜きます。またその他の法令、法律はもちろん守るのでございませうし、またいわゆる平和に徹する私の考え方、その線で憲法を守り抜くと、こういうことでその不安を一掃したい、かように私は思つておりますが、ただいままで一部においてなおその不安を持つておる人があり、それらの点を完全に解消したと、こういう状況でないことはまことに遺憾に思ひますが、この上とも一そう努力して国民に不安を与えないようになしたいと、かように思ひます。

○伊藤道雄君 そこで、いままでいろいろな具體的な問題をお伺ひしてきたわけですが、結論論的にお伺ひしたいことは、先ほど来申し上げてもまいりましたが、總理の言われる一番大事な点は、この条約は軍事的な同盟を背景にしたものでない。そういうことに對して私どもはこれは軍事同盟そのものだとお伺ひしてないわけですが、ただ先ほど来繰り返して申し上げたいわゆる安保条約とか米韓のいわゆる相互防衛条約、この条約体制によつて軍事的なつながりが米を對象として

できるであらう、こういうことの憂慮からいろいろと具體的な事例を出して、そういう憂慮な点を申し上げてきたわけですが。

そこで最後にお伺ひしたいのは、こういうふうな考え方をわれわれは一貫して持つておるわけですが、こういうことを政府にも心していただいて、さうして個々の問題については、先ほどいろいろ都合のいい御答弁で、答弁にならない御答弁だと私は思つておるわけですが、こういう点についても、ひとつ率直にその問題を解明する態度でお答えいただきたいといふこと、そこで私ども社会党の言うことは何でも反対といふことでなく、先日のいわゆる国会討論会でわが党の羽生さんも言われておりました、政府自民党は社会党の言うことなら何でも反対といふことでなく、たまには一つぐらい社会党の言うことも取り入れて、さうして社会党の意見をとり入れるべきだ、さういふ意味のことを国会討論会でわが党の羽生委員は強調なさつておるわけですが、さういふこともよく心していただいて、最後に私は要望として申し上げたいのは、さういふやうな十四年間もかかったといふこの条約には、とにかく問題が多過ぎた、問題が非常にあつたといふことを意味するわけですが、さういふ意味からいふまでもおそくないので、この条約についてはわれわれの、さうしてわれわれを含む多くの国民の心を十分かみしめて、この条約批准については、この際取り下げてしまふべきだ、さういふことを最後に強く要望申し上げて、私の今日の質問を終わつておきたいと思ひます。(拍手)

○委員長(寺尾豊君) 黒柳明君。

○黒柳明君 質問させていただきますと思ひます。

まず冒頭に、總理におしかりを受けるかも知れませんが、一、二問、日韓案件に關係しておりませんが、本審議を進めるにあつて、總理に対して一、二質問をしたいと思ひます。

もういまさら衆議院の本案議案あるいは特別委員会の強行採決について云々する必要はないと思ひ

ますが、非常に国民の不信を買っていることは、これはもう万人承知の事実でございます。きのうあるいはきよりの新聞なんかを見ますと、いまにでも強行採決がされるのではないかと、こういうような記事が出ております。新聞記者諸氏の鋭い感覚から見ますと、そのような判断ができる。私のごとき鈍感な神経を持った者でも、そういうふうな感じがいたします。私も、先日、大阪の公聴会に参りました。自民党の推薦として出てきました公述人——家庭の、地域団体の主婦でございまして——が一貫して述べたことは、強行採決は不当である、非常にうまくない、こういうようなことを終始述べております。議員が全部総白痴化したんではないか。あるいは子供が、プロレスごっこじゃなくて、議員ごっこで押しくらまんじゅうして困る、こういうようなことを政府与党の依頼の公述人が述べるほどでございます。また、きのうは、電車の中に乗りまして、朝新聞を見ているつとめ人の人が、「自民党強行採決——また強行か」と、このようないふことを電車の中で耳にいたしました。このようないふ事実から見まして、私は、絶対に二度とこういうような事が国民の間に上がるようなことがあってはならない、こういうことを考えております。また、総理もこのようないふことを考えておられることは、これは間違いないと思っております。ところが、先ほど申しましたように、きのうあるいはきよ、そしてあした、もう強行採決がされるんじゃないか、このような雰囲気非常に強いわけでございます。あくまでも、韓国の国会におきましては、あの朴政権はわずか三分の一の国民の支持しかございませぬ内閣でございます。それに反して、わが国の佐藤内閣は国民の過半数の支持を得た大内閣であるとの確信するわけでございます。何も韓国内閣のまねをする必要はないじゃないか。こういう意味から見まして、重ねて総理にお伺いしてまことに申しわけございません。いままでも何回もありましたですが、もう一回いまの段階におきまして、慎重審議、そういうことに關しての総理の所見をもう一度お伺いしたいと思

います。

○国務大臣(佐藤榮作君) 黒柳君から国会の審議のあり方について御注文が来ました。これは私は政府の者でございますが、ただいま当委員会が皆さま方の協力によつて運営されておる、それとやかくは申しません。どうか民主主義のルール、そのもとにおいて国会が運営されるように、いわゆる参議院は良識の府だとしてしばしば言われておりますので、そういう意味でつづいて運営されるように、私は今日まで当委員会の審議等に見まして、たいへん熱心に皆さま方も聞いてくださるし、また政府もいかに可能な答弁はしない、こういうことで、ほんとうに真剣に取り組んでおります。したがって、それらの点は、私は、国民からではなく、かように思っています。ただしかしなから、御承知のように、衆議院ではただいままでほとんど審議がされてない。ただいま大事な補正予算が出ておりますが、その審議はたな上げされおる。こういうような状態で十数日のそのまま経過しておる。こういうようなことは、まことに国民から見まして残念なことであり、まことにこの予算には、給与の問題や、その他重要問題がございまして、災害復興等がございすけれども、さらに大事なものは、この年末を控えて経済対策の中小企業対策とか、その他の問題が含まれております。これらの事柄について何ら審議しない。私はまことに残念に思っております。こういうこともよく御勘案願つて、ただいまの今日大事なことは、私どもの力によつて民主政治を守り抜く、議會制度を中心に民主政治を守り抜く、これにはどうしたらいいか、どういふ努力を私らかといふことで国民の期待にこたえたい、これが私の考え方でもあります。おそらく皆さま方も同様のお考えだと思ひます。

○黒柳明君 私も総理のいまのおことが現実問題として実現されることを心から強く願ひものでございすが、ところが、例の韓国の国会で強行採決されましたときには、金、元の情報部長が、

どうせ野党は条約に反対する、納得するわけはないのなら、一度激突するなら早いところ激突してしまえと、こういうような暴言を吐いて例の強行採決になったわけでございます。また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

ういふことばかりでございまして、また、総理はこ

かと思ひますが、このようにことに対してどのよう

にお考えになるのございませうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま、韓国でどう

いうように扱ったか、これはしばらくあずからし

ていただきたたいと思ひますが、ただ私は、ただ

いまの民主主義議會制度を守る、こういう意味か

ら御注意がございました。どうも過去のわが国の

国会審議等を見まして、しばしばこういう事態が起

くる。国内の問題にいたしまして、まして外交

上の問題になりますと、しばしばこういうことが繰

り返される。これは私たいへん遺憾な事柄だと思ひ

ます。それぞれの立場においてそれぞれ主張され

国民の支持を得て国会に議席を持つ以上、その自

分の主張に私は徹する、これは当然のこと

だと、かように思ひます。しかし、自己の信念に

徹する、これも民主主義のもとにおいては最後

にはやはり多数決の原理だと、かように私は思ひ

ます。この原理を尊重しなくて、最後まで自己の信

れに對してまた、過去の清算である、という
こともつけ加わられておりますが、総理の御答
弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 小坂委員から質問を受
けましたのは、前戦争のあと始末の一つだと、こ
ういふ問ひであつたと思ひます。しかし、私も
が韓国と戦争したことはございせん。これは御
承知のように、かつて一緒であつたものが今度は
分離する、分離国家の形で国が独立したわけであ
ります。

〔委員長退席、理事草葉隆岡君着席〕

その承認の時期等についてはもうすでに論議が
尽くされておりますので、重ねて申しませんが、
そのうゝ意味で日本の国から分離して、そして独
立したと、そのうゝ立場でものをきめていく
わけでありませう。これが戦後二十年たつてもき
まつておられない、このことがいかにも残念だか
ら、戦後の問題として早くこれを親善友好の關係
を樹立する、そのうゝ形で外交の正常化をはか
る、かういふことのお尋ねであつたと、かように
思ひます。誤解を受けてならないのは、戦争した
わけではない、この一事であります。

○黒柳明君 重ねてお伺ひしたいと思ひますが、
戦争のつめあとをいやす、過去の清算である、と
このことに關しては、総理もそのとおりである
と、かういふふうにお認めでございませうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) この韓国がどういふわ
けで分離することになつたかと、これは過去の不
幸な歴史を清算すると、そこに私どもの反省もあ
ると、そのうゝつてばな国を、兩國の關係を樹立
しよう、今後の問題に――過去を清算し今後の問
題に期待をかけると、かういふ状況でございま
す。

○黒柳明君 そこで、政府は、先ほどの「日韓に
新時代」と、かういふパンフレットを出してござ
いて、いろいろなパンフレットを出してございま
す。それは日韓友好条約と、友好友好という文字を非
常に多く見かけるわけですね。当然友好条約であつ

てほしいし、また友好条約でなければならぬ、
かう思ひわけにございませうけれども、何かその条
約の中を見ますと、食ひ違ひ、解釈の違いが多く
目立つ。友好的なものじゃないから友好と、国民
にはまずことばによつて友好なんだと、かういふ
概念を与えよう、これは私の邪推かもしれないで
ございませうが、かういふうゝな気がしてならない
わけですが、はたしてほんとうに日韓友好のため
に結んだ条約であるならば、基本的なこの友好とい
うのはどういふことを友好といふのか。また総理
は、本条約は國際信義の上に批准しなければなら
ない、また片腕の田中幹事長も外交道義上云々と
おつしやつておられますが、國際信義上早期批准
をして、それであるならば日本國民の信義は無視さ
れてもいいのかと、かういふうゝに私は言ひたい
と思ひます。この点總理の見解はどう
でございませうか。事実、自民党と野党として資料とし
て使つておられます中央調査会の統計資料、そこに
も、國民の四七％は本条約に關して不可解であ
る、かう答へておられます。かういふ國民の大
体半分が条約を知らない、かういふことも頭に入
れていまの答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) この日韓間の問題につ
きまして、過去不幸な歴史がある。その点から
いろいろ思ひ起こしまして、また誤解を生じやす
かつたり、疑惑を持ちやすかつたりする兩國の關
係だと、かように私は思ひます。友好親善だと口
で言つたからつて、十分の理解が相互にできない
限り、眞の友好親善關係は樹立されなかつと思ひ
ます。そのためには、やはり、基本的な平等の立場
だといふ、これが實にかななければならぬ。その
意味では、端的に、またフランクに、もうあつさ
り、きつぱりと自分たちの意見を遠慮なしに言え
るうゝな仲にまでならなければならぬ、かように
思ひます。しかし、どうも日本が過去において
とつた態度等については、よほど説明も必要とし
ます。あるいは、弁解といひますが、説明する必
要もあるんじゃないか。かういふうゝな意味で、
まだまだかういふ關係に直ちに強いきずなができ

ると、かように私は思ひませう。これを私もが
努力をしていく、あすに希望を持つ、かういふ形
で韓国といふいろいろ折衝してまいるわけでありま
す。したがらまゐりまして、たとへば政治的な面にお
いてこれが干渉がましいことであつてはならないこ
とはもちろんのことでありませう。経済的にも、い
わゆる經濟侵略的な面においがあることは、どんな
ことがありましても私どもは避けなければならぬ
いし、またこれが疑惑を受けるうゝなことがあつ
てもならない。かういふことで、各方面で努力す
る点が非常に多いのです。それらの点が、文化の
面におきましても、經濟の交流の面におきまして
も、一つの漁業協定をいたしまして、これを完
全に理解の上に円満に遂行していくと、かういふ
立場に立つても、そのことを非常なこまかな注意を払
わなかつ、たいへん私はむづかしい状況ではない
か、かように思ひます。ともすると、これれやす
いこの關係でありませうのを、われわれの努力に
よつて、いつそ親善、友好、密接な關係を樹立
したい、かように念願しておるのであります。こ
れは政府がかういふ考へ方ばかりでも十分でござ
いませう。これは國民全体がやつぱり、これひと
つ協力してやろう、かういふ意味でお互ひの親善
友好關係を樹立していく。これはその見方によつ
ては、過去難居してゐた、日本人だと、かういふ
意味からも、過去のいい意味の友人もたくさん
あるわけですから、その友人同士でやはり政府間
の交渉をまゐるくまともるうゝに、お互ひにひとつ
協力しようではないか、かういふことになりませう
と、たいへんりつぱになつて思ひます。しかし、
戦後独立して二十年、その間に、いろいろそれぞ
れが独自の道を歩んできております。したがつて、
生活その他もどこかに共通点もありませうが、
同時に違つてゐる点もありませうから、かういふこ
とから、ものゝ見方あるいは感じ方等も変わつて
おりますので、よほど注意を必要とするのじやな
いか、私はかように思ひます。

○黒柳明君 私は、その友好のことばが、文字ど
おりうゝでなくして友好にあつてほしい、このよ
うに望むわけにございませうが、ところが過去十四
年間の日韓交渉の過程を見てまいりますと、これ
はすでに多数の人が御存じのように、久保田発言
だ、あるいは沢田発言だ、高杉発言だ、非常に友
好が非友好的な発言をしております。一、二、す
でに知つてゐることでございませうが、聞いていた
だきます。三十六年日本が朝鮮を統治したことは
朝鮮人にとつて有益であつた――久保田発言で
ございませう。われわれは三たび立つて三十八度線
を鴨綠江の外に押し返さねば先祖に申しわけな
い、これは日本外交の任務である、沢田さんの
言つたことでございませう。また、日本がもう二十
年朝鮮を持つていたらよかつた、植民地にしたと
いうが、日本はいいことをやつた、よくするため
に努力したが、戦争に負けたので努力がむだに
なつた――高杉発言、このうゝな発言が非常に問
題になつております。総理が、善隣友好――隣り
同士が仲よくなることにどうして反対なのか。決
して反対はしませんが、過去の政府の過程、これは
總理の責任ではないかと、過去のことであつたと、こ
う言へると思ひますが、決して責任をのがれる
わけにもいかないと思ひます。どうしてかういふ
うゝな友好條約に反するうゝなことを平氣で言う
ような人が、首席全權としていままで交渉に當
たつてきたのか、過去のことに言つてしまへばそ
れまでのものでございませうが、非常に私は疑問に
思ひます。かういふ事實がありながら、いま
この場になつて、あすにもあつてにも批准され
る、強行採決されるというときに、友好だ、友好だ、
かういふ二つは非常に矛盾と考へ
るわけにございませうが、この点について總理の見
解をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 一口に十四年の交渉だ
といひます、この十四年は長い交渉だ、この間に
おきましていろいろなきことがあつた、これは
御指摘のとおりであります。しかし、これはただ
日韓間だけで長い交渉を持つたといふことではな
く、國際的にもこんなむづかしい交渉はない、各
国もしばしばかういふことを指摘しておるのであ

ります。しかし、この十四年の長い交渉を持った結果、それぞれだんだんとお互いが理解することでもできた、こういうことも言えるのではないかと思います。たとえば韓国とすれば、韓国は独立した、そういう意味で日本に對しまして非常な要求をしていると、これが最初の日本側の考え方であつたろうと思ひます。また韓国側から見れば、日本は相変わらず昔と同じような考え方でおれたちののしかかつてきている、これはどうしてもあれを納得させなければいけない、こういうような問題があつたと思ひます。今日ようやく日本が平和に徹しておる、この日本の姿というものが理解された、そのことが今回の交渉妥結に必ず役立つておると思ひます。しかし、何と申しまして、過去十四年間かつて一つ一つ問題を解決して、積み重ねができて、それでようやく権名君によって最終的な調印が行なわれた、こう見るのが最も正しいのではないかと思います。

私は、しばしばこれらのことにつきまして、韓国の大統領やその他の方々とお目にかかつて話をいたしました。それらの方々が、とにかく両者を、この外交の正常化、これは私も責任のある立場からはぜひ早く、かように考えるが、国民相互はなかなかその理解にまで達しないのだという観点が残念だということをしばしば伺つてきました。こういう大きな問題でありますだけに、国民の支持、そのもとにおいて初めてでき上がることであります。これを納得すると、これがお互いに民主主義のもとにおいてのことでありまして、なかなかその説得にも骨が折れたと思ひます。しかし、私は今日この日韓交渉妥結をすべしという世論調査が日本におきまして約四五%、それは支持だ、反対は一二、三%だ、まあどちらかといつてわからないというのが先ほど言われましたように四十数%……

○黒柳明君 七%、こういう状況であります。今日までの世論調査でかような圧倒的な支持を得たことはわりに珍しいのじゃないか、かように私は思ひます。韓国におきまして、このことは世論調査でははつきり出ておるようでありまして。したがって、これらの事柄を背景に考えると、国民大多数は、この日韓交渉の妥結、これを心から喜んでおるのだ、その喜びがぬか喜びにならないように、実を十分成果をあげるようにするために、今後私もがさらにさらに努力をしていかなければならぬ、かように私は思ふのでございます。

○黒柳明君 総理は、ただいま数字をあげまして、一〇%台、二〇%台、圧倒的に支持が多い。私は残されたその四七%のほうの数字を非常に関心を持たざるを得ない、こういう私の意見でございます。そうして、先ほど総理がおっしゃいましたような、権名君が調印に当たつた。私は個人的なことになるが、非常に申しわけないと思ひますが、その権名外務大臣が、これはもうすでに、またすべての人が御存じだと思ひます。ですが、「憲法と政治」という本の中で、非常に韓国民の感情を害するやうなことを言つております。別に私ここで説く必要はないと思ひますが、読ましていただくと、「アジアを守り、日本の独立を維持するために、台湾を経営し、朝鮮を合併し、満洲に五族協和の夢を託したことは、日本帝国主義というのなら、それは永劫の帝国主義である。」云云。私はそう確信すると、こういうことをおっしゃつておるわけでありまして。これに對して、権名外務大臣も反省しているという、こういう発言がございましたが、いまでもその気持ちは変わらな

いと思ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 変わりはございません。

○黒柳明君 ありがとうございます。ということをもう一步立ち入つてお伺ひしたいと思ひますが、また「戦時経済と物資調整」、こういうふうな本が厚生次官権名悦三郎の名前によつて執筆されておりますが、そこにこういうことが書いてござい

ます。「昭和十六年十月二十日初版発行」、「これ等を以てしても尚不足する場合は朝鮮よりの移住労働者を以て充てることとした。昭和十五年度に於て石炭、金属、鉱山方面は相当多数の朝鮮人労働者を移住せしむる計画をたてて居り、これが指導訓練、労働管理等に付ては格段の注意が払われてゐる。」云々、二百五十ページから二百五十一ページでございまして。これが要するに朝鮮人の強制連行の一つの大きな原因をつくつた、このように言われておりますし、そう私も信じております。このことに對して、また権名外務大臣は深く反省しているかどうか、その点をお伺ひします。

○國務大臣(権名悦三郎君) 私は別に責任を回避するわけではないけれども、その本は部下の連中が私の名前を使つて書いたものでありまして、それはその当時の物資調達に精神あるいは手続、そういうものが国民に徹底しないと、やはり戦時経済を遂行する上において不便である、国民の皆さんにとつても便利な本にしたい、こういう意味で書かれたのであります。内容等はもう一切私は知りません。ただ、私の名前で発行してよろしい、こういう許可を与える。でありますから、書いてあることについては、私は責任を持たざるを得ない、まことに申しわけない、こう思つております。

「権名帰れ」というプラカードを持って、飛行場からソウルに行く途中でそういう人があらわれた。それから卵をぶつつけられた。私はからだにはぶつけられなかつたけれども、乗つておつた車の窓にぶつけられた。一、二度、そういうこれに類したものがございまして、四、五回ございまして。それがみんな、どうも年かっころから見ると、あのころちょうど炭鉱に配属された連中の年が、いまごろになると四十がらみになるというのをちよつと気がついて、非常に何と云うか、いやな気持ちを持ったのであります。そういうようなことでございまして、私もよけいな所感を申し上げて、まことに申しわけないが、私の名前で出した本のことをおあげになりましたので、私がどういう心境でこの問題を振り返つておるかということ

を申し上げまして、いささか御参考に供したいと思ひます。

○黒柳明君 部下にかつぎ上げられて名前を使われたんだ、こういうことはちよいことござい

ます。まして、戦時中であつてみれば、そんなことがあることは当然想像されます。ですから、そのことに對して深く反省していれば、それでいいんじゃないかと思ひますが、ところが、対日請求入項目、その中に、御存じのように、強制労働者に對しての請求権、まあ私は事情は知りませんが、あるいは八億ドルの経済協力にすりかえられた、こういうことでございまして、あの対日賠償入項目の中に出ております。もしも、外務大臣がほんとに申しわけないというのであるならば、そういう人たちに對して補償しなければなら

ないんじゃないか。なぜ、あの対日賠償の入項目がほごにされたか。すなわち、それに対しては裏づけがない、事実が明白でない。そのほか六六云云とあげられましたが、この強制労働の問題に關しては、事実がはつきりしてないことじやなくして、わが国が強制労働をやつたわけです。引つぱつてきたわけですから、それに対しての資料は、必ずやわが政府が保管してあるんじゃないか、

ふうに思うわけでございます。反省をするならば、その人たちに對しての補償についてお考えになつてゐるかどうか。この点、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(樺名悦三郎君) この問題は、それはもう長い時日を経過しておるし、それから日本にも敗戦といふ、それからまた本土爆撃といふ大混亂がありました。朝鮮半島においても、御承知の大動亂があつたわけですから、これを裏づけるよすがもない、こういうことで、それは合意の上に完全かつ終局的にこれを終了することにいたしました。そして経済協力といふ、その方法によつてその問題に置きかえるということに相なつた次第で、御了承願ひます。

○黒柳明君 要するに、終戦のときにその資料はもうなくなつた、こういうふうなことでございしますが、私も今回の質問に對して資料要求しました。そうしましたら、戦争のときに法務省も焼けたやつたからなと言つていた、ない、ないと言つていた資料が、あとから一つ二つと出てきた。これはみんな国会図書館にある資料ばかりでございます。まあ原本は焼けたが知りませんが、国会図書館にすべてあるわけですが、そういうふうなことから、どこかにもう入り込んである可能性もあるのじゃないか。そういうふうなことがありましたら、ひとつこのことに関して裏づけをとつて、そうして、そういう人たちに、今度は行つたときに二度と、「樺名帰れ」とプラカードを掲げられるようなことをしないで、「よく来たな樺名」、こういうプラカードを掲げて、みなに待ち受けるような、そういうふうな態度——秘策を練つていたのだと、これは希望意見で申しわけございませんが、それを……

もう一つ関連で質問でございますが、いま言ひましたようなことを總理はお聞きだと思ひます。そういう樺名外務大臣、個人的にも非常に力があり、りつぱな人だと思ひますが、何せ、対朝鮮問題に關しては若干うまくなひのじゃないか、個人的にも私思ふのですが、その人をどうしてこの次

には首席全權として大任を帯びて行かせなげやならないのか。總理大臣としてその辺の御心境をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 樺名君がこし二月、ソウルに参りまして、そして外務部長官あるいは總理と會つて、たいへん好感を持たれたのであります。私はさすがに、たゞいまも過去を述べ、そして不幸なできごとについて反省をしておるたいへん率直なお話を聞かしまして、ほんとうに涙が出るような感じで聞き取つたのであります。このことが韓国国民からも迎へられた。したがひまして、非常にむづかしい問題がばたばたと最終的な調印を見るに至つた。基本条約などはなかなかむづかしい問題だつたが、それにイニシアトルをしてゐることになつた、こういうことも私は樺名君の人となり、持ち味だと思ひます。そう簡単に人とのいふものは判断、価値づけるということには非常に困難なことでありまして、やはりつき合つてみまして、その人のほんとうの持ち味が私どもにもわかるのであります。これはひとつ皆さ

ま方の御協力を得まして、りつぱに大任を果たし得るようになり、ひとつこの上とも御支援のほどをお願いしたいと思ひます。

○黒柳明君 確かに感情論から言ひますと、ほろりと涙を流すような場面も出てくるんじゃないかと、こう思ひますが、ところが、事實はそうじゃございせん。「東亞日報」——御存じのように韓国一流新聞でございまして。昨年十二月十五日、一年前の新聞を引用して申しわけございせんが、こういうふうな書いてございまして。「さる三日から始まつた人権擁護週間は十三日で終つた。この期間にさまざまに人権を侵害または剝奪されたという数多くの人々の涙ぐましい訴えが報道された。これは現実に涙ぐましい訴えが報道された。」「……しかしそれよりも重大で、長年の宿題が一つまだそのまゝ残つてゐる。日本帝國主義統治三十六年間の弾圧政治の下で、わが同胞がうけたあらゆる迫害と被害がそれである。われわれの愛国志士と殉国先烈が日本の警察からうけた拷問・

虐殺・掠奪など無数の人権じゅうりんの發行は、わが国民が子孫代々いく百年、いく千年へても永遠に忘れることのできない国恥・民辱ではないのか。日本帝國主義侵略者のそのよきな国際的大量人権抹殺の事實をなげ韓日會議からさつと抜きさり開から開にほうむりさうとしてゐるのか、という義憤にもえた陳情書が、殉国先烈遺族会から国際人権擁護連盟韓國委員会に提出された。当然今後とも強く叫ばなくてはならない民族的抗議である。乙巳保護条約締結の一九〇五年から一九四五年までの満洲四〇年間、獨立運動の隊列に加つた韓土と人民が無慘に殺されたその慘景を回想する時、この地に生をうけた者は誰しも血涙を流さずにはおれない。ここにあの悲惨な被害状況の概略を紹介する。義兵戦死四万九千名(概算)、三・一運動時の被害者六六七九名、負傷者一万四六一〇名、投獄された者五万四〇〇〇名、うち受刑者一万八八九五名、焼かれた建物五六七八棟、満洲大虐殺時の南滿地域被害者三七八六名、東、北滿地域被害者三万四六八六名、南、北滿の家屋被害四八六二棟などである。一方、三・一運動後滿洲国が生れる時までに南滿地域で七八七名、東、北滿地域で五九〇三名が各々殺された。そして一九三〇年滿洲国成立後から八・一五解放まで南滿地域で一万二三八六名、東、北滿地域で八七六七名が殺された。そして南、北滿の家屋被害は二六八万九八棟等々……政府当局がこの恐るべき殺人鬼日本帝國主義の残した残酷非道な数字を知つてゐるなら当然韓日會議でこれに對する公式謝罪と八補償を正々堂々と要求しなければならぬはずである。もし、これを韓日交渉が全面的に無視してしまふものであるなら、結局獨立運動を自己を否定するといふ無意味な結論の他に出てくるものはない。」「……」

全——全と言へないかも知れませんが、韓国民の声を載せて、こういうふうな書いてあるわけですから、すなわち、当然、韓日會議でこれに對する公式謝罪と補償を正々堂々と要求しなければならぬのだが、この要求が、どういふ過程を通じてか

知りませんが、八億ドルの経済協力にすりかへられた、こういう事實でございしますが、はたしてこれで道義上、いままでも外務大臣がおしやつたこと、そして、いまこの新聞の事實、あるいは、これから大きな使命を帯びて韓国に乗り込んでいくわけでございますが、そういう関連性を持つて、道義上、こういう新聞を読んで、はたしてどのようにお考えになるか。政治協力、また李外務部長官も、八億ドルはほとんど民間には使われな

いだらうと、こういうふうなことも述べておられます。まあ、このことはそのときになつてみなければわかりませんが、はたして、こういう一連の事情に對し外務大臣としてはどのようなお考えをお持ちでございましょうか。

○國務大臣(樺名悦三郎君) 協定にも書いてありますが、とにかく、これが最も有効に韓国の經濟建設、民生安定向上に役立つように使われなければならぬ、こういう趣旨のことが書いてありますが、これをあくまでそのとおり十分なる効果をあげるように、われわれは最善の努力をすべきである、かように考えております。

○黒柳明君 もうこれ以上論議しても平行線をたどると思ひます。總理もりつぱな方である、一國のその責任者がりつぱな方であるという人ならば、決してりつぱな人でないわけはない、私はこのう信じたいと思ひます。しかし、もしも、そのことばに反したような事實が批准後にあらわれるようなことがあつたらば、これは國民総力をあげてそのことばを取り消し、また、敵として戦つていかなければならぬ場面もあらわれてくるわけじゃないか、こういうふうな想定をするわけでございますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで私は言ひたいことは、いまままでのような観点から、この日韓基本条約で最も重要なことは、第二条の旧条約のことじゃないか、もうこれは、いまままでの話をお聞きになつてみれば、おわかりのとおりでございまして。過去のことを清算し、過去のことが今日につながる、そして過去を

反省することが将来の友好にもつながっていくのではないか、こう思われるわけではあります。はたして、三十六年間の植民地、そういうものをどのようにより反省していくか、評価していくか、これが将来に對して、今回の条約に對しての法的地位、あるいは経済援助、あるいは賠償問題、そういうものをすべて決定していくのではないか、こう思われるわけではあります。また、韓日条約白書にも、韓国に對して一番重要なものはこの第二条であると、このようにも述べてございます。こういうような観点から、総理は何回も何回も、この旧条約は平等自由な立場で結ばれてきた、こういうことをおっしゃっておりますが、くどくど申して申し上げておきますが、このことはいままもつてこのとおりである、こういうふうにお考えでございましょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) その点は、この前答えたとおりでございます。いまだに、そのとおり思っております。

○黒柳明君 これもちよつと古い新聞で申しわけございません。お兄さんの岸総理大臣が總理の特使として矢次一夫氏を朝鮮に派遣したときの、李承晩大統領に謝罪している文が載つておりました。そこで岸總理は、伊藤博文公が日韓關係についておかしなあやまちを償わなければならぬと強く感じている、總理もまた、日本の軍部の行為が韓国に重大な損害を与えたことを遺憾として、こゝろいふにお兄さんはおっしゃっているわけでございますが、申しわけございません。佐藤總理は、このこととまるつきり反對のことを言っているわけです。謝罪する必要はない、自由で平等な立場で結ばれたんじゃないか、こう言っておりますが、そこに百八十度の相違があるわけですから、その点についてどうお考えになつておられるのでございましょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 岸前總理が矢次一夫君をつかわしたことは、これは私も知っておりますし、また、總理がどういふ話をしたか、これは私はつまびらかにいたしておりません。私は、ただいま問題になる、名前の出される伊藤さん、これが同郡隣の村の出身であります。吉田元總理からも、君の先輩がこれは間違つたのだ、君はこれをあと始末をする責任があるのだ、かように言われておられます。今回の処置をとりましたことも、私は、そういう意味でたいへん親善關係、友好關係を樹立することができ、こういうことでたいへん喜んでゐるような次第でございまして、

○黒柳明君 伊藤さんが間違つていたと、こういうようなことはいふと思うのですが、であるならば、条約といふものは、間違つて結ばれた条約、自由平等で結ばれたのではないではないか、こういうふうにお伺ひしたわけではあります。あくまでも自由平等の立場で結ばれた、こういう発言に對しては、いままもつて、そのとおりであると、こゝろいふようにお考えでしょうか、お伺ひいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私はそのとおりと思つております。

○黒柳明君 ちよつと離れますが、おととい、自民党の公述人大平善禧さんがこんなふうなことを言つておられます。國際法の通念から言つて、個人的な脅迫によつて結ばれた条約は無効だと思ふ、このように言つておられますが、法務大臣、これに對しての見解はいかがでございますか。

○國務大臣(石井光次郎君) いまの御質問は、そのとおりだと思ひますが、条約局長から申し上げます。

○黒柳明君 ちよつと一言。もう一回読みます。よ。國際法の通念から言つて、個人的な脅迫によつて結ばれた条約は無効だと思ふ。そのとおりであると、こゝろいふ御答弁でございまして、

○政府委員(藤崎萬里君) 國際法の問題でございまして、外務省のほうから答弁したほうがよろしいかと思ひまして申し上げますが、いまの大平公述人の意見は、その裏には、國家間の關係で、かりに強國が小國に對して圧力を加えて結ばれた条約であつても、これはその効力に影響なし。た

だ、政府を代表する個人に對して脅迫なり何なりが加えられて結ばれた場合には、そうではない。そういう意味合いで言われたことだろうと思ひます。

○黒柳明君 いま總理が言ひました、伊藤博文のつたたは遺憾である、でありながら自由であり平等である、こんなことはちよつと矛盾じゃないかと思ひます。矛盾だと思ひますが、しからば、私が、自由であり平等であつたか、あるいは、個人的に脅迫を加えた場合には無効である、それであるならば、この日韓の条約は無効じゃないか、こゝろいふような感じをせざるを得ない。これはあくまでも旧条約を結ぶ背景におきまして、いろいろな過程です。これは衆議院におきまして、御存じのように、社会党の委員の方から、伊藤博文は皇帝を脅迫した事実がある、読み上げられました。このことに關しては、これは個人的脅迫であるかないか、どのような見解をおとりでしょうか。

○理事(草薙隆國君) 答弁はだれに。

○黒柳明君 法務大臣に、それから法制局。

○國務大臣(石井光次郎君) 条約局長に答へさせていただきます。

○黒柳明君 法務大臣にお願ひしたいと思ひますが、もうすでにこれは衆議院で発言されていることで……

○國務大臣(石井光次郎君) それは私の所管でございませぬ。

○黒柳明君 いや、私の所管じゃないと言ひますが、これは法的問題で、ただいま個人的な脅迫があつた、國際法上これは無効だと、こゝろおっしゃつた、それに関連した質問なんでございまして。

○政府委員(藤崎萬里君) ただいま御引用になりましたのは、伊藤博文が明治天皇に報告した文書というように聞こえましたが、実は、あれは韓国の皇帝との間の問答だと思ひます。これはしかし私を全文を記憶してありませんが、こゝろいふに説得したといふことで、個人的に何か身

に危害を加えるというふうなのが、國際法で申ししております代表が脅迫によつてといふことでございまして、まあ國力を背景にして強い説得を加えても、それによつて條約の効力に影響がある、そういうものではないのでございまして。

○黒柳明君 いまは身に危害を加へなかつた、こゝろいふことでございまして。身に危害を加へると、それと條約は無効になる、こゝろいふ結論でよろしいですか。

○政府委員(藤崎萬里君) そのとおりでございまして。

○黒柳明君 これは、あるいは御存じかも知れませんが、ちよつと時間が長くなつて申しわけございませんけれども、いまのことを明確にするために読みあげてみたいと思ひます。旧條約が結ばれる過程においてどのような事実があつたか、あくまでも伊藤博文は悪かつた、總理は言つております。悪かつた事實はここに出てゐるのです。身に危害を加へなければ——危害を加へてゐるのです。それに對しての外交文書、正式文書が幾多ございまして、それをいまこゝで読み上げたいと思ひますが、ちよつと長くなつて申しわけございませぬが、まず初めに閣議決定でございまして、これは「對韓施設綱領決定の件」、こゝろいふものがございまして、明治三十七年五月三十一日閣議決定になつた。これには、この日韓の保護條約に關する件、これは日本が韓国に對して外政を監督する、財政を監督する、こゝろいふ取りきめがございまして、これは長くなりますから省略しますが、こゝろ事實が書いてございまして。

その次は、「韓國保護確立の件」、これは明治三十八年四月八日閣議決定、これはちよつと読ましていただきたいと思います。「韓國ニ對スル施設ハ既定ノ方針ト計畫ニ基キ保護ノ實權ヲ掌握スルノ見地ヲ以テ漸次其歩ヲ進メ該國國防財政ノ實權ヲ我手ニ收攬シ同時ニ該國ノ外國ヲ我監督ノ下ニ置キ且ツ條約締結權ヲ制スルヲ得タリ思フニ前二國シテハ今後益々既得ノ地位ヲ鞏固ニシテ当初ノ目的ヲ貫徹スベク後者ニ至テモ亦素ヨリ將來

保護権ノ確立ニ向テ一大歩ヲ進メタルモノナルヲ疑ハス然リト雖モ由來韓國ノ外交ハ東洋禍源ノ伏在スル所ナルヲ以テ將來ニ於ケル紛争再発ノ端ヲ絶チ以テ帝國ノ自衛ヲ全フセンカ爲メニハ帝國ハ須ラク此際一歩ヲ進メテ韓國ニ對スル保護權ヲ確立シ該國ノ對外關係ヲ掌テ我ノ掌握ニ取メサルヘカラス而シテ之カ爲メニハ韓國政府ト左ノ趣旨ノ保護條約ヲ締結スルヲ要ス 第一、韓國ノ對外關係ハ全然帝國ニ於テ之ヲ担任シ在外韓國臣民ハ帝國ノ保護ニ歸スルコト 第二、韓國ハ直接ニ外國ト條約ヲ締結スルヲ得サルコト 第三、韓國ト列國トノ條約ノ実行ハ帝國ニ於テ其責ニ任スルコト云々と、要するに、これは保護條約を結ぶ前にすでに閣議決定がされていた結果、韓國の自由の意思で保護條約は結ばれたものじゃない、保護條約が結ばれる前に、明治三十八年四月には、閣議において、韓國は日本の配下にある、こういうようなことを述べている外交文書でございます。

さらに、それに対して、保護條約調印の経過についてもう一つ確かめてみますと、保護條約調印の経過は、先ほど言いましたそのうちの一つが衆議院で取り上げられました「伊藤特派大使御親翰奉呈始末」、これは韓國の皇帝に対して伊藤博文が脅迫した文書でございます。法律的には脅迫すれば――まあそういう文書でございます。それを裏づけるのがこにもう一つありますから、これは衆議院で取り上げられなかった文書でございます。これをまたお聞きいただきたいと思ひます。これは西四辻公亮「韓末外交秘話」、こういうような保護條約成立にあつた文書でございます。「明治三十八年二月九日午後六時南大門駅に着イテ伊藤特派大使一行ハ直ニソントックホテルニ投ジテ一先ツ旅装ヲ解イタ。スルト半島ノ上下ハ愈々事ノ重大化ヲ悟リ人心弥ガ上ニモ緊張シテ飛耳張目其成行ヲ觀望シテ居ルト其翌日韓帝ニ謁見シテ親書ヲ捧呈シテ伊藤侯ハ次ノ日カラ公使館ニ或ハ大觀望ニ大盛衰ヲ張ツテ朝野知名ノ士ヲ招クカト思フト時ニハ旗亭ヲ漁ツテ低酌高吟外交間

題ナド何処ニ風ガ吹クカノ態アル。世人ガハテナト狐ニツママレタ様ニ呆氣ニトラレテ居ルト俄然一五二ニナツテ再度ノ謁見ヲ乞ヒ重大ナル使命ヲ闕下ニ披露ス及ンダ。曰ク東亞將來ノ滋端ヲ杜絶セントスレバ兩國ノ結合ヲ一層鞏固ナラシムル要アリ。其爲メニハ韓國ノ外交ヲ日本ニ代ハリ行ハシムル事ガ刻下唯一ノ平和策アル。ツキテハ之ニ関スル新協約ヲ締結シタイト云フノガ其骨子デアッタ。韓國トシテハ予テ思ハザルニハアラザルモ愈々タルト流石ニ慌テフタメキ例ノ人ヲ以テ人ヲ制スル策ヲ執リ京城駐在各国公使ニ日本ノ提案ヲ阻止スベク稟願シタガステナク一蹴サレテ今ハ施ス術ナク一七日ノ御前會議トハナツタノデアアル。此日初メテ日本公使館ニ韓國團員ヲ招イテ商議シタ処爭論容易ニ決セズ遂ニ公使ト共ニ一同參内シテ御前會議ヲ開ク事ニナツタ。時ニ午後三時。林公使ハ會議中別室ニ在リテハ六段目ノ一文字屋ヨロシク其結果ヲ待受ケタ。然ルニ一方會議ニ於テハ各大臣トモニ吐息ヲ續言ノ連発デシメヤカナル事通夜ノ如ク、ハキハキセゼル事女ノ腐ツタ如クトウツ會議は夜ニ入ッタ。スルト大觀望ニ吉報ヲ待チアグンデ居タ二人侍ナラヌ伊藤侯ト長谷川大將ハ勘平ト御睦ノ口説ガ余リニヒマドルノニ業ヲ煮ヤシ小山憲兵隊長以下多數ノ憲兵警官ヲ引具シテ午後一時ト云フニ馬車ヲ飛バシテ王宮ヘドットバカリニ繰込シタ。而シテ宮内大臣李載克氏ヲ通ジテ拜謁ヲ願フト「朕ハ咽喉ヲ患ヒ謁見スル事ガ出来ヌカラ協約ノ事ハ各大臣ト協商妥弁セヨ」トノ御詔ガ降ッタ。其処デ伊藤侯ハツカツカト議場ニ這入リコミ全權委員ノ林公使ヲソツチノケニシテ鉛筆ヲ紙メナガ各大臣ノメンタルテスト初メタ。「何時マデ愚圖愚考ヘテ居タツテ増ノアツク話デハナシ唯今皇帝カラ余ニ各大臣ト協商セヨトノ勅諭ヲ賜ハツタカラ一人一人ニツキテ反対力賛成力ノ意見ヲ訊クカラ明答セラレタイ。第一ニ參政大臣ノ意見ハ……」スルト韓主局參政大臣ハ泣キ相ニナツテ絶対ニ反対ダト云ツタ「然ウカ ト伊藤侯ニ韓主局ト書イタ上ニ×ノ印ヲツケル。」「御次ハ 御次ハ朴有純外務

大臣デアル絶対反対デハナイカラ賛成ノ部ニ入ラレテ○印。其後ガ閣議締度支部大臣デ反対ノ×印。爾余ハ種々條件ヤ文句ガアツタガ結局全部賛成デ○印デ直ニ此旨ハ閣下ニ執奏セラレタ。各大臣中デハ李完用學部大臣ガ最モシツカリシタ理ノ通ツタ意見ヲ吐イテ並居ル大臣中一際勇振リヲ上ゲ伊藤侯ヲシテ感服セシメタ。其レハ兎ニ角コウシテ皇帝ノ聖斷暫ク待ツテ居ル間ニ突然韓參政大臣ガ声ヲ揚ゲテ莫号シダシ遂ニ別室ニ連レ出サレタ。此時伊藤侯ハ他ヲ顧ミテ「余リ駄々ヲ捏ネル様ダツタ殺ツテシマヘト大キナ声デ囁イタ。然ルニ愈々御裁可ガ出テ調印ノ段トナツタモ參政大臣ハ依然トシテ姿ヲ見セナイ。ソコデ誰カガ之ヲ訝カルト伊藤侯ハ吸ク様ニ殺ツタダロウ」ト澄シテ居ル。列席ノ閣僚中ニハ日本語ヲ解スル者ガ二、三人居テ之ヲ聞クト忽チ其隣ヘ其隣ヘト此事ヲ囁キ伝ヘテ調印ハ難ナクバタト終ツテシマツタ。擬テ調印ガ終ルト一同ハ乾盃ヲ奉ゲテ兩國ノ親厚ヲ祝シアヒ莫赤ナ眼ヲシテゾロゾロ退出シタガ其時己ニ東ノ空ハホノホト白ミカカツテ居タ。「こういう文章であります。長くなって申しわけございません。このことは、あくまでも、これは一西四辻公亮、そういう人が書いた「韓末外交秘話」であるから、これは証拠にならないじゃないかと、そういうようなことをおっしゃるかもしれないが、この裏づけとして、先ほどから何回も申しますように、總理がまた遺憾であつたとするこの伊藤博文公の「御親翰奉呈始末」、こういう文章が裏づけになって出てくるわけでございます。

さらにここにあげますと、幾多そういう暴徒を殺し、あるいは殺害し、弾圧した外交資料が、日韓ともども数多く出てございますが、あまり長く読み上げますと、皆さんに御迷惑おかけすると思ひます。こういうような事実があつた。こういうような事実を考へて、それで私はあえてこの條約を無効であるとか、そういうことは言いませんが、こういう事実はすべて認められておるわけですから、くだいようですが、總理も伊藤博文はう

まくないことをした、こういうわけですから。であるならば、道義上からも、隣國であつて親善の間柄を結ばなければならぬ朝鮮の人たち、そういうような人たちのことをもう一回考へ直して、あくまでも經濟協力、そういう一片の形にとどまらず、もつともと檢討して、賠償を払う、あるいは、それ相當なめんどろを見てやるというお考えがここからは出てこないものだろうか。總理は非常に感情もろい方のように察します。椎名外務大臣のことは聞いて、涙を流そう、こういうふうにおっしゃったのです。であるならば、この文章を読んで、ほんとうに腹の中では泣いているんじゃないか、こう思います。であるならば、たとへてできないことでも何とかしてやつていこうという意思ぐらひはあるのじゃないか、こう思ふわけでございます。その点のようにお感じでございますようか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 黒柳君は、もつと韓國に、條件を満たすように処置したらどうか、こういう御意見のようでございます。るるお話しになりましたが、最終的にはそういう――私は、今回の日韓の條約並びに諸協定にいたしましたも、國民の一部から反對を受けておりますのは、譲り過ぎたのじゃないか、政府の軟弱外交がかような情勢を來たしているのじゃないか、こういうつて実はしかられておるのであります。韓國におきまして、この條約に反對する者、この協定に反對する者の中には、韓國政府が譲り過ぎたのじゃないか、こういうような意見はしばしばあつたやうであります。私どもは、今日まで、これが相互の互譲の結果と認め上げた條約だ、したがって、他の表現をするならば、これは妥協の所産だ、こうまで実は申し上げておるのであります。そういう意味で黒柳君は公明堂を代表して、もつと譲れ、もつと金を出せ、こういうお話であるかのようによいも聞いたのでございますが、ただいま私どもは國民からいろいろの激勵もされておるところがあるのであります。ただいまちやうどいとおつたところで互譲ででき上がったこの條約、双方が最終的に意見の

一致を見て調印を見たこの条約でございますので、たたいまは韓国のはうで承認を経た今日でございますから、私どもも、国際信義から見まして、できるだけ早くこのままでも承認をいただきたい、かように思つて皆さん方にお願ひしておるような次第でございます。

○黒柳明君 私は、それに対してまた突つ込んでいこうという気もございませんが、もう一つ、あくまでもこの日韓の旧条約、日韓の關係というものは、總理がおっしゃったように平等でも自由でもなかった、こゝういふ事実、これをもう一つ読み上げてみたいと思います。これは非常におもしろい文章でございます。関妃殺害事件、これも外交文書でございます。この文書はあつたかとうしろのほうで話がありましたが一 お声がありましたしたが、あつたのです。昔のことだからない……、それは正式な外交文書でございます。ですから、よくお聞きになっていただきたいと思ひます。(資料で配つてあるじゃないか」と呼ぶ者あり) 読まない人がいると思ひますので一応お聞きいただきたい。

「末松法制局長官宛石塚英藏書簡」、石塚さんとい
うのは、韓国政府顧問であった石塚さんでござ
います。その人が独立運動の先鋒であった朝鮮の
王妃である閔妃という女王を殺した、そういう経
過があるわけでございます。

第一、発端 第二、名義 第三、謀議者 第四、
実行者、こういふふうに出ておりますが、こゝでは明らかにこの関犯を殺害した、こういふ過程がこの第四番目の実行者というところに出ております。念のため、読んでない人がいると思いますから。「此荒仕事之実行者ハ訓練隊ノ外守備兵ノ後援アリ尚ホ守備兵ノ外ニ日本人二十名弱アリ熊本人多数ヲ占ム中ニ新聞記者数名又医師商人モアリ随テ洋装和装相混セリ岡本ハ大院君ト同時入城シ実行ノ任ニ当レリ守備隊ノ將校兵卒ハ四門警備ニ止マラス門内ニ侵入セリ殊ニ弥次馬連ハ深く内部ニ入込ミ王妃ヲ引キ出シ二三ヶ処刃傷ニ及ビ且ツ裸体トシ局部検査ヲ為シ最後ニ油ヲ注ギ焼失セル

等誠ニ之ヲ筆ニスルニ忍ヒサルナリ其他宮内大臣ハ頗ル慘酷ナル方法ヲ以テ殺害シタリト云フ右ハ士官モ手伝ヘタルトモ主トシテ兵士外日本人の所為ニ係ルモノ、如シ大凡三時間余ヲ費シテ右の荒仕事ヲ了シタル後右日本人ハ短銃又ハ刀劍ヲ手ニシ徐々トシテ光化門ヲ出テ群衆ノ中ヲ通り抜ケタ

り時已ニ八時過ニテ王城前ノ広小路ハ人ヲ以テ充塞セリ、このように、このことはまあこれは日韓保護条約、併合条約の前でございます。あくまでもそういう独立運動の先頭に立つた韓国の王妃を殺害している、と、こういう事実過程を通して、七十幾つの旧条約が結ばれている。これは幾ら総理が平等で対等でと言ったところで、この事實は決してこれはくつがえされるものじゃない。総理も、伊藤博文の悪いことは認めております。権名外相も、過去にやってきたことは悪かった、こう認めております。であるならば、この事實も当然認めなければならぬ事実である。これはあくまでも総理のお考えはどうかわかりません。私はそういうふうな意見を持っておりますが、いままで総合して、いろいろ長時間にわたって読んでまいりま

したですが、そのことを全部ひくるめて、總理のお考えをお伺いしたいと思っています。

○国務大臣(佐藤榮作君) 冒頭にお答えいたしましたように、日韓関係には過去の不幸な歴史がございます。これらにつきまして十分反省もし、そ

うして過去を清算して私どもは明日に希望を抱く、このことでただいま親善友好の關係を樹立する、そうして最善の努力を払つて繁榮への道を、韓國の繁榮への道をひとつたどりたいたい、かように思います。

○黒柳明君　あと一、二問でございます。

文部大臣にお伺いしたいと思いますが、先日、韓國の獨立運動は妥当であつた、このようにおっしゃいましたが、この日韓併合条約後に數多くの暴徒が起り、それに対して彈圧が行なわれております。こうなりますと、文部大臣が言つた、獨立運動は妥当であると、これはちよつと矛盾があるのではないか、こう思うわけでございませう。

す。いかがでございますようか。

○国務大臣(中村梅吉君) お答えいたします。

過去における韓国内における独立運動というものについては、その際も、前提として申し上げましたように、見方によつていろいろな議論は成り立つと思ふのであります。ただその後、国連にお

いて植民地の独立等に関する宣言がございましたが、わが国もこれを賛成いたしておりますから、今日の段階においては、われわれとしては妥当なものと考えますと、こゝお答えを申し上げますので、現在もさうように考えております。

○黒柳明君　ちよつと矛盾があると思いますが、時間がございませんで、最後に、国連の問題について一つお伺いします。

昨日佐藤総理は、曾祿委員の質問に答へまして、基本条約の国連憲章の原則による協力は、ソ連の場合と同じだ、このようにおっしゃっております。また、十月二十七日の衆議院でも、同じことをおっしゃっておるやうに記憶しておりますが、ソ連、ポーランド、チェユの場合と同じである、こういうふうにおっしゃっておると思うのです。ところが、私が本会議において権名外務大臣に、国連協力の原則とは何であるかと、こう質問しましたとき、外務大臣は、第二条、七項目を取り上げてそれで説明いただいたと思うのです。そうしますと、この総理がおっしゃった基本条約、

國連憲章の原則は、ソ連、ポーランド、チェコと同じだ、権名外相がおっしゃったのとちよつと矛盾があるのじゃないかと、こういうふうに思うわけです。それはソ連、チェコ、ポーランドの対日の、日ソ、日本とポーランド、日本とチェコの条約を見ますと、國連憲章第二條の七項目を引かれておりませんで、第三項と第四項だけしか条文には出ておりません。國連憲章のほうは、日韓のほうは、國連憲章第二條七項目全部引用してあります。その点についてお伺いいたします。

○國務大臣（佐藤榮作君） このお話の要点は、國連協力だと思ひます。軍事協力まであるのではないかという点で、いやそうじゃございません、と

いう、それはティピカルな例として、ソ連ともこういうような条約を結んでおります。したがって、軍事的な問題のないことは、ソ連との条約でもおわかりでしょう、こういう意味の話をいたしましたのであります。しかし、昨日さらに、この点では詳細に条約局長からお答えをいたしましたのであります。

で、この機会にも重ねて条約局長から、詳しく聞
きたいのなところを説明させたいと思います。

○政府委員（藤崎萬里君） ソ連との日ソ共同宣言
の場合には、国連憲章第二条に掲げる、なかなん
すの次の原則を指針とすべきことを確認するとござ

いまして、ポトランド、チェコの場合には、「なかなかずく」のかわりに「特に」となっておりますが、これはその三項と四項を強調するということ

でございます。そういう意味でございますて、限定するといふようなことをだれか公述人が申したやうでございますが、そういう意味の日本語じゃないわけでございます。したがしまして、この七原則は、全部これに適合して行動しなければならぬ。これは、これらの共同宣言、協定の解釈、文理解釈としてもそうなりますし、また、国連加盟国であります以上は、国連憲章の原則を、俗なことばで恐縮でございますが、つまみ食いするやうなことはできないはずでございますて、その点は法律論、具体的なことを言つておつたやうな人がおるやうでございますが、全然見当違いの議論

だと思ひます。

○黒柳明君 以上、ありがとうございました。

○理事(草葉隆圓君) 黒柳君の質疑は終了いたしました。

六時三十分まで休憩いたします。

午後五時五十七分休憩

午後六時四十四分開会

○委員長(寺尾豊君) これより特別委員会を再開いたします。

日韓基本関係条約等の承認を求める案件及び関係国内法案の四案件を一括して議題とし、休憩前

に引き続き質疑を行ないます。岩間正男君。
○岩間正男君 私は、日本共産党を代表して、若干の質問をします。

質問に入るに先立ってまず明らかにしたいことは、わが党の本案件に対する態度並びに審議にあつた態度についてであります。

まず第一に、本案件は不当であり無効であります。去る十一月六日の衆議院における日韓特別委員会並びに十一月十二日の本会議における自民党のたび重なる暴挙は、絶対にわれわれの承認できないこととあります。これは完全に議會制民主主義をじゅうりんし、一党独裁による自衛行為であると云わざるを得ません。単にわれわれがこれを糾弾しているだけでなく、今日では日韓条約に賛成の人々を含めて、広範な国民がこれを非難してやまないものであります。六日の特別委員会、自民党は、理事会における事前の合意を完全に無視し、突如として一方的に強行採決を策しました。これは国会史上かつて例を見ない暴挙であります。与党といひ、野党といひても、立場の相違はありながら、お互いの協約を重んじてこそ、初めて国会の運営が成り立つのであります。これはそのための最も基本的な原則であります。しかも、一方的にこれをじゅうりんしてはばからないうとすれば、すでに共通の場は失われ、土台は根本から破壊されたのであって、今後何をたよりとして国会を運営しようとするのでしょうか。

さらに、十二日の本会議においては、衆議院船田議長は、わずかに四十秒足らずの一方的宣言で、かつて日程を変更して、継続中の先議案件である法相不信任案をあと回しにし、次いで国会法第五十三条に基づき委員長報告を省略し、討論の余地も与えず、一挙に日韓一括案件を採決したと称しているものであります。これは過日の当委員会でも追及されて明らかになったように、法規慣例を無視し、みずからの機能と職責を放棄した、議長としてあるまじき暴挙であります。これは国会の否認であり、民主主義への挑戦であります。われわれは絶対にこれを承認しないのみか、国民にと

もにその不当、無効を糾弾し続けるであります。

そこで私は、佐藤総理にお伺いしたい。総理はこれに對して一体どのような責任を感じてられるのか、総理はこの前の委員会、十二日の暴挙については、事前に何ら知らなかったということをおっしゃる。現にこの議場で答弁されたことを言われました。あなたとは与党の総裁です。最大多数を占める自民党の総裁です。自民党は、最高責任者が何らの承認もないうちにこういふことをかつてにやる、そういうことが許されているのか、自民党というものは、そういう統制のない放つた党なのか。この点についてあなたはどういう見解を持つか。それから、あなたは知らないと言っているが、これは知らないでは済まされないと知らないうちで承知しませんでした。もし知らないことは絶対にできないのであります。さうにあなたは、あのような暴挙は遺憾であるといふことを、この前の委員会でも申しました。遺憾である、知らないうちに遺憾なことが行なわれた、これに對してどういふ責任を感じ、その責任をとろうとされるか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

衆議院特別委員会並びに去る十二日の本会議の議決、これらはいずれも、国会におきまして異例のことでございまして、そういう意味で私は、私が総理であると同時に自民党の総裁であるという立場から、十分責任を感じておる次第であります。先ほどもお答えをいたしましたのでありますが、今日私どもが最も意を用いたなければならぬことは、これは民主政治の確立並びにその前進、同時に、議會政治、議會制度、これをどういふ形で守り抜くかということに尽きると思ひます。わが国の国会審議におきまして、重要問題が過去におきまして、しばしばかような異例な議決、採決方法をとられた。ことに外交の問題につきましては、しばしばかようなことが繰り返されて

おります。この点は、私、まことにわが国の政治のために惜しむ、いたむ、まことに悲しい事柄だ、かように思ひます。私どもが民主政治を守り、議會政治を貫く、これには基本的に法規慣例を守り、ただいま言われたようにそのことも必要でございます。しかし、同時にまた多数決の原理をはつきり守り抜く、こういうことでなければ、いわゆる民主政治の前進はなかなか期せられない、かように私は思ふのであります。こういふ意味におきまして、私が知らなかつたからと、かように申しまして、責任を免れようとしておるわけではございません。私が知らないということが、自民党としてはまことに統制のとれないことだ、かような言い方でもありますが、私は政府の首班として、党の運営、国会の運営等につきましまして、私の代理で副総裁あるいは幹事長等がそれぞれ担当しておるのであります。そういう点で最終的にこういふ議案を成立させ、あるいは承認を求め、こういふことについての十分の連携はこれでおきますが、しかし、どういふ方法によりこれを成立させようか、これにつきましましては、一々私は相談を受けておるわけではございません。自由民主党は、統制のとれない党ではございません。自由民主党は、統制のとれない党ではございません。

また、私が総理であつて総裁の責任を免れる、こ

ういふ立場ではもちろんございせん。私は総理としてまたまた総裁として、今日は民主政治を貫

き、民主政治を前進させることこそ、私どもに課せ

られた重大なる責任だと、かように思ひますので、

その課題をはたしていきたいと思います。これにはもちろ

ん、私自身の多数党を率いる総裁としての責任も

ございまして、野党諸君の御協力もぜひ願ひなけ

ればならない、民主政治を守る、そして前進さ

す、こういふ意味で各党各派とも御協力を得たい

と思ひます。

○岩間正男君 多くについて語られたけれども、

巧言必ずしも実がありません。この前からの答弁

を聞いておきまして、責任をどのようにならうか

という具体的な方策については、何ら語られない

しかも、何か他を顧みてものを言つておるやうな

そらざらしさを感じる、だから、この事態を私は真剣に反省するならば、やはり佐藤内閣はどのような処置をするのか、それは内閣を辞任するということもあるだろうし、さらに、このやうな国会について、解散をするという事態もあるだろう、それについてはどう考えるのでございせんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 皆さんの協力を得て、

りっぱな民主政治を、また、りっぱな議會運営をここに打ち立てたい、かように思ひます。

○岩間正男君 大もとを正して、みずからを正して、さらに全体を正すことができるのです。その点ではなほ不十分な御答弁だと思ひます。

次に、私はつくづく思ひに、このやうな不当不法をあえてせざるを得ないところにこそ、実は日韓条約そのものの本質があつたのだ、こ

ういふふりにはつきり言へると思ひます。本委員会の審議によつて、すでにその一端が明らかにされてい

るうちに、日韓条約は反人民的、反民族的な戦争と侵略のための条約であります。その全貌が明らか

になればなるほど、絶対に国民の承認することのできな

い条約であります。その正体があはれることをおそれればこそ、政府、自民党は、審議半

ばにして審議を打ち切り、急遽不法な強行採決を策したのであります。しかも、かかる無謀な行動

は、国会のルールを完全にじゅうりんし、国会の運営を中断し、その機能を麻痺させているのであ

ります。現在二十日にわたる空白という、今日の国会の現状が何よりもこれを証明しているのでは

ありませんか。これは明らかにファシズムに道を

開くことであり、その狂った姿は、そのまゝいま

參議院に持ち込まれております。本院の目下の運

営が何よりも雄弁にそれを物語つてゐると思ひ

ますが、本会議並びに本委員会における数次の議

議日程一つさきめかねてゐるこの現状はどうで

すか。質疑者の質疑は、社会党六人、公明党が一

人、第二院クラブが一人まだ終了して、いなか

て、舞台裏では一触即発、審議打ち切りがたくらまれていたのが現状ではないですか。佐藤さん笑っておられるけれども、どうなんですか。このように、あいくちを擬すにひとしい状態の中での審議が一体許されるだろうか。国民の反対は日増しにつのるばかりであります。われわれは広範な国民に責任をもつて日韓条約の本質を余すところなく明らかにし、その徹底的な国民の批判を仰ぐことがわれわれ議員の当然のつとめであると思います。

私はこのような意味で、最近新聞、ラジオなどの伝えるところによると、何か早急にこの委員会を打ち切るような、そのような情勢が刻々に報じられております。私はこういう点で、あなたは同時に自民党の總裁でありますから、当然この審議を十二分に尽くすという保証を確保すべきだと思います。いかがでございますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 委員会の運営等は、皆さまの良識で御相談の上やうにいたしたいと思います。かように思います。ただいまいろいろお話がございましたが、ただいまの御説になりますと、私と実はよほど懸隔のあるお話になるのであります。御承知のように、私どもは慎重審議、これをお願いし、そういう意味で御協力申し上げておると思ひますが、共産党の方も最終的には、やはり多数決の原理に従うていただく。これが民主政治の最終的な決定方法である。このことだけお忘れのないようをお願いしたいと思ひます。

○岩間正男君 参議院の打ち切りというのを伝えられていますが、總裁は知っているのかどうか、こういうことをあなたは一党の總裁として、まだ知らなかったなどというはおかひりすることはできません。この点をはつきりしておきたいと思ひます。私は以上の結論をあげて、さらに本論に入りますが、私は時間の制限が非常にされております。そういう中から、かいつまんでこれは質問したいと思ひます。

佐藤總理は、日韓条約は何ら軍事的目的を持たないということを、事ごとに強弁しておりますが、ただ一方にそれについているだけです。それは何らそれを裏づける論拠というものは明らかにされてない。これでは国民は絶対に納得できないと思ひます。そこで私は、その当否を明らかにするために、まず、現在アメリカのアジア侵略の中に組み込まれている日本と韓国の軍事的地位並びに軍事的協力関係、軍事的交流などの実態を究明することが必要であると考えます。

そこで、率直にまずお聞きしますが、第一に、アメリカの第五空軍、つまり日本の板付、横田、さらに沖縄、韓国、フィリピンなどをその指揮下に置いてこの第五空軍の司令部はどこにありますが、現在、總理御存じでしょうか。

○国務大臣(松野頼三君) 第五空軍は在日米軍にあります。

○岩間正男君 もう一回言つて下さい。わからないうです。

○国務大臣(松野頼三君) 第五空軍は在日米軍の第五空軍でございます。

○岩間正男君 その司令部がどこにあるかと聞いているのです。

○国務大臣(松野頼三君) 在日米軍の司令部は府中でございます。

○岩間正男君 そう言はいい。それでは、府中にあることを確認する。第二は、在韓連軍の後方司令部、これはどこにありますか。もう一つ続いて、さらに米、英、カナダ、フランス、オーストラリア、トルコ、タイなど七カ国の国連軍代表は現在どこにいますか。

○国務大臣(松野頼三君) それは私の所管ではございません。

○岩間正男君 所管ということはないでしょう。あなたはこれを知らない。

○政府委員(安川壯君) 国連軍司令官は在韓の米軍司令官が兼ねておられるわけでございます。それから日本には座間に小規模の連絡部隊と申しますか、がございまして、約人数は五十人程度だと思ひます。

○岩間正男君 米軍の軍人のほかに——これは米軍の中佐を長とする小部隊でございますが、約半数は米軍の軍人で、あと国連軍に加盟しました国の連絡部隊が若干名勤務しております。

○岩間正男君 それからもう一つ答弁漏れがありますよ。国連軍の七カ国の代表はどこにいますか。

○政府委員(安川壯君) 国連軍の代表は、その日本におります。国連軍の連絡部隊は、いま申し上げましたように座間にあります。小部隊に配属されております。そのほか若干の国は在日大使館の武官がその連絡部隊を兼ねておると承知しております。しかし、どの国がどうなっているか、細部は承知しておりません。

○岩間正男君 在韓連軍の後方司令部は座間、それから国連軍の七カ国の代表はやはり座間その他東京にいる、これはいまの答弁で明らかであります。

第三にお聞きします。在日米軍の陸上部隊の司令部、これは日本にありますか、それとも韓国にありますか。

○国務大臣(松野頼三君) 在日米軍の司令部は日本にございます。

○岩間正男君 日本のどこですか。

○国務大臣(松野頼三君) 日本の座間でございます。

○岩間正男君 それは先ほど話があったが、実際は韓国の釜山にある。どうなんですか。大部分がもう向こうに行っている。

第四にお聞きします。アジア全域に出動している第七艦隊の司令部はどこにあるか。

○政府委員(島田豊君) 第七艦隊の司令部は第七艦隊の旗艦にございます。

○岩間正男君 どこにあるか。

○政府委員(島田豊君) 旗艦。船でございます。

○岩間正男君 どこにあるか、司令部は。

○政府委員(島田豊君) これは動いております。

○岩間正男君 そういふばかな話は——これははつきり横須賀にあるでしょう。こういう点をあなたたちは茶化して答弁しちやいけませんよ。こ

ういう実態、いまあげたこれらの例だけをみましても、どうですか、日韓両国はアメリカ軍によって一体のものとされているというこの実態がわかるわけです。また韓国の軍用機や艦艇が国連軍用の名目で日本の工場で修理されていることも周知の事実です。これは先ほど防衛庁長官逃げました。私は知りません、私の関係でない、通産省の関係だ、しかしそんなことはこれはおかしいと思ひます。あなたは安保協議委員会の同時に構成メンバーになっている。これはあとでお聞きしますけれども、ちゃんと安保協議委員会の決定の中にこのことは明らかにされておる。そんなことはあなた後任の防衛庁長官として当然ですよ。こんなものは引き継ぎを受けなくちゃならない。知らないなどと言って先ほど伊藤委員に答えたけれども、私は閣連を取つたのですが取れなかったが、いまははつきりしておきます。そういうことは許されません。このような事実、私があげましたこのような事実、ただこれだけの事実からみても、この日韓条約が軍事的なつながりを深めるためのものであるということが言えると思ひます。そういうものでないということはどうして言えますか。このような環境に立つて、いま結ばれようとする日韓条約を検討しなければならぬ。この点でございます。これは總理にお聞きします。

○国務大臣(松野頼三君) 多少岩間委員の御指摘が事実と反しておりますので、總理の答弁の前に事実だけを申し上げます。先ほどの飛行機の修繕は、最近ずっとしております。岩間委員は、何かもうずっと前に一時小牧で修繕したというのを永続的にお考えのように思ひますが、その後ずっとやっております。一時、ほんとの一時に……。

○岩間正男君 その資料を出してください。

○国務大臣(松野頼三君) 航空機を出したこと、それ以外にはございませんので、資料は出すよりも、資料がないのですから、修繕してないのですから、資料もございません。

○国務大臣(佐藤榮作君) 岩間君はいろいろパツクグラウンドがどうかとか、背景がどうと

か言ってお調べになっていらつしやるようです
が、どうか条約は書いてあるとおりをひとつら
んくください。また協定も明文化されておると
なり。その書いてあること以外、いわゆる頭の非
常にいい方にしても、どうしてもみんなが納得
いたしません。書いてあることで、その範囲で解
釈していただければ、ただいまのような軍事的な意図
のないこと、これは非常にはつきりしておりま
す。どうかよろしく願います。

○岩間正男君 いい答弁をされました。条約は書
いてあるとおりで、これはお忘れなく。あとでや
ります。

次にお伺いしますが、さらに一九六二年八月の
日米安保協議委員会では、日韓協力についての秘
密取りきめがなされているはずで、その内容に
ついて、これは外務大臣からお聞きしたい。ある
いは防衛庁長官でもいい。

○政府委員(安川社) 協議委員会で日韓協力を
関する秘密協定というようなのは全然存在して
おりません。

○岩間正男君 あなたたちはそんなことを言っ
てますが、これはもうほとんど周知の事実でし
ょう。先ほどこれに類した質問が伊藤委員からな
されました。これは五項目からなっている。この
五項目というのは、第一に防衛駐在官のソウルへ
の常駐と自衛官の韓国軍の交換視察、第二が韓国
軍航空機、艦艇の日本での修理、補給、第三が韓
国軍人の日本への留学、パイロットの養成、第四
がパッジ・システムによる日韓台の航空共同作
戦、第五が対馬海峡の共同封鎖、こういうことが
取りきめられておるはずで、で、この条項に
従っていろいろ実際の具体的な施策がその後なさ
れておると思いますが、この点お伺いしたいと思
います。

○国務大臣(椎名悦三郎君) どこからそういう根
拠をつかんでこられたのか、全くそれは事実と反
しておりました。さうなことはございせん。
これは特別に私は強調しておきます。捏造です、
それは。

○岩間正男君 それは、その後の施策を見れば
はつきりこれはしているです。そういうことは
ないというふうなことを言っても、もともと、あ
なたは六十二年には外務大臣やっていたのだから
ら。そうでしょう。そういうような体制の中で、
私はお聞きしたいのだが、この防衛駐在官のソウ
ル派遣の問題ですが、一体防衛駐在官を、日韓条
約が批准される、そういう事態がくれば、これは
派遣するんですか、どうなんですか。どう考
える。

○国務大臣(松野頼三君) ただいままで十カ国
に、防衛駐在官はソ連、西ドイツ、イギリス、フ
ランス、トルコ、十カ国派遣しております。それ
はお互い当然のこれは交換でございます。韓国の
場合はまだそこまで考えておりません。

○岩間正男君 今後派遣しないというわけじゃな
いでしょう。派遣することはあり得る。

○国務大臣(松野頼三君) まだそこまで考えてお
りません。

○岩間正男君 この防衛駐在官というのは何をや
るのです。どうも任務がはなはだ明らかでない。
いつでも覆面しているようなものだ。どうい
うのだ。

○国務大臣(松野頼三君) 世界中お互いに、自分
の国の独立と平和を守るために各駐在官というの
を交換して、そうして世界の平和と世界の軍事情
勢というのを交換し合うという事は、これは平
和の非常に重要なことだと私は思います。その意
味では平和的なこれは働きをするものだと思
います。

○岩間正男君 平和的だというふうな話ですけれ
ども、あなたのこれは部下になるのではありません
な。防衛庁統轄会議事務局長吉江陸将は、日韓条約が
調印された本年六月二十二日、次のように語って
いる。「日韓国交が正常化されれば防衛駐在官が
おかれることになり、北朝鮮の軍事情勢がよくわ
かるようになる、こういうことですね。そうす
ると、防衛駐在官の任務の一つの中に、これは韓
国に派遣されるとすると、北朝鮮側の軍事偵察を
やる、それが一つの任務になるということがこの

吉江陸将の談話からわかると思うのですが、これ
はいかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) 駐在官は一人ござい
ますから、そんなに偵察したりする能力も機能も
ございせん。どこの国でもお互いの軍勢力とい
うものをお互いに信じて、そうして平和を守
ろうというのが駐在官の任務ですから、一人でそ
んなに歩くほどの能力もなければ、大使館の中
におるだけであります。まことにそんなことは
現実にはあり得ないことでございます。

○岩間正男君 一人はそういう名前のものかもしれ
ないけれども、それに付属したり、随員団が行く
でしょう。そういうことをあなた、まるで子供み
たいな答弁をしたのでございせん。なりたてだか
らわからない。けしからん、問題にならぬ。

その次に、これは先ほど答弁あったと思いま
すが、第二に、現在、韓国から日本の防衛大学そ
の他の幹部学校にこれは何人留学生が来ているの
ですか。

○国務大臣(松野頼三君) 政府委員から答弁させ
ます。

なお、駐在官はほんとうにたった一人でござい
ます。

○政府委員(奥戸基男君) お答えいたします。韓
国人の留学あるいは受託教育、そういう事実はい
ままでございせん。

○岩間正男君 しかし、ちゃんと受け入れ態勢は
とっているでしょう。韓国軍からはないとして
も、受け入れ態勢はとっているでしょう。その証
拠は歴然たるものがあるのじゃないですか。

○国務大臣(松野頼三君) 受け入れ態勢と、そん
なものはほんとうにございせん。ほんとうにこ
ざいせん。

なお、その随員も一人も行かないのですから、
世界中駐在武官は、日本では一人しか行っており
ません。ほとんどそのとおりでございます。した
がつて、受け入れ態勢をとる必要もなければ、
とつてもありません。そんなに多人数を予想する
こともありませんので。

○岩間正男君 昨年自衛隊法を改正したじやない
ですか。その中で、はつきり今度は外国人を入れる
と、そういうなを、法的措置をやったはずで
ね。これは事実でしょう。

○国務大臣(松野頼三君) それはタイ国とフィリ
ピンから一名ずつの受託学生を受けましたので、
その分だけの態勢でございせん。

○岩間正男君 なぜ外国人をやったのですか。タ
イと韓国、いや、台湾と言った方がいいじやない
ですか。外国人だからそれはいつでも受け入れる
ことができる、そういう態勢をすでにとっている
という事は歴然としています。昨年のこれは
幕でしょう。これに対して自衛隊法の改正でずい
ぶん願いだ問題だ、記憶にまだ新たな問題があ
るのです。

その次、それから日本のパッジ・システムにつ
いてだ伊藤委員からこれは質問がございま
した。これが完了すれば、当然これは共同防衛体制
を強化される。これは明白だと思えます。そして
またそのことは、はつきり先ほどこれは秘密取
りきめの中でもないわけておる。ずいぶんあなた
さっきいろいろこれについて弁解をつとめられま
した。私わきにおいて聞いておりました。九州
に、それから日本海にも、そして網の目のように
張る。しかし、これは韓国との共同体制はとらな
い、そのこと一言だけを盛んに言っておりました。
た。そういう点ではなかなか納得できない現実の
進行状態になっておると思う。

さらにもう一つお聞きしたいのは、対馬海峡の
日韓両国による共同封鎖作戦、これはもうすでに
日本の戦略が変ったはずで、四年前に変わっ
たはずで、北方中心から南方のほうに、西のほう
に移動したはずで、そうして十三カ師団にあ
れを改編する。それは何かといったら、まさにこ
れは韓国釜山に赤旗が立つ、こういう事態から
日本を守らなければならぬ。一方で盛んにそのこ
とが宣伝された。そういう態勢の中で、御承知の
ように西辺を重視する、そのような戦略にこれは
変わってきたわけですから、それと前後して対馬海峡

におけるところのあの封鎖作戦が行なわれたはずでしょう。どうなんですか。

○国務大臣(松野頼三君) 岩間委員の作戦のお話は、私が承知している作戦の話とは非常に違っています。封鎖するというのは、封鎖作戦などというものはまだ私のほうは、訓練はいたしません。あるいは岩間委員の言われる封鎖作戦というものは現実にはどういふものか存じませんが、何もあそこを封鎖しておるとか封鎖したとかいうことはございませぬし、そんなものを私たちはやっておりません。

なお、パージ・システムというものはそういう制度のものではないということを明確に申し上げます。パージ・システムというものは、日本の防空、対空飛行機でなければつけれないものなんです。機械がそれ以外には流用ができないんです。これは私は明らかに、いずれそのときにお明らかなにいたしますけれども、パージというものはそういうものなんです。これをよそにつけるとか、よそに移動するということとはできません。飛行機と日本の地上と同じ機械と同じ電波でなければ防空というものはできないです。したがって、よその国にこの制度が流用されるなどということとはできない。それがパージ・システムの特徴なんです。方々混乱しないようにするのがパージ・システムの特徴なんです。それには日本の防空網、日本の防空というものにしかつけれないところにパージの特徴がある。どこにもこれが流用されるなら、国の防衛というものはかえって不安なものなんです。それがパージ・システムなんだ。これは明確に私はお答えしておきます。

○岩間正男君 ここであなたとそういう議論をすれば時間がかかるわけですから、各国にそういうものをつくっておいてそれを統一する、それを米軍がやっているのではありませんか。そういう議論をして、いかにもそこだけに限定してやっているようなそんな作戦じゃないでしょう。いまアジアの情勢を見たって、それからあとでもっと質問をしますけれども、全体の一体アメリカの戦略構

想はそんなものじゃないでしょう。そういうような、まるで子供だましみたいな答弁でこういうところをごまかしてはだめだと思えます。

私は以上のような問題、これは簡単に——たくさんありますけれども、時間の関係から四点を指摘したわけなんです。まさにこれは日韓共同の防衛構想じゃないか。これは完全にまだできておるとは言えませんが、これらの秘密取りがなされた一九六二年という年を私たちは振り返って見ますと、これはケネディの中国封じ込め作戦が決定されたその翌年に当たります。そうして自民党池田内閣はその協力を約束させられた。アメリカからはギルバトリック国防次官補が、しばしば日韓の両国を訪れ、当時それらの示唆指導により三矢作戦がそのあとでつくられました。いわゆる第二次朝鮮戦争を想定しての戦略構想が持たれ、そのための日韓の緊密な提携が緊急不可欠の要件となったのです。もちろん、これらの機構はその一部は実行に移されたが、その機構は完成されていない。その障害は何よりも日韓の国交の未解決にあった。いま日韓条約の批准によって一挙にこれらの障壁を取り払い、日韓の軍事提携を推進強化する、それが日韓条約の大きなねらいであり、それをアメリカが陰で推進している。私はこういう点をからもう一つ申し立てしているから申し上げたい点があります。それはほかでもない、三矢作戦なんです。この三矢作戦について、政府はいまだに国会に資料を提出していない。提出していないというところは、提出することのできない重大性を持つていふところの文書であるということは何よりも明らかに物語っております。その中のしばしば国会でも問題になった韓国情勢の推移に伴う国策要綱という一項がございます。これはまさに、この三矢作戦の一つの眼目ともいふべきものです。そうしてその中に、韓国で緊迫した状態が起り、日本がこういふ態勢に備えるために非常事態体制、緊急な作戦体制をとらなければならぬ。そうしてそのために、六項目の取りきめがなされているはず、——国策要綱の六つです。日米安全

保障条約の適切な運営、それから自衛隊の態勢を強化する、侵略に備えるためにその能力を強化する。それから警察等治安関係機関の能力を強化すること、民防態勢を整備する。国内の防衛意識を高揚し、国内革命勢力を排除し、前三、四項目と相まって国民一体の防衛態勢を確立する。心理活動を強化する——六がそうなっている。そうしてしかも、それらの五項目の一番要頭、つまり国策要綱の一番冒頭の第一項目に書いているのは、韓国との国交を回復するという条項なんだ。何よりもこのことは、私は今度の日韓条約の締結というものが、まさに軍事的な、このようなもの、三矢作戦の中に書かれておるといふことは、重大な性格を持つておると思ふのであります。私はそういう点から、先ほどの日米安保協議委員会の取りきめの問題、この三矢作戦、こういうような軍事的な側面というものを、なぜ一体、政府は明らかにしないのか。この点について、総理はどのような一見理解を持たれるか。私は具体的な事実をあげていふのでありますから、このような具体的な事実について御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) 三矢問題については、すでに衆議院で十数回審議をいたしました。もちろん研究過程でございまして、資料を出すようなものでもございせん。また、おっしゃるような、私も安保委員でございまして、現実にはそういうふうな動きをしたことは、一ぺんもございせん。ただ岩間委員のおっしゃることは、私も「アカハタ」紙上において拝見したことがございまして、そのことについては十分注意はしておりますが、現実にはそんなものは一つもございせん。

事実をございせん。治安出動訓練をいたしたことはございせん。こういうことを言っている。だから、十一月六日の衆議院のあの日韓特別委員会が再開されれば、おそらく横路君は、この問題を追及するはずだったわけなんです。これは私も知らせてやりました。こういう問題について、全くあなたをそをわづらっているでしょう。だから、そういう事態だから信用できないといわれたって——一事が万事とは言いませんよ、しかし、そういう事態は、これはどうするんだ、一体。

○国務大臣(松野頼三君) 参議院の決算委員会での質問と横路委員の質問とは違ふんです。横路委員の質問は、デモ対策について訓練をしておるか。——いたしておりません。参議院のほうでは、治安行動について訓練をしておるか。——これは自衛隊の職務規程にございまして、いたしております。質問が違ふんです、それは。質問が違ひますから、答えも違ひのはあたりまえです。それをこの際、私を信用していただく意味で明確に私は話しておきます。

○岩間正男君 私は、ちゃんと速記録を読んでいるんですから、そういう何を言っているわけせんよ。それからあの問題も、島田防衛局長と穴戸教育局長が決算委員会に答えたんだ。あなたたちは——国会の議事録に書いてある——そんなことはございせん、ございせん。まあなわ張りをやったか何か、そういうようなことをやったわけですけども、そういう事実をひた隠しに隠しておるわけだ。そうして、ございせん、ございせん、通つておるから、知らない人はそれで済むかもしれないが、これは知っている人から見れば、はなはだこつけないんですから、そういうことはだめですよ。

私は、先に進めますが、総理にお聞きしたいのです。総理はまあ軍事同盟的な性格はない、そこにはないということをことをきわめて言われた。それならどんな種類のこれは同盟なんです。これは単に条約というにはあまりにいろいろなんです。これはどういふ条約なんです、条約上。こ

これはどうです、反共条約ですか、これはどうです。
○国務大臣(椎名悦三郎君) 国交正常化の条約です。

○岩間正男君 総理に聞いています。あなたから言ってもいいけれども、総理です。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま外務大臣が答えたとおりでございませう。

○岩間正男君 しかしどうですか、あなたはこれまでの答弁を総合するというと、反共同盟ということになるんじゃないですか。単なる国交回復の条約ではない。広範な協力を誓った同盟、そうしてしかも、反共を目的とした同盟であると思えます。それはもうはっきりしておると思う。いままでの答弁を私はここであげませんけれども、そう言っているのですか、どうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 条約をひとつよく読んでいただきたいと思います。どこにもそういうことは書いてございません。基本条約、漁業条約、請求権、経済協力、在日韓国人の法的地位の問題、それから文化協定、どこにもないです。

○岩間正男君 反共同盟でございませう。たまたま条約の種類をまだ私は聞いたことではない。われわれは内容を検討して、そういうことを言っておるのです。反共同盟でございませうと云っているのです。佐藤総理、あなたはどうです。あなたは事あるごとに共産主義はきらいだ、きのうは排撃すると言っていました。排撃する、それでしよう。それはまああなたの好ききらいだから、われわれはそれに介入するわけじゃない。あなたの政策としてはいわゆる自由主義国家、反共諸国との提携協力を強化している。私は日韓条約はまさにこのような佐藤内閣の外交基調のこれは具体的なあらわれだと、こう考えますが、そう考えてよろしいかどうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) とんでもない話です。先ほど外務大臣がお答えいたしましたように、日韓間の国交の正常化をはかっていく、これは平和の条約であります。先ほど申しましたように、条約は、書いてある文字から判断をしていただきた

い、そのことを先ほど申ししたのでございませう。ただいま言われるように、岩間君は特別な頭をしていらっしゃるか、頭が非常によろしいか、いわゆる紙背に徹したと、こういうような考え方でお説を述べられました。私はそれに賛成をいたしません。私が共産党をいであることは、これはしはば申しました。わが国が共産化されることは、私は絶対にこれを防ぎます。守り抜きます。さようなことはさせません。こういうことは私申し上げておきます。

○岩間正男君 それはまあ、あなたがそういうふうに考えるのはいいが、しかしあなた自身の立場というものをよく考えて、それは言ったほうがいいですよ。あなたは就任したとき、何と言った——中国との国交を回復するのだとか何とか——今日ではまるでしりを向けているでしよう。それは北朝鮮に対して——朝鮮民主主義人民共和国に対して、きのうなんかは南から爆撃するよりも、共産主義による統一がこわいことまで、これは言っておるのです。そういうことで、反共のガリガリ者だということ、はつきりしていただきます。そうでしょう。反共同盟ですよ。そうしてしかも、この反共同盟の中で軍事的性格を持たないなどということはないのです。日米安保を見なさい、日台条約を見なさい。しかも、これらは全く侵略的な性格を持っておるのです。表面はいかにも包括的な協力をうたっております。条文だけ見ると、いかにもきれいな装いをしておる。しかしその陰には、はつきりこのような軍事条項が含まれておると思えます。私はそれなら、条文の問題が先ほどから出ていますから、条文についてこの中の問題を明らかにしたいと思ふのです。これは一昨日の公聴会、昨日の稲葉委員の質問、こういう中からたくさん出た問題です。これは端的に聞きますが、この日韓条約には軍事条項が全然含まれていないということをしはばあなたは言われる。そうして同じことを聞いても、また繰り返すでしょう。ところが基本条約の第四条(b)項には、国連憲章の原則に適合して協

力するということがはっきり明記されている。そこで、国連憲章の原則による協力というのは憲章第二条であるというところは、これは明らかだと思ふ。ところが、この憲章第二条については、全文をきのう藤崎条約局長が読んだ。その第二条第五項を念のためもう一べん読んでもらいたい。

○政府委員(藤崎萬里君) 「すべての加盟国は、国際連合が、この憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となつていかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならぬ。」

○岩間正男君 いま明らかに読まれたように、いかなる行動についてもあらゆる援助を与えるというこの第二条第五項、その中には明らかに軍事協力も含まれていると解釈するのが妥当じゃないですか。もしそうでないというならば、軍事協力を含まないという、そういう法的根拠は——どういふふうにあなたの方は、これを言ひのけることができますか。

○政府委員(藤崎萬里君) これは昨日もお答えいたしました。原則規定でございまして、確かに原則にはそう書いてございまして、個々の国が国連に軍隊を提供いたしますときには、この憲章のたてまえから申せば、第四十三条の特別協定制りきめでやるといふことが明文にうたわれております。ただ、特別協定制りきめでございまして、朝鮮動乱の場合にも安全保障理事会は、個々の加盟国の発意にたよつて、あつちう措置をとつたわけでございます。

○岩間正男君 そういふことを言われるけれども、私の質問に答えていません。私は、二条五項は軍事協力というものを含まないのだという、そういう根拠をこの条文の中から発見することができるとかどうか聞いています。できますか。

○政府委員(藤崎萬里君) 御質問にお答えしたつもりでございますが、原則規定でございまして、全部、觀念としては含まれておるけれども、軍事協力の義務が第二条の第五項から直接来るのじゃないというこ

ないということを申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君 そういふ解釈をされておりますけれども、そういう根拠は何です。直接来るものではないという根拠を、どこかに明示したところがありますか。

○政府委員(藤崎萬里君) ただいま申し上げましたように、国連憲章のたてまえどおりにものごとが必要ならば、第四十三条の「特別協定制りきめに従つて、……必要なる兵力、援助及び便宜を安全保障理事会に利用させることを約束する。」と、この約束に従つて加盟国がやれば、それでよろしいわけでございます。

○岩間正男君 その原則規定の中に包括的にあらゆるものを含めてある。それがこの日韓条約の中に書かれてあるというのが特徴じゃないですか。現に、現実を見たらいいです。自民党政府は、この国連憲章二条五項による協力として吉田・アチソン交換公文を結んだのであります。朝鮮戦争では国連軍に武器、弾薬の補給、基地、役務の提供を行ない、国連の名による侵略戦争に協力したではないのですか。これは明らかに軍事協力の一端でしょう。これをさらに公然化し、あらゆる援助をするための日韓条約ではないですか、そう言われてもこれはしかたないです。

○政府委員(藤崎萬里君) 第二条五項の義務は、国連加盟国はすべて負つておるのでございまして、もしいまお示しのようにこの五項を解釈するとすれば、国連加盟国は全部国連という軍事同盟の一員であるということになるわけでございます。

○岩間正男君 そんなばかかことを言っている。決議に——あつて朝鮮の決議なんかは反対した国がたくさんあるでしょう。現に、これは侵略規定だ。だから、そういう一般的な、いまの解釈では、これは話になりません。私は、この二条五項の中の「あらゆる援助」、このところをやはりもつと明快にしておく必要があります。何は

でも拡張解釈ができる。原則規定だから、ほかの条項があるから、その条項でまかなうのだ、こう言つたつて、現にこのように、いままで日本も軍事協力をしいられてきたじゃないですか、こういう事実があります。しかも日韓の国交が回復されれば、これがますます推進される。条約によつて明らかにされれば義務づけられる。そういう点が出てくるのですから、この点について嚴重な規定を一体なげしなかつたかと私は聞きたい。

○政府委員（藤崎萬里君） 私は決議のことを申し

でおるのじやなくて、この憲章のことを申し立て
 るのでございまして、この憲章の義務はすべての
 加盟国が現在負つておるわけでございます。これ
 は、第五項にはこう書いてございますけれども、
 先ほどから申し上げておりますように、現実には軍
 事的に国際連合の行動に協力する場合には、第四
 十三条の規定に従つてやればよろしいのだという

ことが、憲章に明文で書いてあるわけでございます。ただ、その第四十三条の特別協定ができておりませんので、朝鮮動乱のときにはああいうよりなやり方をしたと、こういうことでございます。

○岩間正男君 あらゆる協力をする」と書いているでしょう。その原則をここでそこだけうたっているでしょう。それで軍事的な問題じゃないと、こゝういふふうに言っている。そのように、あくまで軍事的なものを含まないと語りながら、やはり、ソビエト、ポーランド、チェコスロバキアとの条約のように、なぜそのことを明記しなかったか。明

記したらもつといいじゃないですか。日韓条約そのものは非常に軍事的性格があると云つて騒がれている、そういうときに、あなたたちは事志と反する、そういう立場だったら、そのことを明記して、日本の国民の疑惑を払うのが当然の政治的任務じゃないですか。なぜそういうことをしなかったのですか。そういうことをしないで置いて、そうして逆に、あなたたちの国会答弁では、この三つの条約は国連憲章の二条の原則をうたっている。だから日韓条約と同じというような答弁をいままでしてきたじゃないですか。きよりはまた、

それをやつたでしよ。一昨日公述人からやられたものですから、それをまた、公述人のいないところでこつそりやつたつてだめです。あれは「特に」ということがあるのだから、全体の七項目は全部かぶさるのだとあなたが答弁した。「特に」とうたつてゐる、その精神をなぜ日本では条約でやらなかつたか。そういうところは國民は信用しませんよ。そんなら、なぜそこを特にうたわなかつたか、平和的条項をうたわなかつたか。

○政府委員(藤嶋萬里君) 二条七項につきましては、そこから直ちに軍事的協力という義務が出てくるのではないということは、先ほど来申し上げているわけでございまして、これは軍備を持たない国も加盟国に入っておるし、条約上中立を守らなければならぬ国も加盟国に入っているわけがあります。

それから、先ほど申し上げましたように、ソ連、ポーランド、チェコの場合には、「なかなか」とか、「特に」とかということでは三項の紛争の平和的解決の項、それから四項の武力行使でござい

ましたが、この二項だけが特記してある。しかし、だからこの間の公述人の意見は、日本・チェコ、日本・ポーランドの協定は軍事的なものを排除されていい協定だけれども、これをはかの項を含んでいと軍事協力が含まれて悪い協定になるというような趣旨のお話でございましたけれども、きょう先ほど申し上げましたのは――三項、

四項を特に強調していることは、これは事実でございませう。「特に」とか「なかなんぞ」とか言つておるのでございませう。しかし、七項ある原則のうち、三項、四項をつまみ食いするよりなことは、加盟国として許されないわけです。「主権平等」という第一項の原則を排除するとか、そういうようなことはできないので、この第五項というものを、いかにも軍事同盟みたいにお説みになっているのは説き違いであらう、ということを先ほど来御説明申し上げておる次第でございませう。

○岩間正男君　書いてあるとおりで。条文そのもの

のが非常に客観的な一つの価値を持つ。そこに問題がある。

それから、そういうことで言いのがれをするけれども、前例は山ほどある。事前協議の例を一つ見てください。私たちが心配しているのは、そのことだ。五年前の安保委員会の審議において、「事前協議」というのをどういうふうにあなたたちは解釈した。あの事前協議は、絶対に日本の軍事基地を使わない、それだけじゃない。沖縄を中継基地にして戦地に行くことも、これを事前協議の対象にする、あるいは補給のための、そのような

援助も、これが作戦のためにつながるなら、これは事前協議の対象になる。ですから、どうぞあの新安保を通してくれと、手を合わさんばかりに、佐藤さん、あなたの兄さんの岸さんがそういう答弁をしたのです。私も質問をやっているんだ。いいですか。今日ではどうだ。事前協議はどうなっている。全く、このようなことは全然無視されている。事前協議を発動したことはありませんか。私

は、あんな事前協議なんというものは条約を通すためのごまかしである、ということをご当方力説した者です。藤崎条約局長は、商売柄非常に忠義心を發揮されているのかしらぬけれども、そういうような解釈だけではだめです。公述人の話を聞いたでしよう。二条七項の問題もあつたでしよう。二条五項、二条七項、その問題をいまのような解釈だけで、ぐぐり抜けようとしても、国民は納得しないと思うのです。まあ、時間の關係から次に進む。

私は次の問題でお聞きします。第三条にも関連する問題。基本条約第三条。総理並びに外相は、この条約の適用範囲を停戦ライン以南の南朝鮮に限定すると言っているが、南北朝鮮が将来統一された場合、この条約は一体どうなるんですか。新しく結び直すのですか。それまでの暫定条約として、この条約はあるんですか。この条約には、破棄条項も修正条項もない。そうすれば、将来これでいくとしか考えられないのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(樞密院三卿) あゝの第三条は、国連決議を引用しておるのであります。国連決議の趣旨に適合しないという状態は、もうほとんど予見すべからざるような大変化が来なければならぬはずでありますが、そういふような場合は、われわれは容易に実現するものとは考えないのであります。でありますから、ほとんど予見すべからざるような状況を想定して、その上に立つての語でありますから、さういふことは、今日においては言ひことを控えたほうがよろしい、こう考えます。

○岩間正男君 お聞きします。あなた方は、南北の統一を望んでいるのですか、望んでいないのですか。

○國務大臣（椎名悦三郎君） それは非常に望ましく考えるのでありますが、さような事態は容易に來さるゝものないといふことを、私は客觀的事実に基づいて、さような考え方を持っておるので、そう申し上げたわけであります。

○岩間正男君　望んでいると口では言っているが、それを妨害しているものが、あなたの頭の中にもある。この考え方が妨害している。日本国民の意識が変わり、アジアの人たちの意識が変わったら、南北の統一、この平和的な統一をやることができる。それを妨害してゐるでしょう。そういうことで、一方ではそういうことを口では言っているけれども、口とはまるで反対のような行動をとっている。

私は、その点で藤崎条約局長にお聞きしたい。あなたは、こういうことを言っているでしょう。この前の特別委員会。十月二十九日の衆議院です。「大韓民国」といふのは、統一朝鮮がなかなかできないので、国連の委員会が觀察し得る範圍内で、ああいふ政府をつくった。その管轄權は、したがって南の部分にしか及んでいない。しかし、これはいわば仮の姿であつて、理想は統一朝鮮である。統一朝鮮になったら、その領域は当然に朝鮮半島全域に及ぶべきものであるといふことは、これはまたこの國連決議の趣旨からも明らか

なところである」と言い、また、高辻さん、あなたも、「大韓民国が国連の方針のもとに、やはり統一朝鮮国家の実現を期している国家である」という事情も、これは御承知のとおりである——そうすると、現在の適用範囲と、それから将来の適用範囲についてのあなたの言明というものは、この政府の答弁と非常に食い違っているように思います。どうなんですか、適用範囲について。そういうふうになるという、どっちを一体とばいいんです。明らかに食い違いがあります。どっちがほんとうなんですか、椎名さん。

○政府委員(藤崎高里君) 適用範囲の問題じゃございませんで、大韓民国政府の管轄区域の問題と領域の問題について申し上げておるわけでございます。国連決議では、大韓民国政府の管轄区域の問題について、これが南半分だけにしか及んでいないということがはっきり認められておる。しかし、領域と言いますと、すぐ、それじゃ三十八度線が国境かということになるわけでありまして、そう断定しておるわけではございませんで、国連決議でも「領域」とか「領土」とかいうような表現はとっておらないわけでございます。したがって、領域、領土の問題を論ずるときには、大韓民国も国としておる統一朝鮮ができた場合の国の姿について申し上げたほうがよろしいだろうと思つて、いまお話し上げになつたような答弁のいたし方をしておるわけでありまして。

○岩間正男君 管轄権といふ、それから適用範囲といふ、これはどう違うのです。これは、あなたはどう区別しているか。現実的に言つてください。いま停戦ライン以南に適用される。管轄権はどうなんですか。管轄権は適用範囲と。

○政府委員(藤崎高里君) 範囲が違ふ、違ふないの問題ではございませんで、觀念が違ふのでございませんで。管轄権と申しますのは、国家あるいは政府について、その支配の及ぶ範囲の問題としてとらえておるわけでございます。適用範囲と申しますのは、国際間に結ばれる条約、協定の適用の範囲という問題を論じておるわけでございます。

○岩間正男君 あなたがこういう答弁の中で、管轄権と適用範囲ということばで、そのところを觀念の相違だと言つておるが、具体的にどうなんですか。具体的に言つて、将来三十八度線を越えて、停戦ラインを越えて、そして統一された朝鮮が望ましいと言つておるわけではございませんで、それがあなたの気持ちでございませんで。説明でございませんで。高辻長官も言つておるのですね。政府はどうなんですか、その点は。政府もそう考へるのですか。これは政府の正式見解と考へていいのですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 総理もしばしば答えておられますが、一民族が二つになつておることは、まことに不幸な状態である、隣国日本にとつても、一つの民族が二つのおさまつて、仲よく一つの国家を形成するということは非常に望ましいと、こういうことを言つておるのではありませんか、政府としては、方針としてはきまつて明瞭であります。

○岩間正男君 総理に伺います。総理は、南北朝鮮の統一を望んでおられるかどうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 何度もお答えをいたしましたし、ただいま外務大臣からもお答えをいたしましたように、一民族が二つの国家になるという、これはたいへん民族の悲劇だ、かように私は考へております。同一民族一国家、これが原則だ、これが民族の念願でもあらう、かように私は思ひます。

○岩間正男君 総理の言ひ、統一を念願しておると言ひけれども、これは、あなたのこの前の中国問題、昨年です、昨年のいまごろ盛んにやつていた問題ですが、中国の統一は望ましい、一つの中国だ——必ず言つておる。しかし、はつきり突き詰めてみれば、台湾政府を中心とする統一だつたでございませんで、これと同じことだ。この間のあなたの「南北統一」は望ましい。政府もみな言つておる。椎名外務大臣も言つた。それを突き詰めて考へてみると、国連統一方式じゃない。つまり、一つの朝鮮と言つておられますけれども、これは、韓国政府を中心としたところの北の統一を目ざす、そういう意図は明らかじゃないですか。これはいかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) いささつを見ましても、あの当時、ソ連とアメリカが、何とか統一朝鮮を形成しよう、つくりたいといふので、ソウルで、いろいろ南北両方面から人が集まつてこの問題を議したのでありますが、どうしても意見が相違して、お流れになつた。こういうことで、国連としてはこれを放置できないので、新しく委員会を組織して、そして国連の觀察のもとに南北朝鮮にわたつて自由な統一選挙を行なつて、そして統一のとれた政府をつくらうとしたのでありますけれども、そのときに北朝鮮は、がんとして国連の委員会の連中を北朝鮮に入れない。やむを得ず、南の部分だけで選挙が行なわれて、そして三十八度線以南に大韓民国ができた。こういういきさつがございませんで。国連のあの方式が、どこの気が入らないのかわからぬけれども——とにかく、公平な統一選挙を行なつて、そして南北の統一をはかるという、この趣旨はきまつてけつこうな主張でございまして、日本としては、これに賛同しておるのであります。今日、むしろ北朝鮮のほうの理由で統一ができないというより状況ではないかと……。

なお、あなた御存じだろうと思ひますが、北朝鮮の憲法を見ても、選挙権、被選挙権を与へる資格が定められておる。重罪犯人、これはやむを得ない。その次は精神病者、その次に「親日分子」と、こう書いてある。親日分子は、選挙権も与へられなければ、被選挙権も与へられない。こういうようなきまつて排他的な、ほとんど理解に苦しむようなことが、しかも憲法に書いてある。こういうような状況でございまして、まあ総理は、どの国とも仲よくしたいと、こう言ひのたがひますが、相手方がどうもそういう調子では仲よくできないではないか。まあ、こういうよりなこともございまして、今日では南北の朝鮮の統一ということは非常にむずかしい問題じゃないか。何か、やさしい方法があるなら、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○岩間正男君 「親日分子」とかなんとかいうようなことばで言つておるけれども、それは、あなたたち日本の反動勢力になつておる、朝鮮の統一を妨害する、そういう者をさしておる。このことについては、これははつきりしている。そういうよりなことで茶化すのは、これはよろしくないと思ひます。

それで、あなたたちの言う統一方式、つまり韓国政府を中心とするところの統一、これは、一九五四年の第九回国連総会の決議をさすことは明白だと思ひます。これは、あなたたちの正式文書でも、ちゃんと自民党は出しているのですから。ところで、この第九回国連総会の国連決議というのは、四年のジュネーブにおける朝鮮戦争派兵十六カ国共同宣言を取り入れたものであるということも、これは明白だと思ひます。この宣言によれば、二つの原則をうたつておる。その一つは、「国連は、その憲章に従ひ、朝鮮における侵略を撃退し、平和と安全を回復し、そのための集団行動をとること」、つまり、国連は南を助け、北に侵略する、こういう表現をこのようになつておる。二つには、「国連監視下に朝鮮の選挙を行ない、統一政府をつくること」、このようになつておる。この共同宣言を取り入れて、第九回国連総会の決議はできているということは明白だと思ひます。そうすると、一体どうなんですか。これは明らかに国連憲章第二条七項の違反じゃないですか。内政干渉なんですよ。朝鮮の統一というのは、朝鮮人民が自主の立場で平和的民主的な統一をやればいい。それに対して国連が武力による介入までしてこれを妨害しておるというのが現実じゃないか。それに對して、今度の日韓条約、ことに第三条の「朝鮮には、明らかに、このようないま韓国政府が考へておるところのいわゆる武力による北朝鮮侵略、こういう態度、あるいは勝共統一、こういうよりな方針を支持して、国連の方式だということでは、

やつていくという、そういう意図を持っているのじゃないか。私は、この問題は、単に管轄権、適用範囲、こういう問題だけじゃなくて、実はその陰に、このような国連軍という名前を僭称するアメリカ軍の意図、これがはつきり隠されたところの、侵略に対してそれを合法化することの条約であると言わざるを得ないのです。これは、きわめて明白じゃないですか。国連憲章二条七項の違反だ。内政不干渉という、このような原則というものを打ち破ったところの、まことにあるまじきところから出発しているのだという、この根源をはつきりしなければならぬ。日韓条約の三条問題、「簡単簡単」と呼ぶ者あり。この問題について、もつともこの軍事的な性格というものを、その背景にひそんでおる性格というものを、われわれは、この議場を通じて明らかにしなければならぬと考えます。「わかつたわかつた」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。そこのほうで、「わかつた」、それから「時間時間」と言っているけれども、あまり変な、うるさいことを言わないほうがいいと思う。ゆうべ、ちゃんとわれわれは時間を計算しておる。民社党の曾根君には二時間五十分与えておる。そういうような態勢の中で、しかもわずかに何分も過ぎていない。

最後に私はお聞きしたいと思ひます。こういうことですから、どうです、朴政府はいま何をやっているか。この朴政府は、軍事政権をつくり上げた瞬間から、祖国の統一を主張した人々を盛んに弾圧している。南朝鮮の前国会議員で統一社会党の指導者であった李熙求、社会党の委員長であった崔鍾應は、平和統一を主張したの理由だけで、裁判もなく、むざむざに虐殺されているではないですか。同じ理由で、民族日報の社長であった趙鍾寿、社会党の組織部長であった崔百根の二人は、軍事裁判で死刑に処せられている。また、南北学生会議を、会談を主張したソウル大学の若い学生までも……。

○委員長(寺尾豊君) 岩間君、時間ですから簡単によつてください。

○岩間正男君 彼らには最高無期懲役までの過酷な刑罰を加えた。最近では、朴正熙一派は、平和統一を主張したという理由で、文化放送社長黄竜珠を不法にも逮捕監禁し、無数の出版物を停刊させているではありませんか。このような事態、このような現実を考慮するときに、私たちが、このような政府と友好を結ぶという佐藤内閣の性格というものを、国民は鋭く批判せざるを得ないだろうと考える。

次に、最後に……。

○委員長(寺尾豊君) 岩間君、相当超過していきなすから、簡単にやつてください。岩間君、いいですね、それで。

○岩間正男君 私は、このような反民族的、反人民的な、侵略と戦争の条約の発効を契機として、その背後にいかなる段取りが準備されているのか、この点について最後にたざしたいと思う。すなわち、羽生委員がもうすでに触れられたように、アメリカのラスク國務長官は、核問題の話し合いに日本を参加させることはアメリカ政府の方針であると述べています。また、韓国の朴大統領は、反共集団安全保障体制を強化すると述べています。さらに、南ベトナムのグエン・カオ・キは、韓国を訪問して反共同盟の結成を提案しているのです。佐藤総理も、去る十一月二十五日、当委員会でも、私も招かれたら、こちらから出かけて意見を述べたいということ、あなたは現に言っているわけですか。この一連の言明、これを総合すると、いまやすでに日韓のめどもついた、そのあとに來るこの体制について、しきりにこれらの関係諸国が動いておる。その中であなたも出かけて行くと言っておられるのでありますが、どういうことを一体向こうに行つて話をされるつもりなのか。どういう目的をもつてお出かけになるのですか。この点をお伺いします。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、しばしばお答えいたしました。平和に徹する政治を遂行し、また、憲法の精神を守る、これを貫いてまいります。

す。したがって、ただいま御心配になるような点は絶対にございせん。この点は、私は、どうお話しになりました。軍事同盟その他の軍事的なことを考えるものではございせんから、それだけ明確にお答えしておきます。

○委員長(寺尾豊君) 本日の質疑はこの程度とさせていただきます。

○岩間正男君 委員長、委員長、もう少し……(発言する者多し)

○委員長(寺尾豊君) 岩間君、これが最後だと言つたじゃないですか。

○岩間正男君 これこそ、いまアメリカが企てているアジアの新しい核戦争ではないかと思う。私は、この核によるところの……。

○委員長(寺尾豊君) 岩間君、これで終わりですね。終わりますね。

○岩間正男君 これで……。

○委員長(寺尾豊君) 終わりますね。

○岩間正男君 二問。

○委員長(寺尾豊君) ただ延ばしてもだめ。いかに。一問。

○岩間正男君 二問。何で共産党だけにきつくするんだ。

○委員長(寺尾豊君) 早くやりなさい。(発言する者多し)

○岩間正男君 そんなことを言っているより、質問を許したほうがいいんですよ。

○委員長(寺尾豊君) 一問。一問。

○岩間正男君 二問。

私は、こういうことは、いまアメリカが企てているところの、アジアにおける新しい核戦略体制だと思ひます。そんなら一体、核による安全保障体制というのはどうなんですか。いわゆる核安保といわれている、この核安保の正体というのは、どういふものでしょう。こうじゃないのですか。核拡散防止ということを盛んに口実にする。そうして核を持たない国を守つてやるといふ名目のもとに、傘下の国々に核兵器を配備し、核による支配を体制的に強化すること、アメリカの核の傘のもとで、侵略的、従属的な新しい軍事同盟をつくり上げること以外にはないと思うので、アメリカの強い要請があったら、一体政府は、これに参加するかどうか。

私は、これと関連して、現に、もう政府は、松井国連大使をして次のようなことを言わせておる。国連大使は、こう言っています。八月の国連総会、「核拡散防止条約に参加するからには、非核保有国が核保有国の脅威と攻撃から安全を守るため、二国間または集团的な防衛条約を結ぶことを妨げない」ということを明らかにすべきだと思ひ、こう言っている。それは、政府の公式見解と考へていいの。どうですか、この点を私は佐藤総理から……。あなたは行つてやるといふことをおっしゃつたから、あなたが答へてください。どうなんですか。(局長でもいいよ)と、呼ぶ者あり。局長なんかにだめだ。外務大臣だ。外務大臣に聞かなければだめだ。政府の正式見解かどうかというのに、それではだめだ。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 核拡散防止がかりに守られても、核を持たない国の、核からの脅威というものを、これを防ぐような機構が設けられる必要があるということを言っているわけ、これは、別に……。

○岩間正男君 そういう体制をつくる、集団防衛体制、核安保体制ができる、それはどうなんですか。参加するの。かしないのか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) とにかく、核拡散防止をする以上は、能力があつて、なお核を持たないという国が多数あるものでありまして、そういう国に対する安全といふものは、何らかの方式によつて守られなければならないという主張でありまして、これはきわめて穏当な、きわめて妥當な主張である。私は考へております。

○岩間正男君 そこで、あなた、そう言つたけれども、私はさつき指摘したでしよう。核拡散防止という名前は口実だ、そうして核を持たない国

に、實際は核をずっと配置する、支配する、そしてとどろん持ち込む、そうしてアメリカの核の傘のもとに入れたところの集団安全保障体制をとる、アメリカがこれを支配する。核によるところのそのような膨大な支配を確立しようとする。これがこのねらいです。

○国務大臣(推名悦三郎君) 松井大使の言うことは……。

○岩間正男君 ちよつと待つて下さい。そこで、現にアメリカはどうです……。

○国務大臣(推名悦三郎君) 松井大使の言うことは私の言ったこととあります。それを、どうこう、非常に誇大にあなたは広げて、そしていろいろなことを言っているけれども、それはあなたのごかてですけれども、私の申し上げたのは、そういう意味じゃない。

○岩間正男君 松井大使はこう言っているのです、現にね。現にアメリカは……。

○委員長(寺尾登君) 本日の質疑はこの程度とし、明日午前十時から委員会を開いて質疑を行います。(委員長、何だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 散会いたします。

午後八時九分散会

【参照】

委員派遣報告書

本委員会の決定に基づき第一班は、日韓基本条約等諸案件に関する公聴会を大阪において開催するため、十一月二十八日、二十九日の二日間、大谷理事、松野理事、亀田理事、森理事、井川委員及び黒柳委員の六名が現地に派遣された。

大阪公聴会は十一月二十九日午前十時十五分より、大阪府議会議員会において開かれ、大谷理事が座長として、あいさつ、公述人及び委員の紹介、議事運営について説明を行なった後、

大阪市立大学教授 黒田 了一君
大阪スタジアム株式会社社長 浅田 敏章君

総評大阪地方評議会事務局長 帖佐 義行君
京都大学教授 大石 義雄君
京都学芸大学助教授 岡 順也君
大阪地域婦人団体協議会会長 辻元 八重君
以上六名の公述人から、順次、約二十分ずつ意見の開陳を求めた。

以下各公述人の意見を発言順に要約して報告する。

まず黒田了一公述人からは、
「本条約は両国間の合意・解釈に疑義がある上、日本側の大幅譲歩にもかかわらず、過去の反省に欠けるため、韓国国民の批判を買い、友好関係を期しがたい。しかも、いわゆる国連軍の指揮下で武力北進を期する韓国の軍事的動きにまき込まれる危険がある。経済協力の根拠・性格も曖昧で腐敗を招くおそれがあり、また在日朝鮮人には、憲法及び世界人権宣言に反する取扱いがなされることになる。その上、本件の審議が議会民主政治の最低のルールさえ守られなかつたことはとくに遺憾である。」という意見が述べられた。

次に浅田敏章公述人からは、
「戦前から韓国と密接なつながりをもつ関西としては、一日も早く日韓関係の正常化を望む。これをもちて南北対立を激化させるとか、軍事条約というのはいわれのない曲解である。これまで東南アジア諸国に賠償・経済協力を行なつてきた日本として、韓国の経済建設を援助するのは当然で、これがひいては日本、とくに関西の経済発展にも結びつくことになる。速やかな承認可決を望む。」という意見が述べられた。

次に帖佐義行公述人からは、
「衆議院における抜打ち強行採決は民主主義の破壊であり、有効と認めがたい。本条約は、安保条約、三矢計画等と並んで日本を戦争にまき込む危険がある。三十八度線の対決政策を改めたい限り、日本の経済協力が韓国の民生安定に役立たないことは、これまでの米國援助の成行きが物語っている。日本の独占資本には、再び韓国を経済的に支配しようとする意図がうかがわれ、また在日朝鮮人を差別することは人道上也許しがたい。」という意見が述べられた。

次に大石義雄公述人からは、
「憲法論の建前からいえば、国民多数の意思は、憲法の定めた仕方、すなわち、国会の多数の意思として現れる以外になく、この点から、国民多数が本条約を支持していると考えるべきだ。条約は両国の合意に基づくものだから、大局的見地からある程度の譲歩は当然である。経済侵略になるからぬかは韓国の問題であり、日本でとやかくいうべきでない。軍事同盟的な色彩は全くなく、また朝鮮の統一はいくらよくして行なわれ得ない現状だから、本条約は日本の利益になる。」という意見が述べられた。

次に関順也公述人からは、
「条約の内容、とくに請求権・経済協力の内容が曖昧である。かつて日本は在韓私有財産に請求権ありとの主張であつたが、いつのまにか譲歩し、しかも、いわゆる経済協力五億ドルの根拠・性格がわからない。協定で保護されるのは韓国側の財産だけであり、日本が漁船拿捕の請求権を放棄したことは、今後問題を残すものだ。」という意見が述べられた。

次に辻元八重公述人からは、
「主婦の立場からいえば、どこの国とも仲良くしたいので、韓国との友好は望ましい。これが北鮮との敵対関係を生むというのはいさぎよく日本としては、反共同盟という狭い考えでなく、まず手の握れる韓国と手を握つて、その後に北鮮とも友好関係を広めてゆくべきだ。要は、条約の今後の運営にあるのであり、反対・賛成の両者とも形式的に飛躍せずに、静かに論議をつづけて欲しい。」という意見が述べられた。

以上をもつて各公述人の意見開陳は終わり、いったん休憩した後、各委員より各公述人に対し熱心な質疑応答が行なわれ、午後三時四十二分に散会した。

このたびの公聴会がきわめて平穩かつ有意義に行なわれたことは、大阪府当局及び関係者各位の

絶大なる御協力によるものであり、この機会に改めて深甚の謝意を表し、報告を終る次第である。

昭和四十年十二月三日
日韓条約等特別委員会

理事 大谷藤之助
理事 松野孝一
理事 亀田得治
理事 森元治郎
委員 井川伊平
委員 黒柳明

派遣委員の報告書

第二班の派遣委員は、草葉隆圓理事、久保勘一理事、日高広為委員、稻葉誠一委員、中村英男委員及び鈴木一弘委員の六名であつた。

福岡公聴会は、十一月二十九日午前十二分より、福岡市内の福岡県学校給食会館講堂で開かれ、草葉班長のあいさつ及び紹介ののち、六名の公述人から意見を聴取したが、公述の要旨は次の通りである。

まず、日本社会党福岡県本部委員長緒方孝男君は、
衆議院で採決が行なわれたかどうか不明である。国民は議会政治に不信の念を抱くであろうと述べたのち、
基本条約第三条は、兄弟喧嘩の一方に味方してこれに相続権を認め、他方を排除するものである。真に隣国との友好とは言えない。

「国連憲章の原則に適合して協力する」との第四条により、わが国は、国連軍に編入されている韓国軍の行動に協力する義務が生ずる。

経済協力によつてわが国から技術者等が派遣されることになるが、韓国の政権崩壊の危険があるとして、日本人の生命財産保護のため海外派兵が行なわれるおそれがあり、日韓条約はこの口実を作るためのものである。との反対意見を述べた。

次に、弁護士山本彦助君は、
法的地位協定は、韓国人を優遇し過ぎているというが、協定永住者の孫以下については二十五年以

内に協議することとなつておるので、子々孫々まで永住権を与えるものではなく、また麻薬の罪の重き者、無期または七年以上の刑に処せられた者等は退去強制事由に含まれていることから見て妥当である。

基本条約第三条は、解釈の噴違ひが指摘されているが、「唯一合法政府」の前に国連決議云々の制限文句が付されているから、北鮮を含まないとの日本の立場は貫かれてゐる。

今回の条約、協定は、両国の歴史的地理的關係にかんがみ、大局的見地から妥当なものである。

わが国憲法の前文に、「恒久の平和を企圖する」と謳つており、かりに憲法が改正されても、前文の「恒久平和」は改正されないであらうから、この「恒久平和」に忠実である限り軍事同盟の懸念はない。として賛成の意見を述べた。

次に福岡県労働組合総評議会議長安永英雄君は、

戦時中福岡県では十三万の朝鮮人が強制就労させられ、また現在では、米軍輸送機の飛来、山田弾薬庫からの弾薬送出等をまのあたり見ている県民としての立場を述べたのち、

請求権問題がどのような条件で解決されたか明らかでない。朝鮮に財産を残してきた県民が多いが、私有財産没収は不当であり、補償すべきだ。請求権問題は植民地支配の損害賠償に準ずるものであり、統一実現後に解決されるべき問題である。

経済協力とは、日本の大資本の韓国進出により、植民地支配の再現になりかねない。また軍事目的に使われる心配があり、在日米軍は各種車輛を調達して韓国に送出していると伝えられる。経済協力はベトナム戦争を激化させるおそれがある。として反対意見を述べた。

次に、福岡韓国貿易促進協議会専務理事塩沢豊君は、

日韓貿易拡大のためには、まず、韓国で欠乏している資料、輸入資金、技術を供給する必要があるが、経済協力は、貿易拡大の誘い水となり、

相互の経済発展に寄与する。

日本の大企業のみどころを肥やすといわれるが、韓国側の使用計画案では中小企業にも配分することとなつており、従つて日本の中小企業の製品も需要対象となり、受益の範囲は広い。

要するに経済協力は、やせたとわとりに栄養を与え、卵を生むようにするものであり、国益に貢献するとして、賛成の意見を述べられました。

次に九州大学助教授中橋興君は、漁業協定に關し、

実績主義が尊重され、資源保護が無視されたいがある。将来韓国漁業の発展により、資源問題は深刻化するであらう。

旗国主義を貫徹した結果、韓国側の不信を買ひおそれがある。その他国際法的には、入会権の放棄、済州島付近及び対馬・釜山間の基線の引き方等に難点があると詳細に論じ、

また経済協力供与により、韓国は日本の遠洋漁業の強力な競争相手になるとして、

要するに、今回の協定は、日本漁業に与えるマイナス面及び国際法上の難点から反対するとの意見を述べた。

最後に、長崎県漁業協同組合連合会会長秋山秀雄君は、

西日本漁民として、十四年間捕、抑留の原因であつた「切り捨て御免」の李ラインが解消したことは大きな成果である。

沿岸漁民は、出漁隻数の規制や、韓国水産物の輸入による魚価下落等のしわ寄せを受ける面もあるが、明日の一万円より、今日の百円が欲しい。

韓国漁業界と協力提携してゆきたいので、政府も、良識ある国内施策を行なうとともに、民間人接触の機会を提供し、両国水産界が真に苦楽を共にするように指導すべきである。

要するに二十年の苦難の歴史に終止符を打つものとして、国交正常化に賛成するとの意見を述べた。

以上の公述のち、委員から質疑が行なわれたが、主なる質疑応答は次の通りである。

稲葉委員より、ベトナム戦争に関連する問題として、最近の米軍及び自衛隊の行動の具体的説明。退去強制を受ける韓国人は、引き取りが約束されているので、朝鮮籍のものより不利とならないかとの点。漁民の受けるしわ寄せの内容等について質したのに対し、

緒方公述人より、米軍基地が忙しくなつてゐること、自衛隊のナイキ設置が急がれてゐること等の説明があり、

山本公述人より、退去強制はすじを通して考えるべきこと、

秋山公述人より、のり、するめの輸入増大により魚価が下落してゐること等の答弁があつた。

次に日高委員より、在韓財産の放棄は、憲法から見て、国内補償の要はないか。民間漁業協力をどう進めるかと質したのに対し、

山本公述人より、補償の要はないと考える。

秋山公述人より、大漁貧乏にならぬよう話し合ひ、日韓間で漁業組合の連合会を作りたいとの答弁があつた。

次に鈴木委員より、憲法に忠実であれば軍事同盟の懸念はないというが、憲法改正の動きをどう考えるか。経済協力は経済侵略にならないか。日韓のまき網漁業の現状はどうかと質したのに対し、

山本公述人より、憲法はそう簡単には改正されないであらう。

安永公述人より、経済協力の使途が不明なために不安がある。使用計画案がしばしば変更することは使途の不明を物語つてゐる。

塩沢公述人より、経済侵略にならぬよう自制すべきである。

中橋公述人より、韓国のまき網は現在十八カ統であるが、協定の百二十カ統まで出漁するようになれば、資源枯竭は火を見るより明らかであるとの答弁があつた。

次に中村委員より、貿易は産業の競合しない国とするのがよい。韓国より北鮮とすべきではないか。日本の専管水域を対馬だけに限るのは片手落ちであり、合弁会社等が韓国に設立されれば、韓国

名の日本漁船が日本の専管水域で操業できるではないか。かつて抑留者の留守家族は、釈放要求のデモの際、「国益を害してまで妥協するな」との心情を述べたが、この気持は今も変わらないかと質したのに対し、

塩沢公述人より、韓国では主として建設材等を輸入しており、韓国産業と競合しないこと。北鮮との貿易は民間ベースならよいこと。

中橋公述人より、協定を結んでから日本の専管水域をきめるのは順序が逆であり、国内体制を整えてから結ぶべきであつた。

秋山公述人より、今回の協定が日韓両国の繁栄になることを漁民に説得するとの答弁があつた。

最後に久保委員より、李ラインが国内法として残るのをどう考えるか。まき網の百二十カ統は多すぎるか。旗国主義を厳格に規定することは李ライン撤廃のため必要ではなかつたのか等が質したのに対し、

山本公述人より、先方の国内法存続は、国内事情で、徐々に廃止されると考える。

中橋公述人より、日本側は、国内補償問題をおそれて実績主義をつた。旗国主義は、韓国側の不信を除去するため、ゆるめる必要がある。との答弁があつた。

かくして公聴会は午後三時八分に閉会したが、この際公聴会開催に全面的な協力を寄せられた県当局その他関係者各位に対し深甚なる謝意を表して、報告とする。

昭和四十年十二月三日

日韓条約等特別委員会

理事 草葉 隆圓
理事 久保 勘一
委員 日高 広為
委員 稲葉 誠一
委員 中村 英男
委員 鈴木 一弘

昭和四十年十二月十六日印刷

昭和四十年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局